

# 配電事業ライセンスの検討状況について

令和3年5月20日

資源エネルギー庁

**第9回**  
**持続可能な電力システム構築小委員会**  
**(令和3年3月17日開催)**

# 配電事業制度の詳細制度設計に係る主な論点

- 本日は、**論点②の配電事業等の分散型グリッドの導入により期待される効果と、その導入促進のための事業環境整備の在り方**に係る論点について御議論いただきたい。

第5回持続可能な電力システム構築小委員会  
(2020.7.20) 資料1より抜粋

## 【全体】

論点①：事前準備時、事業実施中、撤退時における、申請、許可等の業務フローの基本的考え方  
(電力・ガス取引監視等委員会、消費者庁の関与を含む。)

論点②：配電事業等の分散型グリッドの導入により期待される効果と、その導入促進のための事業環境整備の在り方

## 【各論】

### 事前準備時

### 事業実施中

### 撤退時

国

論点③：参入許可基準の詳細設計

- ・地域や住民への事前説明を含む。

論点④：託送約款の料金算定規則・変更命令基準

- ・一般送配電事業者の託送料金に照らした適正性を含む。

論点⑤：引継計画の承認基準

- ・適正な設備の譲渡又は貸与料に関する考え方を含む(一般送配電事業者の託送料金に変更される場合の取扱いにも留意。)

論点⑥：兼業規制に係る適用除外基準

論点⑦：区分会計、情報遮断等の  
行為規制の適用の在り方

論点⑧：撤退時に備えた各種基準

- ・撤退しようとする場合の事業計画に関する事項(許可基準)
- ・撤退時の原状回復義務(引継計画)等

一 広域  
送 機  
機 関

論点⑨：広域機関において定めるべきルール及びシステム

- ・スイッチングシステム、計画値同時同量等

論点⑩：一般送配電事業者において定めるべきルール及びシステム

- ・周波数調整に係る責任分担、災害時・オフグリッド時の責任分担、メータリングシステムの連携等

事 配  
業 電  
者

論点⑪：参入申請、託送約款、引継計画等の各時点における事業者の申請内容、報告事項

- ・必要に応じ、電力・ガス取引監視等委員会のあっせん・仲裁の仕組みも活用。

## **【論点②】配電事業等の分散型グリッドの導入により期待される効果と、その導入促進のための事業環境整備の在り方**

## (参考) 分散型グリッドの事業環境整備

第7回持続可能な電力システム構築小委員会  
(2020.10.16) 資料2-2

- 供給安定性・レジリエンス向上、電力システムの効率化、再エネ等の分散電源の導入促進、地域サービスの向上等、配電事業に期待される効果は様々あるところ、いずれも事業者のイノベーションを伴う。
- このため、**先進事例等の共有・連携等を図るため、配電事業等の取組を積極的に検討する事業者等が集まり、知見等を集約する場**を設けることとしてはどうか。
- また、ここで得られた知見を「分散システム導入プラン（仮称）」にも盛り込んでいくこととしてはどうか。

## 分散型エネルギープラットフォームでの議論について（ERAB検討会にて報告予定）

- 令和3年2月、分散型エネルギーを活用する事業の導入を加速するため、約420社の関係事業者・自治体・団体等が登録する「**分散型エネルギープラットフォーム**」を開催し、**地域マイクログリッドの構築や配電事業の実施に向けた課題等**について議論を実施。
- これらの課題等は、令和3年4月中旬に開催予定の「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会（ERAB検討会）」において、詳細を報告の上、議論予定。ここで得られた知見を「分散システム導入プラン（仮称）」にも盛り込んでいく。

### ■ 令和2年度 分散型エネルギープラットフォーム

テーマ1：地域マイクログリッドの構築や配電事業の実施に向けた課題の整理（32者が参加）

討議内容	主な論点	主な参加者
① 地域マイクログリッドの構築（制度、関係者合意等）	地域MG事業における制度的制約、関係者合意を得るにあたって問題となる点にどのようなものがあるか	不動産事業者、地域新電力、新電力、再エネ発電事業者、旧一般電気事業者
② 地域マイクログリッドの構築（技術的観点）	地域MG事業における技術的な課題・制約としてどのようなものが存在するか	ガス事業者、一般送配電事業者、独立行政法人、大学、メーカー、研究機関
③ 配電事業への参入	配電事業への参入を検討するにあたっての課題とはなにか	メーカー、ゼネコン、一般送配電事業者、重工業、ガス事業者、地域新電力
④ 地域マイクログリッドの構築（事業性、継続性）	マイクログリッド運用者が事業体として継続的に収益を得るための手段としてどのようなものがあるか	メーカー、新電力、地方自治体、旧一般電気事業者、金融機関

# (参考) 分散型エネルギープラットフォームについて

第12回再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会 (2021.2.16) 資料2 一部修正

- 需給一体型を含む分散型エネルギーモデル導入加速化のためには、**課題の抽出、分析を行うこと、及び関係する多様なプレイヤーが情報を共有し、共創する環境を醸成することが重要。**
- 資源エネルギー庁及び環境省は、**分散型エネルギープラットフォーム**を令和元年より共同で開催。
- 令和2年度は、**家庭、企業／公的機関、地域**の枠組みごとに、**ZEHの普及拡大、企業における自家消費の促進、地域マイクログリッドの構築**等のテーマを設定して、関連する事業者、自治体等の**情報交換と課題の抽出、整理**を行った。

## 令和2年度 分散型エネルギープラットフォーム 意見交換会 (令和3年2月)

<p>テーマ1： 地域マイクログリッドの構築 や配電事業の実施に向けた 課題の整理</p>	<p>想定参加者：                      ➢ 経済産業省、環境省のマイクログリッド事業に採択された事業者、自治体                      ➢ 配電事業への参入を検討している事業者 等</p>	<p>討議内容例：                      ➢ 地域マイクログリッドの各フェイズ（事前検討、プラン策定、構築、事業継続）における課題                      ➢ 配電事業への展開を踏まえた課題 等</p>
<p>テーマ2： 地域資源を活用するための 地域エネルギー事業者と 自治体の役割と可能性</p>	<p>想定参加者：                      ➢ 地域のエネルギー事業に関わっている事業者、自治体 等</p>	<p>討議内容例：                      ➢ 地域エネルギー事業の担い手・旗振り役となり得る主体は何か                      ➢ 地域エネルギービジネスの展開の方向性 等</p>
<p>テーマ3： 家庭、企業／公的機関の 自家消費促進</p>	<p>想定参加者：                      ➢ ZEH施工実績のある一般工務店                      ➢ 第三者所有モデル提供事業者                      ➢ 自家消費を実践している需要家 等</p>	<p>討議内容例：                      ➢ 一般工務店と第三者所有モデル提供事業者との協業に向けた課題                      ➢ 需要家にとって必要な情報の整理 等</p>

令和3年度へ継続

### 【参考】令和元年度 分散型エネルギープラットフォーム

- ◎ 電力、ガス、電機、住宅、自動車、建設、金融、商社、自治体など**約350企業、450名**が参加
- ◎ **家庭、大口需要家、地域毎に、分散型エネルギーモデル普及に向けた課題を議論**



分散型エネルギープラットフォーム  
第1回会場の様子

## (参考) 令和2年度「分散型エネルギープラットフォーム」について

- 令和2年度分散型エネルギープラットフォームの意見交換会では、配電事業について事業者・自治体等から以下のような課題について意見があった。

### ■ 事業性・収益モデル構築の観点

- ・設備費用やメンテナンスコストなど一般送配電事業者の保有する設備の具体的な状態や数字が分からないと利益を生み出す源泉が把握できない。
- ・具体的なエリアを特定し、一般送配電事業者の情報を開示する仕組みがあれば、事業性の判断が付き参入検討の余地が増える。
- ・一般送配電事業者に委託すると収益性が悪くなるため、バランスが難しい。
- ・メンテナンス費用の合理化が課題。配電事業では、規模が小さいためスケールメリットが活かせない。
- ・小規模な配電事業では、配電事業だけでの収益の確保が困難。
- ・設備コストを下げるために、既存のDER、CGS、蓄電池を活用して新規投資を抑える方法があるが、それは顧客が保有している設備であるため、配電事業者がどこまで管理や制御ができるか、配電事業者がどう責任取るか等が課題。
- ・レジリエンス向上はコストがかかる一方で対価の設定が難しい。参入する大義がレジリエンス強化であるならば、それが何らからの見える形で評価されるべきである。自治体はレジリエンス強化に意義を感じているが、レジリエンス強化の観点からマネタイズさせることが難しい。
- ・一般送配電事業者が赤字で運営している地域については、貸与価格がマイナスになり収入となる場合もあるが、一般送配電事業者に委託する業務がある以上、委託料の支払いと相殺され、赤字エリアの参入が難しいことにならないようにしてほしい。
- ・電力データの利活用と配電事業の融合はマネタイズの観点から重要な視点。
- ・企業版ふるさと納税などの形式で、民間資金も活用した、分散型電源導入もありうるのではないか。

### ■ 発電・小売事業の兼業や他サービスとの連携

- ・託送量を増やすために、需要家を増やす、電化されていないところを電化する等の営業行為を行いたい。これが難しいと配電事業単体での参入は考えにくい。
- ・電力自由化の趣旨とバッティングするが、発電・小売電気事業との兼業ができないと事業性は確保できない。
- ・小売電気事業や地域向けサービスなど、他のサービスを展開しなければ、事業性の確保は厳しい。
- ・EUでは兼業規制の上限が10万軒未満という話があったが、基準を厳しくされるとマネタイズが難しくなる。
- ・中立性の観点から兼業規制があるが、参入検討の観点からこの基準を更に明確にしてほしい。
- ・地方においては、他サービスと合わせて事業を行うことで地域全体での赤字削減という視点も重要。
- ・一定規模の需要を囲い込まないと事業性は確保できない。顧客の囲い込みが必要であるが、需要家の選択の自由の権利を守るのも重要。

## (参考) 令和2年度「分散型エネルギープラットフォーム」について (続き)

### ■ 再エネ普及の観点

- ・再エネ普及には蓄電池が重要であるが、蓄電池投資にはコストペイするか事業性の課題がある。
- ・再エネ拡大も同時に進めようとする場合、ある程度の土地が必要であるが、そのような場所は需要密度が低い場合も少なくなくバランスが難しい。
- ・配電系統でのノンファーム接続など、配電系統の容量を最大限利用することで、再エネ普及につながる。
- ・再エネが多い地域では突発的に発電し、過電流となりその地域だけ停電することも起こり得る。需要家の設備の運転に制限を入れる時に、どう納得してもらうかが重要。
- ・九州などでは、ピーク時に出力抑制で捨てている電気が多いため、捨てている電気をプールする「電力ストレージ」のような仕組みがあれば良い。
- ・配電網内に再エネ電源を導入する場合、例えば、これに関する託送料金を0円にするなど柔軟な託送料金設定ができれば良いと考える。

### ■ レジリエンス向上・災害時対応の観点

- ・ブラックスタートには蓄電池が必要になるが採算性が課題。
- ・台風や災害時等、配電線の故障等に対応する場合、レジリエンスの低下防止のためのマンパワーを確保することは難しい。
- ・復旧作業の簡略化、合理化の観点から、いかに手動や目視だけで復旧させるか、リードタイムを確保できるかなど運用面の課題がある。
- ・オフグリッド運用時の系統連系技術要件等の解釈も明確であるべき。
- ・大規模災害の発生対応のために、行政の避難計画と運用計画を摺合せることが重要。

### ■ 自治体等関係各所との連携や地域の住民合意の観点

- ・特色ある新たな価値を提案する事業を行おうとすると、需要家件数が数万から数十万軒以上は必要であると考え。この規模だと住民理解を進めるために自治体の協力が必要。
- ・話を前に進めていくためにも一般送配電事業者の協力が必須。
- ・自治体の巻き込みを考える際に、自治体の適切な職員を巻き込まなければ、事業検討が進まない。
- ・配電事業参入に当たるガイドラインがなければ、関係各所との厳密な議論が難しい。
- ・事業者として事業収益性、制度面に関連して、パートナーとして誰と組めば良いか分からない。
- ・自治体も地域のレジリエンス強化という課題について誰に相談したら良いか分からない。
- ・事業者と自治体のマッチングが課題であるため、マッチングできる制度面のサポートがあると良い。
- ・地域の合意形成などの分野に明るい人材、企業がいないので、課題等を整理できるコーディネイト役が必要。
- ・レジリエンス強化や自家発に関心が高い自治体は多い。ただ、地方では誰が地域の主体者となるかを定めることは難しい。
- ・自治体は防災や環境価値に関心があり、需要家は価格面に関心がある。地域への説明においても、レジリエンスと収益性のバランスが難しい。
- ・緊急時独立運用の際は、需要家が普段通りに電力を消費すると、需給調整が困難になるため、需要家との調整方法が課題。
- ・一般送配電事業者以上に、住民の方々に安心感を与えることは難しい。

### ■ 技術・保安の観点

- ・特に地方では、運用システムの担い手確保など、人材不足、情報不足が課題。
- ・AI、IoT等を活用した巡視の遠隔管理など、保安業務の効率化が重要。

**第10回**  
**持続可能な電力システム構築小委員会**  
**(令和3年4月23日開催)**

# 配電事業制度の詳細制度設計に係る主な論点

- 本日は、事業開始等の業務フロー、参入許可・引継計画承認等の基準、兼業規制、撤退、申請内容等に係る論点について御議論いただきたい。

第5回持続可能な電力システム構築小委員会  
(2020.7.20) 資料1より抜粋

## 【全体】

**論点①：事前準備時、事業実施中、撤退時における、申請、許可等の業務フローの基本的考え方**  
(電力・ガス取引監視等委員会、消費者庁の関与を含む。)

**論点②：配電事業等の分散型グリッドの導入により期待される効果と、その導入促進のための事業環境整備の在り方**

## 【各論】

### 事前準備時

### 事業実施中

### 撤退時

国

**論点③：参入許可基準の詳細設計**

- ・地域や住民への事前説明を含む。

**論点④：託送約款の料金算定規則・変更命令基準**

- ・一般送配電事業者の託送料金に照らした適正性を含む。

**論点⑤：引継計画の承認基準**

- ・適正な設備の譲渡又は貸与料に関する考え方を含む(一般送配電事業者の託送料金に変更される場合の取扱いにも留意。)

**論点⑥：兼業規制に係る適用除外基準**

**論点⑦：区分会計、情報遮断等の行為規制の適用の在り方**

**論点⑧：撤退時に備えた各種基準**

- ・撤退しようとする場合の事業計画に関する事項(許可基準)
- ・撤退時の原状回復義務(引継計画)等

一 広域機関

**論点⑨：広域機関において定めるべきルール及びシステム**

- ・スイッチングシステム、計画値同時同量等

**論点⑩：一般送配電事業者において定めるべきルール及びシステム**

- ・周波数調整に係る責任分担、災害時・オフグリッド時の責任分担、メータリングシステムの連携等

事業者  
配電

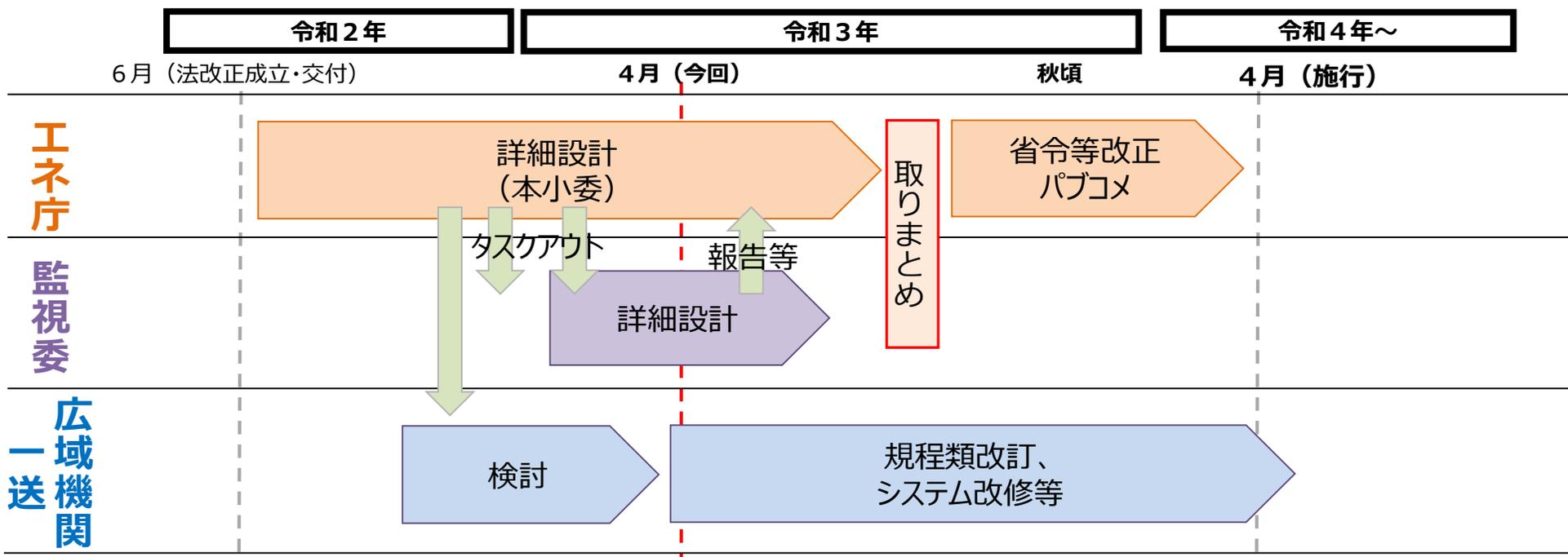
**論点⑪：参入申請、託送約款、引継計画等の各時点における事業者の申請内容、報告事項**

- ・必要に応じ、電力・ガス取引監視等委員会のあっせん・仲裁の仕組みも活用。

# **【論点①】事前準備時、事業実施中、撤退時における、申請、許可等の業務フローの基本的考え方**

## (参考) 制度施行に向けて

- 昨年6月の電気事業法の改正を踏まえ、本小委員会及び電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合において詳細制度設計を進めているところ。また、消費者意見の反映の観点から、本小委員会及び料金制度専門会合においては、**消費者団体の代表を委員とするとともに、消費者庁をオブザーバーとして議論**を進めている。
- 電力広域機関や一般送配電事業者においては、第7回及び第8回の本小委員会の議論等を踏まえて、システム改修等の検討を開始。
- 令和4年4月の配電事業の施行に向けて、引き続き検討を進めていく。



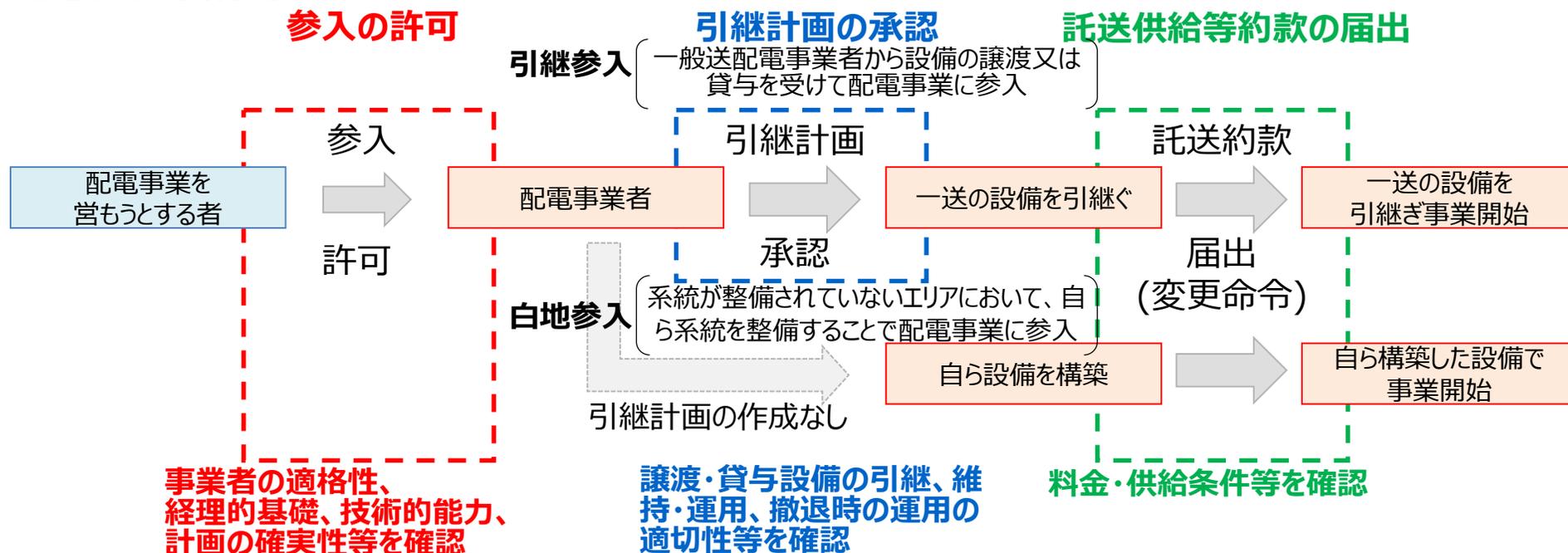
## (参考) 配電事業開始までのフロー

参加  
許可  
引継  
承認  
約款  
届出

- 配電事業を営もうとする者は、国に対し、
  - ① 配電事業の**参加許可申請**（配電事業の許可基準への適合を、配電事業を営もうとする者の**経理的基礎、技術的能力、事業実施の確実性**等から審査）を行い、許可後に、
  - ② **引継計画の承認申請**（※）（参加時や撤退時の**適正かつ円滑な設備の引継・需要家等への通知、クリームスキミング防止**等の審査）と、
  - ③ 託送供給等**約款の届出**（事業実施期間中の**託送料金などの供給条件**が適切であることの確認）を行うことが必要とされている。

（※）一般送配電事業者から設備の譲渡又は貸与を受けて配電事業に参加（以下「引継参加」という。）する場合は、「引継計画」の作成が必要。系統が整備されていないエリアにおいて、自ら系統を整備することで配電事業に参加（以下「白地参加」という。）する場合は、「引継計画」の作成は不要。

### <配電事業開始までのフロー>



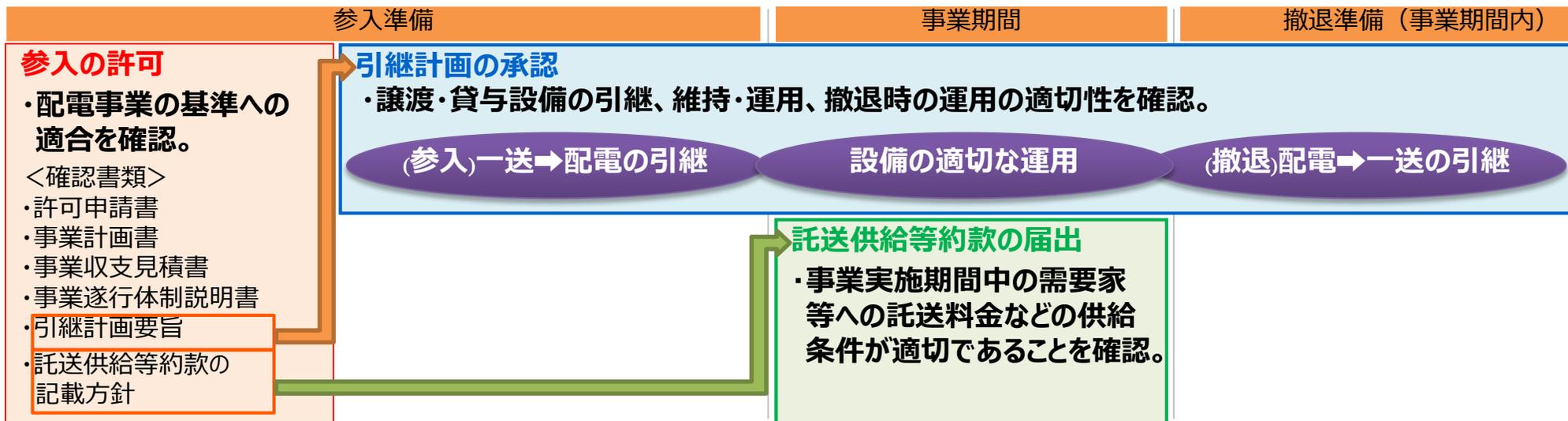
## 配電事業者の参入許可後から事業実施時、撤退までの管理について

- 参入許可申請時に、**事業実施の確実性等を総合的に審査**することが必要。このため、
 

参入 許可	引継 承認	約款 届出
----------	----------	----------

  - 「引継計画要旨」には、「引継計画」のうち、**自治体や需要家等への説明や撤退時の取決め等**
  - 「託送供給等約款の記載方針」には、「託送供給等約款」に記載する**託送料金その他の供給条件の設定方針等** を記載し、提出を求めることとする。
- 参入許可等を得た後も、国は、配電事業の適切な実施を担保する観点から、
  - 「引継計画」の実施において、配電事業者が一般送配電事業者から**譲渡又は貸与を受けた設備を適切に維持・運用**していること
  - 「託送供給等約款」の運用において、**適切な供給条件で託送供給**が行われていることを確認することとする。

### <配電事業の開始後のイメージ（設備の譲渡・貸与を受けて事業を行う場合）>



※「引継計画要旨」、「託送供給等約款の記載方針」は、参入許可時の審査対象であることから、許可後に作成する「引継計画」、「託送供給等約款」は、原則これらの内容を踏まえたものであることが必要。仮に内容が変更となる場合は合理的な理由を説明することが必要。

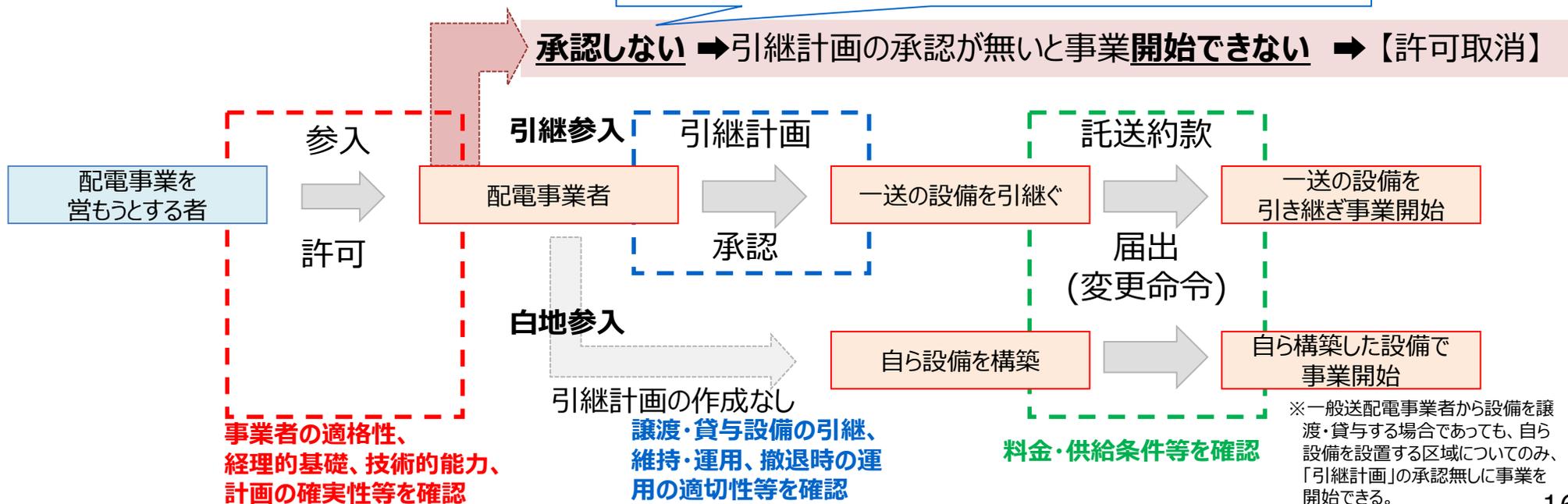
# (参考) 参入許可を得ても引継計画が承認されない場合について

参入許可 引継承認 約款届出

- 引継参入する場合、参入許可を得ても「引継計画」が承認されなければ、設備の譲渡又は貸与を受けて事業を開始することはできない。参入許可時に提出する「引継計画要旨」に記載された自治体・需要家等（※1）への説明会等が実施されていない場合も、「引継計画」が承認されないため、事業開始できない仕組みになっている。（P24に詳細を記載）  
（※1）発電事業者、小売電気事業者、道路管理者等の土地所有者等も考えられる。
- 「引継計画」の承認なく、譲渡又は貸与された設備を使用して事業を開始する場合や省令で定める期間内に事業開始しない場合は、**業務改善命令や許可取消しの対象**となる。

## <「引継計画」が承認されない場合のフロー>

【引継計画に不備がある場合】  
「引継計画」が「引継計画要旨」から合理的理由なく変更される場合や、「引継計画要旨」の中で計画していた需要家等への説明会等が履行されていない場合等を含む。



※一般送配電事業者から設備を譲渡・貸与する場合であっても、自ら設備を設置する区域についてのみ、「引継計画」の承認無しに事業を開始できる。

## (参考) 一般送配電事業者の情報活用ニーズと目的外利用の禁止について

- 配電事業を営もうとする者には、参入許可申請時等に、事業収支見積書や事業計画書（自治体・需要家等への説明会等の実績含む）、「引継計画要旨」等の申請書類の作成に必要な情報の取得ニーズがある。
- 一方で、一般送配電事業者は、「託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報を当該業務（略）の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供」してはならないこととされている。

（一般送配電事業者の禁止行為等）（令和4年4月1日施行予定）

（参考：改正電気事業法 一般送配電事業者の禁止行為等）

第二十三条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報（電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定めるものを除く。）を当該業務及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第二条第一項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二・三（略）

2～6（略）

## 配電事業を営もうとする者に対する一般送配電事業者の情報提供について

参入  
許可引継  
承認約款  
届出

- このため、配電事業を営もうとする者が、参入許可や引継計画承認の申請等に必要な情報を入手できるよう、下記のとおり、取扱いを整理することとしてはどうか。

- ① 「**分散システム導入プラン（仮称）**」には、配電事業の参入許可申請等に必要な情報について、情報の目的外使用の禁止（※1）を含む秘密保持契約等を締結した上で、一般送配電事業者から、以下の**情報提供を受けられることを明記**する。

## ＜参入許可の申請準備段階＞

- ・参入予定エリアの**総需要**や**時間帯別の需要**などの統計情報
- ・**設備の譲渡料・貸与料**や**一般送配電事業者への委託料**の見積もり金額（※2）
- ・その他競争関係を阻害しない情報であって配電事業の検討に必要な情報

## ＜参入許可の取得後＞

- ・**個別の電気供給事業者や電気工作物等に関する情報**（※3）

（※1）配電事業に必要な情報の提供は、電事法第23条の、託送供給等の業務に関して知り得た情報の目的以外の提供には当たらない。

（※2）譲渡料・貸与料、委託料の見積もり金額の算定の考え方は、「分散システム導入プラン（仮称）」に記載。

（※3）電気の利用者に関する情報については、電事法に加え、個人情報保護法に基づく取り扱いが必要。

- ② 「**系統情報ガイドライン**」では、既に一部の系統情報は、求めに応じて、一般送配電事業者が身分確認等を実施した上で、閲覧や事前相談等を通じて「**提示情報**」として、提供が可能とされているが、「**配電事業を営もうとする者**」も**同様に情報提供を受けられることを明記**する。

- なお、参入判断のための事業性評価や配電事業に参入するエリアを検討する際に、改正電事法に基づく認定協会から提供される電力データを活用することも考えられる。

## (参考) 系統情報ガイドラインについて

参入 許可	引継 承認	約款 届出
----------	----------	----------

- 系統情報は、電力システムを利用している発電設備設置者にとって極めて重要な情報であることから、「系統情報ガイドライン」において、その情報の提供について定められている。
- 例えば、参入許可申請時に必要な、**配電系統図等、高圧の配電線（6 kV以上の電線路等）に関する情報**は、「系統情報ガイドライン」に基づき提供を受けることが可能。

### 許可申請書類

※青字は一般送配電事業者からの情報提供が必要なもの

- 事業収支見積書
  - ・電灯料、電力量（**想定需要**、単価）
    - ※統計的に加工された情報を入力し「想定需要」を作成
- 事業計画書
  - ・毎年度の需要見込み、供給の計画
  - ・工事の概要（**送電線路、変電所、発電所**）
  - ・工事の工程
  - ・工事費の概要

(添付書類)

- 電気工作物の概要
- 送配電関係一覧図
- 電力潮流図
- 変電所又は発電所の主要設備の配置図

### 「系統情報ガイドライン」により提示を受けられる情報

- ・発電設備設置者の求めに応じた情報の提示  
発電設備設置者の求めに応じて身分確認等を行ったうえで以下の情報について提示する（何らかの算定等を行うものについては、その過程で用いた根拠を含む。）。
- （略）
- （高圧）
- ・配電線の配電系統図（送電容量・バンク容量）
- ・配電線の予想・実績電流
- ・配電線の系統技術に係わる諸データ（設備定数（送電線・変圧器の電圧やインピーダンス）、短絡容量、系統保護リレーの設置状況）
- ・配電線の配電設備計画
- ・配電線の停電実績

## (参考) 貸与価格等の算定に必要なデータの整備・提供について

参入  
許可

引継  
承認

約款  
届出

第6回料金制度専門会合  
(2021.2.1) 資料3

- 上述のような考え方にに基づき配電事業者と一般送配電事業者の協議により貸与価格等を決定するに当たっては、過去の実績値等のデータが必要となる。
- 両者が適切に協議を行うことができるよう、また国がその適切性を確認できるよう、以下のようにデータの透明性を確保することが必要ではないか。

(1) 配電事業開始時の貸与価格等の算定に必要なデータは、一般送配電事業者が有していると考えられることから、一般送配電事業者が提供することが必要。

→ 配電事業を営もうとする者から提供の依頼があった場合、一般送配電事業者は当該データについて過去の実績値等<sup>(※)</sup>(少なくとも例えば、過去3年間)を提供することをルール化してはどうか。

※(例) 設備保全台帳等の情報やスマメータ

(2) また、翌期の貸与価格等の算定に必要なデータは、配電事業者が有していると考えられることから、配電事業者が提供することが考えられる。

→ 配電事業者の会計整理において、配電事業者の配電に係る実績費用や実績収入を確認できる情報が整理されていることが必要。このため、配電部門収支計算書(当期純利益まで)のほか、社内取引明細書、固定資産明細表及びインバランス収支計算書の4つの様式の作成及び公表を義務付けることとしてはどうか。

## (参考) 配電事業者の託送料金を設定するために必要なデータの提供等について

参入  
許可

引継  
承認

約款  
届出

第7回料金制度専門会合（2021.3.8）資料3

- 上述の基準を満たす託送料金を設定するにあたっては、過去の実績値のデータが必要となる。
- 配電事業者が適切に託送料金を設定できるよう、また国がその適切性を確認できるよう、以下のようにデータの透明性を確保することが必要ではないか。

(1) 配電事業開始時の配電事業者の託送料金の設定に必要なデータは、一般送配電事業者が有していると考えられることから、配電事業を営もうとする者<sup>(注7)</sup>から提供の依頼があった場合、一般送配電事業者が提供することが必要である。

→ 配電事業を営もうとする者から提供の依頼があった場合、一般送配電事業者は当該データについて過去の実績値<sup>(注8)</sup>（例えば、直近1年間）を提供することをルール化してはどうか。

(注7) 行為規制上の取扱いについては引き続き検討する。

(注8) 個別需要家ごとの実績需要量（アンペア、kW、kWh等）や託送料金収入（算定根拠を含む）等

(2) 配電事業者は、同一エリアの一般送配電事業者が託送料金を変更した場合、変更後の託送料金と比較しても、適正な水準であることを確認することが必要である。当該確認のために必要なデータは、配電事業者が有していると考えられることから、配電事業者は、過去の実績値に、公表されている一般送配電事業者の託送料金を適用した場合の平均単価等を算定し、確認することとしてはどうか。<sup>(注9)</sup>（必要に応じて、託送料金の変更届出を行う）

(注9) 国が配電事業者に対し、報告徴収により上記の算定結果の提出を求め、配電事業者と一般送配電事業者の料金水準を比較し、適正な水準になっているかを審査する。

# (参考) 「統計化」したスマートメータデータの電事法等との関係整理

- 本委員会では、データ利用に当たり、個人情報保護法や、電気事業法における「情報の目的外利用の禁止」規定も踏まえ、課題を整理・検討するとしてきた。
- この点、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、個人情報保護法における「個人に関する情報」に該当するものではない（個人情報保護法ガイドライン（匿名加工情報編））ため、その利用や提供に際し、需要家からの同意取得は不要である。
- また、電気事業法第23条第1項第1号の規定の趣旨は、一般送配電事業者が、ある小売Aの需要家情報等を、本来の目的とは異なる目的で他の小売Bへ提供すること等は、競争条件の公平性の確保の観点から問題であるため、これを防止するものである。
- これらを踏まえれば、「統計情報」については、その情報を公平・透明な形で利用又は提供する限り、同号が想定する競争条件の公平性確保の観点から問題となる情報には当たらないと考えられることから、電気事業法との関係でも問題にならないと整理することが適当と考えられる。

## 電気事業法

(禁止行為等)

第二十三条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気を供給する事業者を営む者（以下「電気供給事業者」という。）及び電気の利用者に関する情報を当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する同条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

## 適正な電力取引についての指針

### IV 託送分野等における適正な電力取引の在り方

#### 2(2)-1-1 一般送配電事業者の託送供給等業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止

##### イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

「託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報」とは、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報で、例えば、以下の情報及びこれらに基づき計算される情報等をいう。

- ① 他の電気供給事業者の電源（契約により調達するものを含む。以下同じ。）及び電源開発の状況
- ② 他の電気供給事業者の電源運用計画、出力配分及び作業条件等
- ③ 他の電気供給事業者の電気の利用者の需要動向・需要実績等

「当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為」とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。

- ① 他の電気供給事業者の経営状況の把握
- ② 他の電気供給事業者に対抗した電力供給の提案
- ③ 他の電気供給事業者の特定の需要家を特に対象とした営業活動
- ④ 他の電気供給事業者の需要家を自己又は自己の関係事業者に転換させ、又は他の電気供給事業者の契約変更を阻止する等のために利用すること
- ⑤ 電力市場において自己又は自己の関係事業者により有利な取引結果を現出させるために利用すること

## 【論点③】参入許可基準の詳細設計

## (参考) 第8回本小委員会での議論

### 委員

- 配電事業については、当面の間は一送であるとか、あるいは、小売事業者に委託などの形を通じて様々御協力願わなきゃいけないというふうな記載になっているわけですが、誰に義務があるのかというところはちょっと明確にしておいたほうがいいのかなと思います。これは、配電事業者が参入するに当たっても、自らが課せられている義務が何かということは明確にされていないと、後で事後的にトラブルになるのはやはり不本意かなというふうにも思いますので、ちょっとその線引きはしっかりお願いできればと思います。
- 供給責任、要するに、役割分担は何で責任の所在はどうなのであるかということは、やはりあらかじめきちんとしておかないと、後に何らかトラブルが起こったときに非常に調停というか調整が難しくなると思いますので、こういったところはあらかじめよくルール作りをしておきたいというふうに思います。民間の事業などでも、そういったことで非常に時間やコストを要してしまうことがございますので、そうできればと思います。

### オブザーバー

- エリア全体の需給運用、系統運用の観点から、一般送配電事業者が配電事業者に対して指示を出すということはあると思いますけれども、基本的には両者は協力関係であって、配電事業についての責任、これは配電事業者が負うというのがこの制度の根幹であるというふうに考えております。制度の趣旨に沿って、責任分担を明確化していただくようお願いいたします。

### 事務局

- それから、幾つかの委員から一般送配電事業者と配電事業者の責任関係の義務の明確化をといったことで御指摘をいただきました。こちらについては、もう既に御指摘もあったところですが、法律上明確に、例えば配電事業者に対しては周波数電圧維持義務などが課されているところでございまして、責任はこれはもう法律で明確に配電事業者にあるわけでございます。これについて入り口論といたしまして、例えば最初は委託でということも許容していつはどうかといった御議論を積み重ねてきているところでございまして、この根っこところはそういう責任分担であるということは、改めて確認をさせていただければと考えてございます。

# (参考) 配電事業者の義務等について

第2回持続可能な電力システム構築小委員会 (2020.11.20) 資料1より一部修正

- 一般送配電事業者の設備を利用する配電事業者の参入を認めると、その配電事業者は特定のエリアにおいて独占的にネットワークを運用する主体となる。このため、その特定のエリアの安定供給や需要家利益を確保する主体としての適格性を事前に審査することが必要と考えられることから、一般送配電事業者と同様に経済産業大臣による許可制とし、配電事業ライセンスの法的義務も一般送配電事業者に倣った内容とされている。
- 他方、需要家保護の観点からは、いざという場合の最終的な電気の供給を確保するための最終保障供給義務、及び供給コストが高い離島に対して全体での広い負担により一定料金水準での供給を行うための離島供給義務は、サービスを提供する事業者への負担となるため、一定の負担に耐え、社会的責任を果たしうる能力を有している事業者が担う必要があるため、配電事業者と比較して経営体力のある一般送配電事業者に引き続き課される。

## 【事業規制】

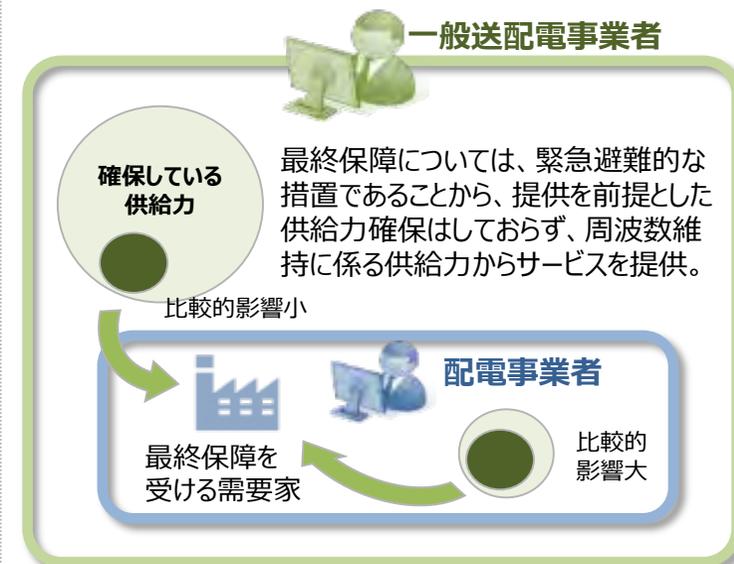
### ◆ 経済産業大臣の許可制

## 【主な義務・規制】

- ◆ 事業の休廃止の事前許可制
- ◆ 一義的な託送供給義務・電力量調整供給義務（約款変更命令付届出制）
- ◆ 需要家や発電設備と系統とをつなぐ配電設備の接続義務
- ◆ 会計分離・行為規制  
（特定の発電事業者・小売電気事業者に対する差別的取扱いの禁止等）  
- 兼業禁止の行為規制は、離島等一定の条件の下、適用を除外
- ◆ 一義的な電圧・周波数維持義務
- ◆ 電力広域的運営推進機関への加入義務
- ◆ 供給計画を作成し、経済産業大臣に届け出る義務
- ◆ 経済産業大臣の供給命令に従う義務
- ◆ 経済産業大臣からの報告徴収・立入検査・業務改善命令に従う義務
- ◆ 円滑な託送業務等の引き継ぎを行うための計画の策定

## 【該当すると想定される者（例）】

- ◆ 民間企業、自治体、一般送配電事業者等の合併による配電事業者



※なお、離島供給義務の履行のためには、離島エリア内に平時から活用可能な供給力が存在する必要があるが、他の地域と遜色ない料金水準を維持することが制度的に求められているため、供給区域全体でそのコストを薄く広く負担しうる、一般送配電事業者を義務主体とすることが適当。

## (参考) 配電事業の主な業務

第8回持続可能な電力システム構築小委員会（2020.12.18）資料2-1

- 電気事業法上、配電事業は、一般送配電事業に做った義務が課されていることから、基本的には配電事業者は、一般送配電事業者と同様の業務を行うことが想定される。
- 他方、新規参入者は、参入後にその業務を段階的に拡大していくことが基本と考えられることから、一部の業務については、一般送配電事業者に委託できることとされた。
- このため、各業務ごとに、一般送配電事業者や電力広域機関との間で必要となる契約やシステムについて、配電事業者が行う中長期的な業務イメージを整理の上、制度開始当初から当面の間の業務イメージの両方の視点から整理を行うこととしたい。

### 配電事業者の業務例

1. 計画業務	供給計画	…需要想定、供給力見通し、設備整備計画等
	系統アクセス	…接続検討等
2. 運用業務	需給管理	…需給計画の作成・提出、調整力確保、周波数調整等
	系統管理	…電圧維持、系統操作、設備管理等
3. その他	保安	…巡視、点検、事故対応等
		…託送関連業務（検針、精算等）

**(参考) 電気保安の確保の観点から求めるべき要件 (保安体制の確立)**保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全  
小委員会 電気保安制度ワーキンググループ  
(2021.1.22) 資料8

- 電気事業法上、電気工作物に対する保安維持義務は、設置者責任が原則。
- このため、現在、配電設備の設置者である一般送配電事業者に対しては、電気事業法に基づき事業用電気工作物の維持義務 (技術基準適合義務)や保安規程の制定・遵守義務、保安の監督を行う主任技術者の選任義務などが課されているところ。
- また、事故時の国への事故報告や国による報告徴収や立入検査に対しても適切な対応が設置者に求められている。(外部への委任はできない)。
- 最低限確保すべき安全規制は事業者によらず同一とするべきであり、改正電気事業法に基づく配電事業者に対しても、(配電設備の保有形態 (保有や貸与) によらず) 一般送配電事業者と同等の保安上の義務を課すべきではないか。

**【一般送配電事業者における保安上の義務】****事業用電気工作物の維持義務 (法第39条)**

- ✓ 事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するよう維持。

**保安規程の制定、遵守義務 (法第42条)**

- ✓ 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規程を定め、これを遵守すること。

**主任技術者選任義務 (法第43条)**

- ✓ 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任すること。

**一般用電気工作物調査の義務 (法第57条)**

- ✓ 一般用電気工作物と直接に電氣的に接続する電線路を維持し、及び運用する者は、経済産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。

**(参考) 配電事業の変更等に伴い許認可・承認・届出が必要となる項目例**

許認可・承認・届出が義務づけられている条文	内容	許可	認可	承認	届出
第14条（事業の休止及び廃止並びに解散）	配電事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、許可を受けなければならない。 一般送配電事業者の解散についての株主総会の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	○ (休止・廃止)	○ (解散)	-	-
第24条（供給区域外に設置する電線路による供給）	供給区域以外の地域に自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により電気の供給を行おうとするときは、供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。（配電事業の用に供するための電気を供給するとき、及び振替供給を行うときは、この限りでない。）	○	-	-	-
第27条の12の7（供給区域の変更）	供給区域を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。	○	-	-	-
第10条（事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び会社分割）	配電事業の全部の譲渡し及び譲受け、合併及び会社分割（配電事業の全部を承継させるものに限る。）は、認可を受けなければ、その効力を生じない。	-	○	-	-
第27条の12の12（引継計画の承認等）	一般送配電事業者等から譲渡又は貸与を受けた電気工作物を配電事業の用に供しようとするときは、当該事業者と共同して引継計画を作成し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。（軽微な変更の場合には、遅滞なく届け出ること。）	-	-	○	-
第9条（電気工作物等の変更）	電気工作物について重要な変更をしようとするときは、届出が必要。	-	-	-	○
第13条（設備の譲渡し等）	配電事業の用に供する設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的としようとするときは、届出が必要。	-	-	-	○
第27条の12の11（託送供給等約款）	託送供給及び電力量調整供給に係る料金その他の供給条件について、託送供給等約款を定め、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。	-	-	-	○
第29条（供給計画）	電気事業者は、毎年度、供給計画を作成し、当該年度の開始前に（電気事業者となった日を含む年度の場合は、電気事業者となった後遅滞なく）、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。	-	-	-	○

**(参考) 配電事業の主な業務 (第8回本小委員会のまとめ)**

	主な業務内容	主な参照条文・指針等	役割例(※1)
供給計画	供給エリア内の向こう10年間の整備計画や需要・供給力の見通しを策定・届出	第29条 (供給計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>配電事業者は、自エリアの供給計画を届出。</li> <li>一般送配電事業者は、配電事業エリアを含むエリア全体の供給計画を届出。</li> </ul>
系統アクセス	接続に関する申込みがあった場合、接続検討等	第27条の12の10 (託送供給義務等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>配電事業者は、自エリアの接続検討を実施。</li> <li>一般送配電事業者は、配電事業者の依頼に応じて、配電事業エリアの上位系統の接続検討を実施。</li> </ul>
需給管理・周波数調整	BGの計画受付・管理 調整電力計画の作成・提出 インバランス補給 等	第26条 (電圧及び周波数) 第27条の12の10 (託送供給義務等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>配電事業者は、当面の間は一送へ委託することが基本 (電力広域機関やBGのシステム・業務対応が必要なため)。</li> <li>一般送配電事業者は、配電事業エリアを含むエリア全体の需給管理を実施。</li> </ul>
系統管理	系統構成の検討、系統切替え等の運用並びに、事故等の際は、速やかに再通電が可能となるよう、常時監視や再開閉等の運用	第26条 (電圧及び周波数) 第26条の2 (事故の備え及び事故時の措置) 第27条の12の10 (託送供給義務等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来から一送が運用してきた系統に参入する場合は一送への委託が基本。</li> <li>配電自動化システムで管理される系統については配電事業エリアと一体的に運用。</li> </ul>
保安	電気工作物の技術基準適合、保安規程の遵守、主任技術者の選任	第39条 (事業用電気工作物の維持) 第42条 (保安規程) 第43条 (主任技術者) 第57条 (調査の義務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>配電設備の保有形態 (所有や貸与) によらず、配電事業者が保安上の義務を負う (※2)。</li> </ul>
検針・精算	小売電気事業者への確定使用量や速報値の提供、託送料金の請求等	第27条の12の11 (託送供給等約款)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般送配電事業者のメータリングシステムを活用した形での委託が基本。</li> </ul>
スイッチング支援	託送供給先の小売電気事業者が切り替わる際の連携システム構築・運用	※第28条の15の規定による電力広域機関の設立認可基準及び同機関の送配電等業務指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力広域機関やBGのシステム・業務対応が必要なため、当面の間は一送へ委託することが基本。</li> </ul>

(※1) 一般送配電事業者に委託する場合であっても、法律上の義務は一義的に配電事業者が負うことに留意。

(※2) 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループ (2021.1.22) にて整理。

# 配電事業の参入許可審査基準について

参入 許可	引継 承認	約款 届出
----------	----------	----------

- 配電事業者は特定のエリアにおいて独占的にネットワークを運用する主体であり、一般送配電事業者に倣った法的義務を負う。このため、配電事業を営もうとする者に対して、国は、当該エリアの**安定供給や需要家利益を確保する主体としての適格性**を事前に審査する必要がある、配電事業者の参入許可審査基準は、**一般送配電事業者の参入許可審査基準に倣う**こととしてはどうか。
- 「中間取りまとめ」で、配電事業者の新規参入時には、「配電事業者から個々の**需要家に対し、配電網の担い手が変わることについての通知**が行われること」に加え、「事業を開始する地域の**自治体等の関係者への事前説明**が丁寧になされるべき」とされている。また、参入許可後に、一般送配電事業者から新たな情報を入手し、これに基づき、より丁寧な通知や説明がなされることや、撤退時に円滑に一般送配電事業者へ設備等が引き継がれることは重要である。
- このため、配電事業者の参入許可基準のうち「**配電事業の計画が確実であること**」については、一般送配電事業者の参入許可審査基準に加え、
  - ① 自治体や需要家等への事前説明会や通知等が十分になされており、**参入許可後事業開始までに改めて十分な説明等がなされると認められること**、
  - ② **一般送配電事業者との間で、「撤退時に備えた取決め」**がなされることについても審査することとしてはどうか。
- また、配電事業者は、将来的に自ら託送供給等業務等を果たすことが期待されるため、一般送配電事業者への業務委託を前提として事業を開始する場合には、**将来的に委託によらず自ら技術的能力を獲得していく見通しを「事業計画書」に記載し審査の対象とすること**としてはどうか。
- さらに、配電事業者が、FIT賦課金等の法令等で定める公益的費用を適正に支払うことが認められることについても審査することとしてはどうか。

# (参考) 一般送配電事業の参入許可基準及び審査基準

## 一般送配電の許可基準（電気事業法第5条）

- 一 その一般送配電事業の開始がその供給区域における需要に適合すること。
- 二 その一般送配電事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 その一般送配電事業の計画が確実であること。
- 四 その一般送配電事業の用に供する電気工作物の能力がその供給区域における需要に応ずることができるものであること。
- 五 その一般送配電事業の開始によつてその供給区域の全部又は一部について一般送配電事業の用に供する電気工作物が著しく過剰とならないこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、その一般送配電事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進のため 必要かつ適切であること。

## 一般送配電事業の許可審査基準（電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等）

[第1号要件]

- ① 一般送配電事業の開始が、その供給区域における電気の供給の要請に応じて行われるものである場合

[第2号要件]

- ② 一般送配電事業を健全な状態において長期的に継続して遂行するための設備資金、運転資金等の調達方法、有利子負債の返済計画の確実性、自己資本の健全性及び経営の堅実性等の財政面の確実性並びに技術スタッフの組織及び個々の担当者の経歴等の保安確保の面からの技術的能力がある場合（現に資金等を所有していない、又は技術者がいないものの、事業を遂行するに至るまでにこれらを確保し得る確実性を有している場合を含む。）

[第3号要件]

- ③ 需要想定、供給力の算定、重要な許認可の取得状況等から見て、一般送配電事業の計画が確実な資料によるものである場合

[第4号要件]

- ④ 電気工作物の電気の供給の最大能力及び調整力（一般送配電事業以外、例えば、第2条第2項の規定により一般送配電事業とみなされる事業の用に供する電気工作物の能力は除外する。）が、その供給区域の需要に対し、不足しない場合

[第5号要件]

- ⑤ 一般送配電事業の開始により、許可申請された一般送配電事業者と既存の一般送配電事業者との関係において、又は許可申請された一般送配電事業者自身において、その供給区域の需要に対する電気の供給のための電気工作物（供給区域内にある電気工作物に限らず、供給区域外の本送電用、配電用及び変電用の電気工作物も含む。）が著しく過剰（過剰が著しいか否かについては、社会通念によって判断するものとする。）とならないと認められる場合

[第6号要件]

- ⑥ ①から⑤までに掲げる場合のほか、公共の利益の増進のため必要かつ適切である場合、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

イ 一の電気事業を超えた電気事業全体としての総合的立場からの合理性の有無の観点から、全国的な電力の低廉かつ安定的な供給を担うべき事業としての事業の適切性及び国民経済の発達を図る上で必要な電力供給を行う事業としての必要性を有していると判断される場合

ロ 暴力団員等でないこと、法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同格以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち暴力団員等のあるものでないこと、暴力団員等がその事業活動を支配する者でないことにより公共の利益の増進のため適切であると判断される場合

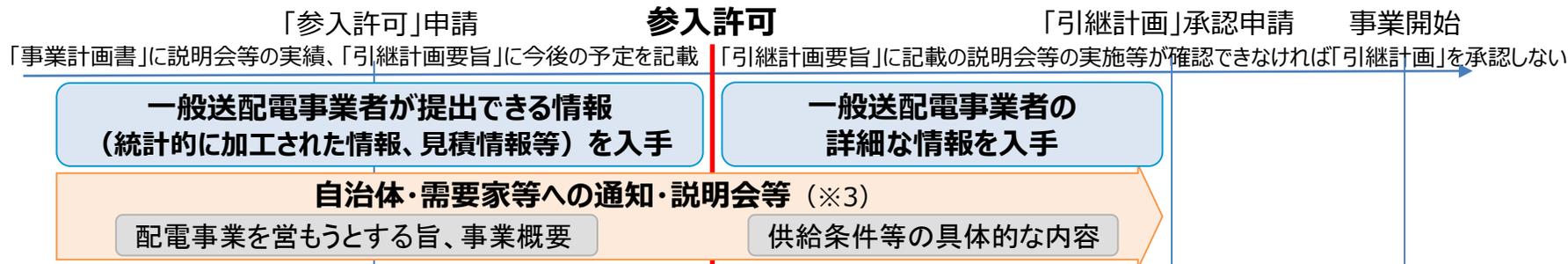
【論点③】参入許可基準の詳細設計

配電事業の参入許可審査基準について①（需要家等への説明）

参入許可 引継承認 約款届出

- 配電事業者の参入に当たり、自治体や需要家等への十分な説明会等が行われることは重要。しかし、P9の整理に従えば、**参入許可前では、配電事業者が一般送配電事業者から入手できる情報には制限**がある。
- このため、参入許可申請時に国が審査する「**①自治体や需要家等への事前説明会や通知等が十分になされており、参入許可後事業開始までに改めて十分な説明等がなされると認められること**」については、参入許可前後に分けた上で、配電事業者に以下の記載を求め、国は、当該内容の適切性等を審査することとしてはどうか。
  - **参入許可申請までに**、配電事業者が実施した、配電事業を営もうとする旨やその事業概要についての**説明会等の実績**（※1）（※1）説明会等の実績は、「事業計画書」に記載し、参入許可申請時に提出する。
  - **参入許可後に**、一般送配電事業者から詳細な設備情報等の提供を受け、事業開始までに行う、**供給条件や託送料金等の具体的な内容を含む説明会等の予定**（※2）  
（※2）説明会等の予定は、引継参入の場合は、「引継計画要旨」に記載し、参入許可申請時に提出する。
- また、国は、「引継計画」の承認の際に、上記の**参入許可後の説明会等の予定の内容が「引継計画」に継続して盛り込まれていることや、説明会等の予定が適切に実施されたことを確認**することとしてはどうか。

<自治体・需要家等への通知・説明会等と許可・事業開始との関係について（イメージ）>



(※3) 説明会等の実施方法は、配電事業エリアの規模や需要家の性質等を踏まえ、適切な媒体による全需要家への通知や、需要家との双方向のコミュニケーションが十分に取れるような自治体や経済団体、地域の消費者団体等、幅広い需要家等を対象とする説明会の実施等を求めることとしてはどうか。

## 白地参入の場合の自治体への説明について

- 引継参入の場合は、配電事業者は、「引継計画」を作成し、国の承認を受ける必要がある。このため、国は、「引継計画」の承認時に、参入許可申請時に提出した「引継計画要旨」に記載された説明会等の予定の内容が「引継計画」に継続して盛り込まれていることや、説明会等の予定が適切に実施されたことを確認することができる。
- 一方で、白地参入の場合は、「引継計画」を作成する義務がないため、このような確認ができない。しかしながら、白地参入の場合は、そもそも需要家等が存在しないエリアへの参入となるので、事前に説明会等を実施しておくべき対象は、災害時等において協力が必要となる自治体等のみであり、需要家は含まれない。このため、自治体等との連携体制等については、参入許可申請時に、「配電事業遂行体制説明書」で内容を確認することとしてはどうか。

※「引継計画」の場合は、「引継計画要旨」において、自治体、一般送配電事業者、発電事業者、小売事業者等との連携方法等について記載を求める。

## 配電事業の参入許可審査基準について②（撤退時に備えた取決め）

- 配電事業者は、引継参入する場合は、一般送配電事業者が共同して「引継計画」を作成し、「撤退時に備えた取決め」等についての記載を求めることを想定しているが（詳細はP36参照）、白地参入する場合は、「引継計画」を作成する必要がない。一方で、引継参入か白地参入かに関わらず、撤退する際に、適正に一般送配電事業者に設備や業務等が引継がれることは重要。
- このため、参入許可申請時に国が審査する「②一般送配電事業者との間で、撤退時に備えた取決めがなされること」については、配電事業者の撤退時の一般送配電事業者への設備の返却等に係る取決めや、需要家等の関係者との調整を含む業務フロー等について審査（※）することとしてはどうか。

（※）配電事業を営もうとする者は、「撤退時に備えた取決め」については、引継参入の場合には「引継計画要旨」に記載し、白地参入の場合には「撤退時取決書」に記載し、国に提出することとする。また、引継参入の場合は、「引継計画」の承認時に、当該計画に撤退時のより詳細な設備や運用等の引継ぎについて記載し、国に提出することとする。

### 【第6回本小委員会における委員の意見】

- 事業者が撤退することも念頭に置いた設計が必要。例えば、第三者への譲渡や事業の継続が難しくなった場合のライセンスをどう見るか、あるいは、引継ぎ前の配電事業者のメンテナンスが十分でなかった時の、その後のメンテナンス費用の負担の在り方などについてもよく考える必要がある。

## 配電事業の許可取消し基準について

- **配電事業の許可取消し基準については、一般送配電事業の許可取消し基準と同様に、法律上に許可取消しの基準が規定されており、更なる具体化が困難であるため、基準を作成しないこととしてはどうか。**

(参考：一般送配電事業の許可取消しに係る条文)

### 電気事業法（事業の許可の取消し等）

- 第十五条 経済産業大臣は、一般送配電事業者が第七条第一項の規定により**指定した期間**（同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間。次条第一項において同じ。）**内に事業を開始しないときは**、第三条の許可を取り消すことができる。
- 2 経済産業大臣は、前項に規定する場合を除くほか、一般送配電事業者が**この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合**において、**公共の利益を阻害すると認めるときは**、第三条の許可を取り消すことができる。
  - 3 経済産業大臣は、前二項の規定による許可の取消しをしたときは、理由を記載した文書をその一般送配電事業者に送付しなければならない。

### 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 第2 処分の基準

(8) 第15条第1項の規定による一般送配電事業の許可の取消し

第15条第1項の規定による一般送配電事業の許可の取消しについては、**同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。**

(9) 第15条第2項の規定による一般送配電事業の許可の取消し

第15条第2項の規定による一般送配電事業の許可の取消しについては、**同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。**

(参考：配電事業の許可取消しに係る条文)

### 電気事業法（事業の許可の取消し等）

第二十七条の十二の八 経済産業大臣は、配電事業者が第二十七条の十二の六第一項の規定により**経済産業大臣が指定した期間**（同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間）**内に事業を開始しないときは**、第二十七条の十二の二の許可を取り消すことができる。

- 2 経済産業大臣は、前項に規定する場合を除くほか、配電事業者が**この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合**において、**公共の利益を阻害すると認めるときは**、第二十七条の十二の二の許可を取り消すことができる。
- 3 経済産業大臣は、前二項に規定する場合を除くほか、配電事業者の配電事業の用に供する**配電用の電気工作物が第二条第一項第十一号の二の経済産業省令で定める要件に該当しなくなつた場合において、当該要件に該当するものとなることが見込まれないと認めるときは**、第二十七条の十二の二の許可を取り消すことができる。
- 4 経済産業大臣は、前三項の規定による許可の取消しをしたときは、理由を記載した文書をその配電事業者に送付しなければならない。

# 参入許可時の申請書類について

- 配電事業者には、一般送配電事業者と同等の法的義務が課せられていることから、配電事業の参入許可申請書類は、**一般送配電事業の参入許可申請書類**に倣う（※1）こととしてはどうか。
- その上で、**需要家等への通知や自治体等への説明会等が十分になされていることや、「撤退時に備えた取決め」**がなされているなど**事業計画の確実性等**を判断する観点から、託送供給等約款の記載方針に加え、引継参入の場合（※2）は「**引継計画要旨**」、一般送配電事業者から設備の譲渡又は貸与を受けて事業を開始する場合以外は一般送配電事業者と協議の上、「**撤退時取決書**」等の提出を求めることとしてはどうか。

（※1）一般送配電事業者の申請書類は、他社から設備の譲渡又は貸与を受けることを想定しておらず、設備を工事等により新設することを念頭に置いている。そのため、配電事業者の参入許可申請書類については、一般送配電事業者等の他者から設備の譲渡又は貸与を受ける場合は、申請時点での設備の所有者のセキュリティポリシーや、既に当該設備は運営実績があることにも留意し、技術的能力があることなど許可要件を満たしていることを確認できる範囲において、概要等の記載で代用できることとしてはどうか。

（※2）引継参入の場合であっても、一般送配電事業者又は一般送配電事業者との「引継計画」がある配電事業者からの引継ぎ以外である場合（特定送配電事業者からの引継ぎを含む）は、「撤退時に備えた取決め」については、原則として白地参入の場合の整理に倣うこととする。一方で、自治体等への説明等については、「引継計画要旨」に記載することとする。

◎ **配電事業の参入許可時の申請書類（イメージ）** ※黒字は一般送配電事業に倣ったもの。赤字は、配電事業固有の申請書類

■ 事業全体を審査する観点

- ① 事業計画書（委託によらず自ら技術的能力を獲得していく見通し、自治体・需要家等への説明会等の実績を含む。）
- ② 供給区域の境界を明示した地形図
- ③ 配電事業遂行体制説明書（一般送配電事業者・社外電工会社等への委託を含む）
- ④ （申請者が法人の場合）定款、登記事項証明書役員の履歴書
- ⑤ （法人の発起人の場合）定款、役員となるべき者の履歴書
- ⑥ （申請者が地方公共団体の場合）配電事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し
- ⑦ （配電事業の用に供する水力発電所を設置する場合）水利関係の許可証
- ⑧ 電力広域機関への加入手続きをとったことの証明
- ⑨ 引継計画要旨（自治体・需要家等への説明会等の実施計画、譲渡料・貸与料の総額等を含む。）
- ⑩ 託送供給等約款の記載方針（託送料金水準・供給条件を一般送配電事業者と変更するかどうか等）
- ⑪ （一般送配電事業者以外の者から設備の譲渡又は貸与を受けて事業を開始する場合）撤退時取決書

■ 経理面の審査の観点

- ⑬ 事業収支見積書
- ⑭ （申請者が法人の場合）貸借対照表、損益計算書

■ 技術面（業務遂行力）等の審査観点

- ⑮ 電気工作物の概要
- ⑯ 送配電関係一覧図
- ⑰ 電力潮流図
- ⑱ 変電所又は発電所の主要設備の配置図
- ⑲ 調整力提供、調達に係る契約書
- ⑳ 主たる技術者の履歴書

【論点⑤】引継計画の承認基準

(参考) 撤退時取決書と引継計画・引継計画要旨との違いについて

- 配電事業者を営もうとする者は、参入許可申請時に、「引継計画要旨」又は「撤退時取決書」に、国が「撤退時に備えた取決めがなされること」を確認するための内容を記載することとしている。また、許可を得た事業者は、引継計画承認申請時に、具体的な設備に係る情報を得たうえで、「引継計画」に、国が、「撤退時の設備・業務の引継ぎが適正である」ことを確認するための内容を記載することとしている。

		参入許可時	引継計画承認時
撤退に係る確認事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・参入許可申請時に、国は、一送との間で、「<u>撤退時に備えた取決め</u>」がなされるかどうかを確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>引継計画承認申請時</u>に、国は、一送との間で、「<u>撤退時の設備・業務の引継ぎが適正な計画</u>」であるかどうかを確認する。</li> </ul>
撤退に係る具体的な記載内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>撤退時の一送への設備の返却等に係る取決め</u> ※ 例えば、撤退時に、一送に対して、いつ通知し、どのように設備についての情報を共有するか、連携して返却を進めるか等について記載。</li> <li>・<u>需要家等の関係者との調整を含む業務フロー</u> ※ 例えば、自治体や住民等に対して、いつ、どのように説明等を実施するかや、自治体やその他関係者と連携方法等について記載。等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左に加え、一送等から譲渡・貸与を受けた設備に係る、<u>原状回復義務の内容、貸与設備の価値が著しく下がった場合の求償の内容</u> 等 ※ 設備の具体的な情報入手し、設備ごとの原状回復の要否や、求償の方法、返却方法、その他留意事項等について記載。</li> </ul>
確認書類	引継参入	あり「引継計画要旨」に記載 (「引継計画要旨」には、撤退に限らない引継のスケジュール、自治体等への説明、災害時の連携、等も記載)	あり「引継計画」に記載 (「引継計画要旨」には、設備情報、設備計画、工事計画、設備保守の責任、設備の運用等も記載)
	白地参入	あり「撤退時取決書」に記載	なし

## 事業計画書について

- 一般送配電事業や送電事業者の参入許可申請書類における「事業計画書」については、許可申請時点において設備を保有していることを想定していないため、設備の概要を記載する箇所はなく、工事に関する計画等を中心に記載する様式となっている。
- 配電事業においては、設備を取得する方法が工事に限らず、一般送配電事業者等から譲渡・貸与されるという方法もあるため、配電事業の「事業計画書」においては、一般送配電事業者と送電事業者の様式に倣いつつ、工事の計画の他、一般送配電事業者等から貸与・譲渡される設備の概要を記載する項目を追加してはどうか。
- なお、参入許可申請時においては、一般送配電事業者から入手できる情報である「配電系統図等、高圧の配電線（6 kV以上の電線路等）に関する情報」等からの記載を求めることとしてはどうか。

### <一般送配電事業や送電事業の「事業計画書」の記載項目>

- 1 事業開始予定年月日
- 2 一般送配電事業の開始の日以降10年内の日を含む毎年度における用途別の需要見込み及び供給の計画
- 3 所要資金の額及びその調達方法
- 4 工事の概要

### <配電事業の「事業計画書」の記載項目イメージ>

- 1 事業開始予定年月日
- 2 一般送配電事業の開始の日以降10年内の日を含む毎年度における用途別の需要見込み及び供給の計画
- 3 所要資金の額及びその調達方法
- 4 委託によらず自ら技術的能力を獲得していく見通し
- 5 譲渡・貸与を受ける設備の概要（使用電圧が6 kV以上の電線路、又は、最上位電圧が6kV未満の場合は最上位電圧の電線路について記載）
- 6 工事の概要

## 【論点⑤】引継計画の承認基準

## 委員

- 配電事業については、当面の間は一送であるとか、あるいは、小売事業者に委託などの形を通じて様々御協力願わなさいいけないというふうな記載になっているわけですが、誰に義務があるのかというところはちょっと明確にしておいたほうがいいかなと思います。これは、配電事業者が参入するに当たっても、自らが課せられている義務が何かということは明確にされていないと、後で事後的にトラブルになるのはやはり不本意かなというふうにも思いますので、ちょっとその線引きはしっかりお願いできればと思います。
- 供給責任、要するに、役割分担は何で責任の所在はどうなのであるかということは、やはりあらかじめきちんとしておかないと、後に何らかトラブルが起こったときに非常に調停というか調整が難しくなると思いますので、こういったところはあらかじめよくルール作りをおきたいというふうに思います。民間の事業などでも、そういったことで非常に時間やコストを要してしまうことがございますので、そうできればと思います。

## オブザーバー

- エリア全体の需給運用、系統運用の観点から、一般送配電事業者が配電事業者に対して指示を出すということはあると思いますけれども、基本的には両者は協力関係であって、配電事業についての責任、これは配電事業者が負うというのがこの制度の根幹であるというふうに考えております。制度の趣旨に沿って、責任分担を明確化していただくようお願いいたします。

## 事務局

- それから、幾つかの委員から一般送配電事業者と配電事業者の責任関係の義務の明確化をといったことで御指摘をいただきました。こちらについては、もう既に御指摘もあったところですが、法律上明確に、例えば配電事業者に対しては周波数電圧維持義務などが課されているところがございます、責任はこれはもう法律で明確に配電事業者にあるわけがございます。これについて入り口論といたしまして、例えば最初は委託でということも許容してはどうかといった御議論を積み重ねてきているところがございます、この根っこのところはそういう責任分担であるということは、改めて確認をさせていただければと考えてございます。

- 配電事業者は、一般送配電事業者等から譲渡又は貸与を受けた設備を用いて事業を行う場合、従前どおり安定供給を確保するため、電気事業法上、その業務の引継ぎが適切に行われるよう、当該一般送配電事業者等と共同して、「引継計画」を作成し、国の承認を受けることが必要とされており、**国は、「引継計画」が「託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎを確保するために十分なものと認めるとき」に承認**することとされている。
- 引継前後（撤退時等を含む）における**安定供給確保**や**クリームスキミング防止**、**自治体や需要家等への確実な説明の実施等**の観点から、「引継計画」の承認審査基準は以下の項目を踏まえることとしてはどうか。

#### （安定供給確保の観点）

- ① 託送供給等の業務の引継ぎが適正である場合
- ② 自治体・需要家等への説明会等が適正に実施されている場合
- ③ 設備の維持及び運用、保安の確保のために必要な業務の引継ぎが適正である場合
- ④ 災害時等における自治体等の関係者との連携に関する引継ぎが適正である場合
- ⑤ 撤退時の設備・業務の引継ぎが適正である場合（自治体・需要家等への説明会等や又貸し時の運用・転売の禁止等を含む）

#### （クリームスキミング防止の観点）

- ⑥ 譲渡・貸与価格が適正に設定されている場合  
※ F I T 賦課金等の法令等で定める公益的費用を含む

## 引継計画の承認基準（続き）

参入 許可	<b>引継 承認</b>	約款 届出
----------	------------------	----------

- また、「引継計画」の内容は、「引継計画」の承認に先立って行われる参入許可申請時に提出する「**引継計画要旨**」と**整合的であることが前提**であり、内容が変更となる場合は、**合理的な理由の説明を求め**ることとしてはどうか。
- 「引継計画」には、業務の役割分担や設備の責任分界、譲渡料・貸与料等について記載することとなるが、より具体的な運用方法や業務内容等は**一般送配電事業者等と配電事業者間で締結される私契約において定めることが想定**される。
- また、改正電気事業法上、「引継計画」の軽微な変更については、届出で良いこととされている。届出で良い変更の範囲については、**承認基準の適合への影響が軽微であり、改めて審査を要しない内容**（市町村名、各種連絡先、設備の数量の変更等）としてはどうか。

参入  
許可引継  
承認約款  
届出

- 電気事業法では、「経済産業大臣は、託送供給等の業務の円滑な引継ぎを確保するために必要があると認めるとき（略）、引継計画の変更を命ずることができる」とされている。この変更命令処分基準については、**事業者の予見性確保の観点から、具体化することが適当**だと考えられる。
- 具体的には、**承継等による事業実施主体の変更が反映されていない場合や前項の「引継計画」の承認基準が満たされていないと判断できる場合**（一般送配電事業者の託送料金や、「引継計画」の規定等に基づき、配電事業者の貸与価格等の見直しが適切に行われていない場合等）が考えられる。

電気事業法（昭和39年法律第170号）（抄）

（引継計画の承認等）

第二十七条の十二の十二（略）

2（略）

3 第一項の承認を受けた配電事業者及び一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者（次項及び第五項において「承認事業者」という。）は、第一項の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その変更した引継計画を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 経済産業大臣は、**託送供給等の業務の円滑な引継ぎを確保するために必要があると認めるとき**は、承認事業者に対し、相当の期限を定め、第一項の承認を受けた引継計画（前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を変更すべきことを命ずることができる。

5（略）

# 引継計画に記載すべき事項について

参加  
許可引継  
承認約款  
届出

- これまでの本小委及び料金制度専門会合での議論等を踏まえ、「引継計画」に記載すべき事項は、下記のとおりとはどうか。

※第6回本小委で整理した項目から赤字箇所を追記・修正

## ● 安定供給確保の観点

- 自治体・需要家等への説明会等の実績
- その対象設備の情報（名称、区分、数量等）
- 設備の維持・運用に係る情報（設備の管理方法、新設・除却時の情報共有方法、業務分担等）
- その対象区域の電源及び需要に係る情報
- 一般送配電事業者等が運用業務や精算業務等について技術的協力を行う場合はその内容
- 保安上の責任主体や責任分担
- 災害時等における自治体等の関係者との連携に係る情報（業務体制、停電情報・復旧見通しの公表方法、訓練方法、災害時の問い合わせ窓口と周知方法、災害時の応援方法、緊急時独立運用の方法等）
- 配電事業者の撤退に備えた取決め（設備の返却等の方法、原状回復の内容、貸与設備の価値が著しく下がった場合の求償の内容、第三者譲渡・又貸しの取扱い、撤退時に備えた保証金の設定、自治体・需要家等への説明会等の実施方法等）

## ● 適正価格での譲渡又は貸与の確保の観点（クリームスキミング防止の観点を含む。）

- 対象設備を譲渡又は貸与する場合の価格等・算定期間
- その他料金制度専門会合において議論されている価格等の算定に必要な情報

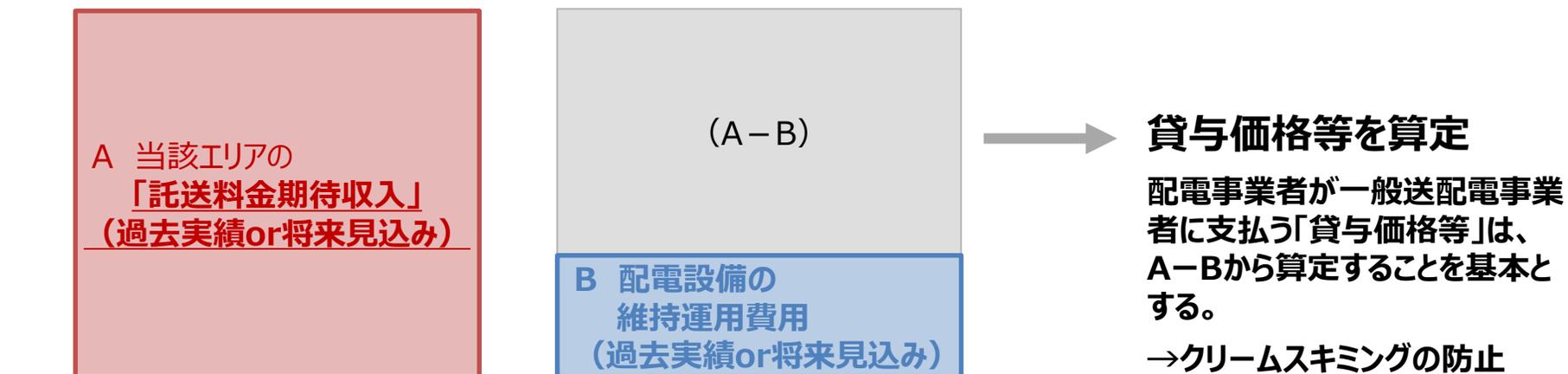
※例えば、貸与価格等を算定する際の収入や運用費用の見込み金額と実際の費用の差額の帰属方法、配電事業者による効率化の成果の帰属方法（配電事業者が留保できる仕組み）、上位系統の増強回避等に寄与する取組を行った際の貸与価格等への反映方法等が考えられる。

## （参考）配電事業者が一般送配電事業者に支払う貸与価格等のあり方について(2/3)

- 前ページに示した考慮事項を踏まえ、また、エリア毎に事情が異なることも考慮し、配電事業者が一般送配電事業者に支払う貸与価格等については、以下を基本として、一般送配電事業者と配電事業者の協議により決定することとしてはどうか。（この内容をガイドラインに記載する。）

- ① 貸与価格等の金額は、「配電エリアの託送料金収入（過去実績or将来見込み）」－「配電設備の維持運用費用（過去実績or将来見込み）」から算定することを基本とする。（詳細 19ページ）

### 事業開始前の貸与価格等の算定方法のイメージ



→ 事業開始前は、ABのデータが整備されていないが、以下のような推計により、ある程度、正確に算定することが可能ではないか。

A 配電エリアの需要地点毎に、過去の託送料金収入を用いて算定する（過去実績のケース）

B 一送のエリア全体の設備数等（電柱本数、電線延長数等）に係る維持運用費用の過去の実績費用を用いて、配電エリアの設備数等の比率で按分して算定する（過去実績のケース）

（注）必要に応じて、電力・ガス取引監視等委員会のあっせん・仲裁の仕組み等を活用することも考えられる。

## (参考) 配電事業者が一般送配電事業者に支払う貸与価格等のあり方について(3/3)

### ● (続き)

#### ②貸与価格等の金額は、原則として5年毎に見直すこととする。(詳細19ページ)

(一般送配電事業者の収入上限見直しと同タイミング(2023年度、2028年度、2033年度…)で見直す)

➤ その5年間に於いて、実際の「配電エリアの託送料金収入」や「配電設備の維持運用費用」は、上述①で用いた値から乖離することがあり得るが、途中で貸与価格等を見直すことはせず、この差額は配電事業者に帰属することとする(配電事業者の利益又は損失となる)。→配電事業者の効率化及び電化促進等のインセンティブ付与

➤ ただし、例えば、収入については外生要因によっても変動する可能性があるため、最初の期の貸与価格等を決定する際に、配電事業者と一般送配電事業者の間で、差額を事後的に調整する仕組みを取りきめておくことも考えられる。

③第2期以降の貸与価格等の金額は、上述①を基本としつつ、配電事業者のインセンティブ確保の観点から、前期における配電事業者の成果(効率化+電化促進等)の一部を引き継ぐよう工夫する。引継割合については事前に協議にて合意しておくことが望ましい。(詳細20ページ)

④配電事業者が上位系統の設備増強回避等に資する潮流合理化等の取組を進めることが重要なケースにおいては、そのインセンティブについても配慮する。(詳細21ページ)

## （参考）上位系統の設備増強回避等に資する潮流合理化等の取組のインセンティブについて

- エリアによっては、配電事業者が上位系統の設備増強回避等に資する潮流合理化の取組を進めることが重要なケースもあると考えられる。

こうしたケースにおいては、一般送配電事業者と配電事業者の協議による合意の上で、以下のような工夫をすることも考えられる。

- 一般送配電事業者と配電事業者が共同で作成する引継計画において、上位系統の設備増強回避等に寄与する取組を進めることを記載。
- あわせて、その貢献分の一部を事前に当期の貸与価格等に反映する、もしくは事後的に翌期の貸与価格等に反映することを合意。
- したがって、ガイドラインにおいて、配電事業者が上位系統の設備増強回避等に寄与する取組を進めることが重要なケースにおいては、そのインセンティブについても配慮する旨を記載してはどうか。  
(本インセンティブの一般送配電事業者のレベニューキャップ上の取り扱いについては別途検討。)

## **【論点④】託送約款の料金算定規則・変更命令基準**

参入  
許可引継  
承認約款  
届出

- 配電事業者は、一般送配電事業者に倣った法的義務を負う。このため、託送供給等約款の変更命令基準も、電気事業法の一般送配電事業と配電事業の、託送供給等約款の変更命令に係る規定が異なる箇所を除き、一般送配電事業の託送供給等約款の変更命令基準に倣うことが適当ではないか。

## (参考:一般送配電事業の託送供給等約款の変更)

電気事業法(託送供給等約款)第十八条

1～5(略)

6 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る託送供給等約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給等約款を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 前項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。
- 二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。
- 三 一般送配電事業者及び前項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

7～12(略)

## (参考:配電事業の託送供給等約款の変更)

電気事業法(託送供給等約款)第二十七条の十二の十一

1～2(略)

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る託送供給等約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該配電事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給等約款を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 料金が第二十七条の十二の五第二項第五号の供給区域の全部又は一部をその供給区域の一部とする一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であること。
- 二 第一項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。
- 三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。
- 四 配電事業者及び第一項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
- 五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

4(略)

## 【論点④】託送約款の料金算定規則・変更命令基準 託送供給等約款の変更命令基準（続き）

- 電気事業法の変更命令に係る規定のうち、一般送配電事業者と配電事業者とで規定が異なっている、「**一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であること**」については、電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合において、「**一般送配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価と比べて、配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価の水準が±5%以内であること**」等（次頁参照）とされており、これを踏まえた内容とする。

### 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 第2 処分の基準

（12） 第18条第6項の規定による託送供給等約款の変更命令

第18条第6項の規定による託送供給等約款の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 託送供給等約款料金がその一般送配電事業者の供給区域において一般電気事業者であった小売電気事業者（以下「区域において一般電気事業者であった小売電気事業者」という。）及び発電事業者（以下「区域において一般電気事業者であった発電事業者」という。）の負担するコストとの間で公平性を欠く場合であって、具体的には、需要種別ごとの基準託送供給料金及びインバランス料金について、当該区域において一般電気事業者であった小売電気事業者及び区域において一般電気事業者であった発電事業者が同様の利用形態でネットワークを利用した場合のコストに比べて不当な格差が存在すると認められる場合〔第1号要件〕
- ② 接続検討申込み時に明らかにすべき事項及び当該申込みを受けた一般送配電事業者の回答までの標準的な期間等の設定が不相当であり、小売電気事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と、又は発電事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において一般電気事業者であった発電事業者と公平な条件により託送供給を受けることができないと認められる場合〔第1号要件〕
- ③ 当該託送供給等約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合〔第2号要件〕
- ④ 当該託送供給等約款における工事費負担等の供給条件の設定が不相当であり、小売電気事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と、又は発電事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において一般電気事業者であった発電事業者と公平な条件により託送供給等を受けることができないと認められる場合〔第3号要件〕
- ⑤ 託送供給等約款料金が一般送配電事業者託送供給等約款料金算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての託送供給等利用者に対して平等でない場合〔第4号要件〕
- ⑥ 当該託送供給等約款における振替供給に係る供給条件の設定が広域的な電気の供給の促進を阻害する場合や設定された料金メニューが公共の利益の増進に支障があるものである場合〔第5号要件〕

なお、上記の判断に当たっては、小売電気事業者と一般送配電事業者との間に託送供給等約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

## (参考) 配電事業者の託送料金が適正な水準であることの判断基準について

2021年3月8日  
第7回料金制度専門会合 資料3

- 改正電気事業法上、配電事業者の託送料金は、**同一エリアの一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準**とすることとされ、それに該当しないと認められる場合には、経済産業大臣が変更を命ずることができることとされている。
- 配電事業者と需要家の間には直接の契約関係がない一方で、需要家への十分な説明は重要であると考えられるため、変更命令の具体的な基準については、制度開始当初においては以下のようにしてはどうか。

### 配電事業者の託送料金が適正な水準でない判断する基準（案）

以下の基準に該当していない場合

- 一般送配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価と比べて、**配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価の水準が±5%以内であること。**（注1～注5）

（注1）一般送配電事業者の託送料金の電圧別（特高・高圧・低圧）需要ごとの平均単価と比べて、配電事業者の託送料金の電圧別（特高・高圧・低圧）需要ごとの平均単価の水準が+0%を超える場合は、配電エリアの需要家にレジリエンス強化等のメリットがあるなど、その説明が合理的と認められる場合に限るとともに、当該配電エリアの需要家に十分説明がなされていること。

（注2）個別需要家ごとの単価の水準は、季節別や時間帯別にすべて±5%以内になっている必要はなく、年間での平均単価の水準が±5%以内であればよいと考えられる。

（注3）配電事業者の託送料金において、一般送配電事業者の託送料金と同一料金メニューとし、当該料金メニューの単価のみを±5%以内で設定した場合には、国は個別需要家ごとの単価の比較や詳細な確認は不要と考えられる。

（注4）一般送配電事業者の託送料金に係る変更認可申請命令の発動基準であるフロー管理（想定単価と実績単価との比較）においても、乖離率が-5%以内であれば、当該命令を発動しないこととしている。

（注5）配電事業者の託送料金のうち発電側基本料金の変更命令基準についても、これと同様とする。

2021年3月8日  
第7回料金制度専門会合 資料3

## (参考) 配電事業者の託送料金制度の運用のあり方

- 配電事業者の託送料金に係る規制の運用は、以下の通りとしてはどうか（前回会合でご議論いただいた内容に加えて、基準を満たしていることの算定根拠となる書類も添付させることとしてはどうか（赤字部分））。
- 配電事業者から託送料金の届出（変更届出を含む）があった際には、国が前述の変更命令基準に該当するかどうかを判断する必要がある。このため、配電事業者に「**一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であることの説明書**」の提出を義務付けるとともに、**基準を満たしていることの算定根拠となる書類も添付させる**。国は、当該説明書及び**算定根拠となる書類を基に**、配電事業者と一般送配電事業者の**料金水準を比較し、適正な水準になっているかを審査**する。（注6）
- また、**同一エリアの一般送配電事業者が託送料金を変更した場合**にも、国が報告徴収を行った上で、配電事業者と一般送配電事業者の**料金水準を比較し、適正な水準になっているかを審査**する。

（注6）「一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であることの説明書」として、個別需要家ごとの単価が±5%以内となっていること（一般送配電事業者の託送料金と同一料金メニューとし、当該料金メニューの単価のみを±5%以内で設定した場合には、個別需要家ごとの比較は不要）及び電圧別需要ごとの平均単価も±5%以内であることを記載するとともに、その算定根拠となる書類も添付する。また、電圧別需要ごとの平均単価が+0%を超える場合には、配電エリアの需要家に対して十分な説明がなされていることを記載することが考えられる。

なお、配電事業者は、原価を積み上げるのではなく、同一エリアの一般送配電事業者の託送料金と同程度の水準となるよう、託送料金を設定することから、原価を積み上げて算定する託送料金算定規則は定める必要はないと考えられる。

## 【論点⑧】撤退時に備えた各種基準

## (参考) 本小委員会での議論

### 委員

- 事業者が撤退することも念頭に置いた設計が必要。例えば、第三者への譲渡や事業の継続が難しくなった場合のライセンスをどう見るか、あるいは、引継ぎ前の配電事業者のメンテナンスが十分でなかった時の、その後のメンテナンス費用の負担の在り方などについてもよく考える必要がある。

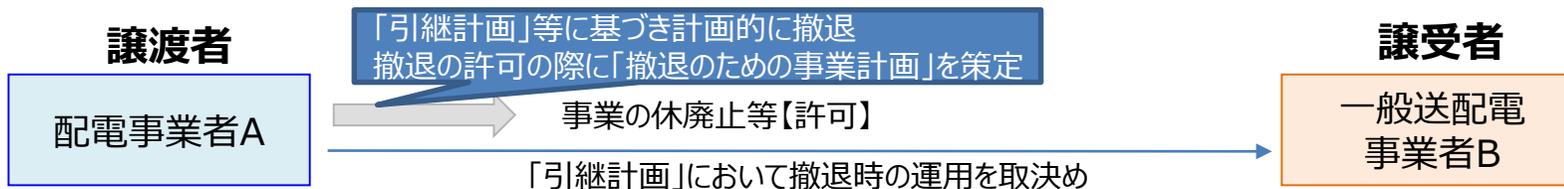
### オブザーバー

- 撤退時は、事業の第三者譲渡も考えられるが、この第三者と一般送配電事業者の関係についての制度上の位置付け等、抜け道がない設計が必要。

# 配電事業から撤退する場合の類型

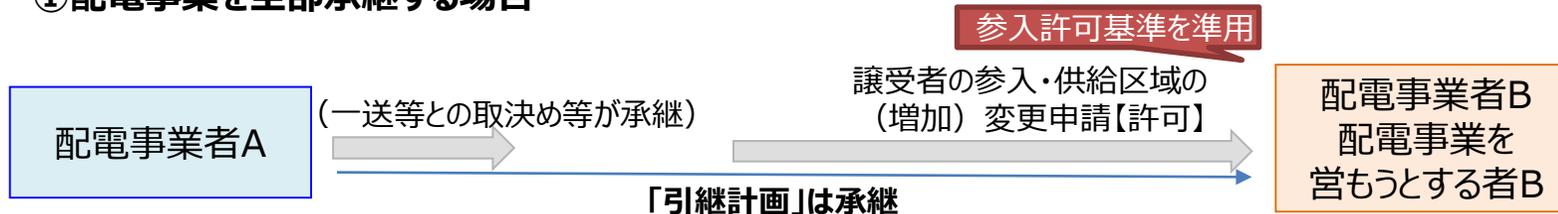
- 配電事業から撤退する場合、(1) 配電事業の休廃止等により事業が一般送配電事業者に移る場合と、(2) 配電事業の承継等により事業が別の配電事業者等に移る場合と考えられる。

## (1) 配電事業の休廃止等により事業が一般送配電事業者に移る場合



## (2) 配電事業の承継等により事業が別の配電事業者等に移る場合

### ① 配電事業を全部承継する場合



### ②-1. 配電事業の一部を配電事業者に譲渡する場合



### ②-2. 配電事業の一部を配電事業を営もうとする者に譲渡する場合



## 配電事業からの撤退に係る許可の審査基準（一送に移行する場合）

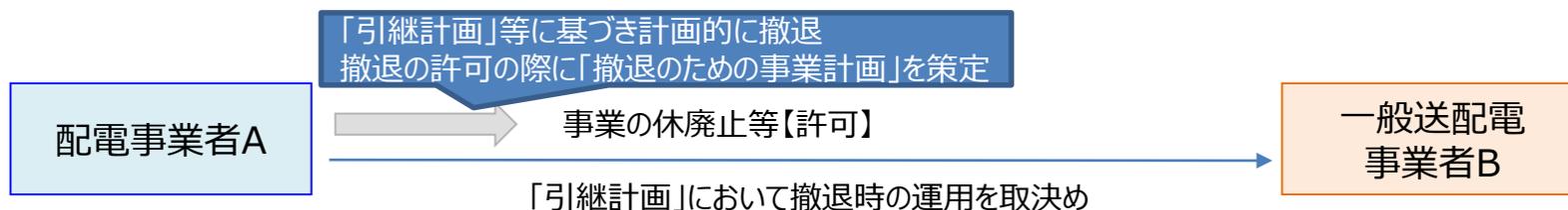
- 配電事業から撤退する場合のうち、「（１）配電事業の休廃止等により事業が一般送配電事業者に移る場合」については、**その設備等が確実に一般送配電事業者に移り、当該地域における託送供給等に支障が生じないことが重要**である。
- 電気事業法上、事業の休止、廃止は、経済産業大臣の許可が必要となっている。このため、配電事業者の休廃止等の許可に当たっては、**「撤退のための事業計画」の策定を求め、国はその内容を審査**することとしてはどうか。
- なお、**引継参入**の場合（※1）は、「撤退のための事業計画」が、国の承認を受けた**「引継計画」の内容と整合的**であることを国は審査（※2）することとしてはどうか。  
また、**白地参入**の場合は、「撤退のための事業計画」が、許可時に提出した**「撤退時取決書」と整合的**であることを国は審査（※3）することとしてはどうか。

（※1）引継参入の場合であっても、一般送配電事業者又は一般送配電事業者との「引継計画」がある配電事業者からの引継ぎ以外である場合（特定送配電事業者からの引継ぎを含む）は、原則として白地参入の場合の整理に倣うこととする。

（※2）「引継計画」の記載事項において、**更新すべき事項がある場合は、「引継計画」の変更承認を経た上でなければ、撤退の許可を受けることができないこと**としてはどうか。（同時申請も可能）

（※3）「撤退のための事業計画」と「撤退時取決書」の内容が異なる場合は、その理由について説明を求めることとしてはどうか。

## （１）配電事業の休廃止等により事業が一般送配電事業者に移る場合



## 配電事業からの撤退に係る許可の審査基準（一送に移行する場合）

- 一般送配電事業については、国は「公共の利益が阻害されるおそれがないと認めるとき」に**休廃止の許可**ができ、その許可審査基準については、「更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、休廃止の許可審査基準は作成しない。」とされている。
- 配電事業の場合、一般送配電事業者等と作成した「引継計画」等の中で、「撤退時の取決め」がされているなど、具体的な審査基準を作成することは可能だと考えられることから、本審査基準をそのまま準用するのではなく、「撤退のための事業計画」が、
  - 適正かつ円滑な撤退を行えるものであると認められること
  - 「引継計画」又は「撤退時取決書」の内容が適切に盛り込まれていること（※）
  - 関係者等の調整等において十分な期間が考慮された計画であることを**具体的な審査基準とし、当該基準に基づき審査**することとしてはどうか。

（※）「撤退のための事業計画」は、配電事業者自らが作成するものであるが、一送と協議の上で作成する「引継計画」又は「撤退時取決書」の内容と統合的な計画として策定することで、一送との事前協議の内容を踏まえた「撤退のための事業計画」とすることができる。

# (参考) 事業の休止及び廃止並びに解散に関する規定

## 電気事業法（事業の休止及び廃止並びに解散）※配電事業に準用

第十四条 一般送配電事業者は、一般送配電事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

- 2 一般送配電事業者の解散についての株主総会の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 経済産業大臣は、一般送配電事業の休止若しくは廃止又は一般送配電事業者の解散により公共の利益が阻害されるおそれがないと認めるときでなければ、第一項の許可又は前項の認可をしてはならない。

## 電気事業法施行規則（事業の休止及び廃止の許可申請）

第十五条 法第十四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第十四の事業休止（廃止）許可申請書に次の各号に掲げる書類（事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあっては、第一号の書類に限る。）を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類
  - 二 一般送配電事業の一部を休止し、又は廃止する場合にあっては、休止し、又は廃止する事業に係る供給区域の境界を明示した地形図
  - 三 休止し、又は廃止する一般送配電事業に係る電気工作物の概要を記載した書類
  - 四 休止又は廃止の日以後十年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書
- 2 経済産業大臣は、法第十四条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

## （法人の解散の認可申請）

第十六条 法第十四条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十五の解散認可申請書に解散を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 経済産業大臣は、法第十四条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

## 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（第14条第1項の一般送配電事業の休廃止の許可）

### 第1 審査基準（9）

第14条第1項の一般送配電事業の休廃止の許可については、同条第3項に許可の基準が規定されており、更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

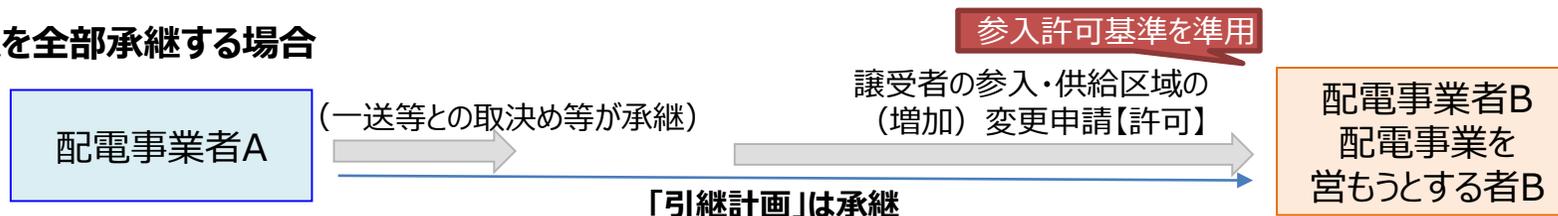
### 第1 審査基準（10）

第14条第2項の一般送配電事業者たる法人の解散の決議等の認可については、同条第3項に認可の基準が規定されており、更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

## 配電事業者の撤退に係る譲受者の参入審査（一送以外への全部譲渡し）

- 配電事業から撤退する場合のうち、「（２）配電事業の承継等により事業が別の配電事業者等に移る場合」については、承継に当たり、譲受者の適切性等を審査することが必要である。
- このうち、①配電事業を全部譲渡する場合については、電気事業法上、**経済産業大臣の認可が必要**となっている。この際の**認可基準は、参入時の許可基準を準用**することとし国は、**譲受者の適切性等を審査すること**としてはどうか。
- また、一般送配電事業者と撤退する配電事業者の間で作成された「引継計画」等については、**譲受者に引き継がれること**となる。

### （２）①配電事業を全部承継する場合



#### 電気事業法（事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び会社分割）※配電事業に準用

第十条 一般送配電事業の全部の譲渡し及び譲受けは、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

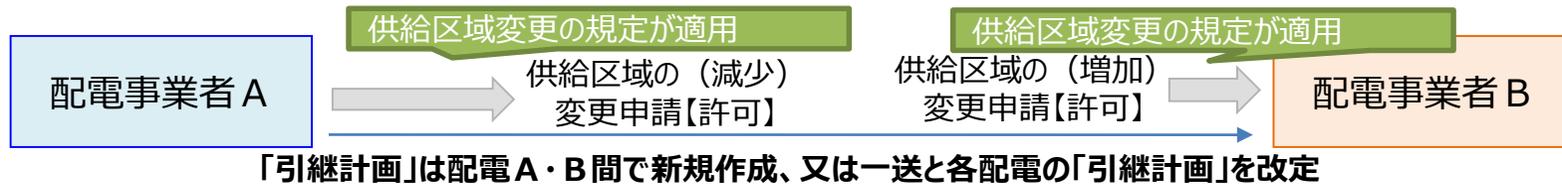
2 一般送配電事業者の合併及び会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限る。次条において同じ。）は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第五条の規定は、前二項の認可に準用する。

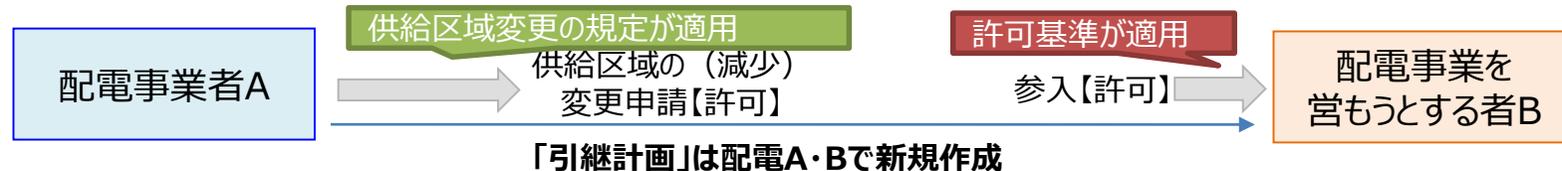
# 配電事業者の撤退に係る譲受者の参入審査（一送以外への一部譲り渡し）

- 配電事業の一部の譲渡しの場合は、国は、譲渡者の供給区域の減少について、供給区域の変更許可申請の基準（※）に従い審査することとなる。
  - ②-1 **譲受者が既に他の供給区域で配電事業を行ってる配電事業者**の場合は、国は、**譲受者の供給区域の増加**に当たり、**供給区域の変更許可申請の基準（※）**に従い審査することとなる。  
（※）供給区域の変更許可申請は、参入許可基準を準用する。
  - ②-2 **譲受者が新たに配電事業に参入しようとする者**の場合は、国は、**配電事業に参入しようとする譲受者が、譲渡しを受ける前に、配電事業の参入許可**を審査することとなる。

## （2）②-1.配電事業の一部を配電事業者に譲渡する場合



## （2）②-2.配電事業の一部を配電事業を営もうとする者に譲渡する場合



### 電気事業法（供給区域の変更）

第二十七条の十二の七 配電事業者は、第二十七条の十二の五第二項第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第二十七条の十二の四及び前条の規定は、前項の許可（同条の規定にあつては、供給区域の減少に係るものを除く。）に準用する。

## 配電事業者の撤退に係る譲受者の参入審査（一送以外への一部譲り渡し）

- 改正電気事業法では、配電事業者（以下「配電事業者A社」という。）から配電事業を営もうとする者（以下「配電事業者B社」という。）等に対して、設備の譲渡又は貸与を行うこと（一般送配電事業者が貸与した設備の又貸しを含む。）が想定されている。
- この際、配電事業が円滑に引き継がれるためにも、配電事業者A社と配電事業者B社との間で、「引継計画」が策定されていることは重要である。また、配電事業者B社が撤退する場合であっても、円滑に一般送配電事業者等に対して引継ぎが行われることが重要である。

- このため、

### （1）設備の貸与の場合

一般送配電事業者から配電事業者A社に「貸与」が行われる場合であって、配電事業者A社から配電事業者B社に事業を引き継ぐ場合には、賃借人の地位の移転により、配電事業者B社が当該一般送配電事業者と共同して「引継計画」を作成し、国の承認を受けることとしてはどうか（その内容は、一般送配電事業者と配電事業者A社間の「引継計画」に準じた内容であることを基本とする）。

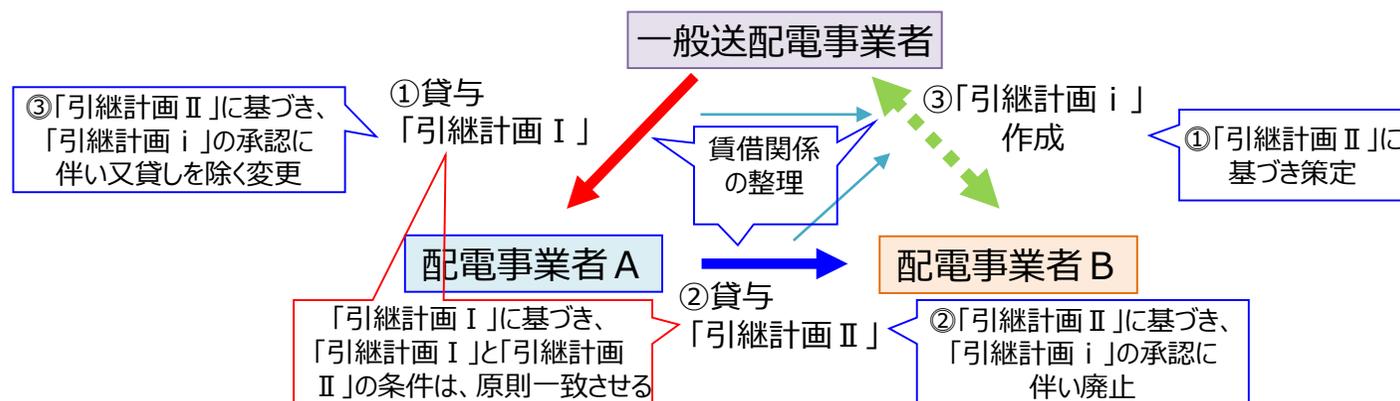
### （2）設備の譲渡の場合

一般送配電事業者から配電事業者A社に「譲渡」が行われる場合であって、配電事業者A社から配電事業者B社に設備を引き継ぐ場合には、一旦、配電事業者A社から一般送配電事業者に対して設備を引き継いだ上で、改めて、配電事業者B社が当該一般送配電事業者と共同して「引継計画」を作成し、国の承認を受けることとしてはどうか。

## (参考) 貸与の場合の取扱い

- 配電事業者が一般送配電事業者から設備の「貸与」を受けて事業を開始する場合は、以下の内容が「引継計画」に記載されていることを条件とし、国がその内容を確認する。
  - ① 一般送配電事業者と配電事業者A社との「引継計画」（下図、引継計画Ⅰ）には、配電事業者A社が配電事業者B社に設備を貸与（又貸し）する場合は、配電事業者A社が貸与された際の条件（管理方法や「撤退時に備えた取決め」等）と、貸与する際の条件は原則として一致させること
  - ② 配電事業者A社が配電事業者B社に設備を貸与（又貸し）する場合の「引継計画」（引継計画Ⅱ）には、引継ぎ終了後、遅滞なく、賃借人の地位の移転により、一般送配電事業者から配電事業者B社への直接の貸与に変更するとともに、下記の3つの「引継計画」の整理を行うこと
    - ①. 配電事業者B社は一般送配電事業者と「引継計画」（引継計画ⅰ）を作成し、国の承認を受ける
    - ②. 配電事業者A社と配電事業者B社が作成する「引継計画」（引継計画Ⅱ）を廃止する
    - ③. 一般送配電事業者と配電事業者A社の「引継計画」（引継計画Ⅰ）から又貸し設備を除く変更を行う

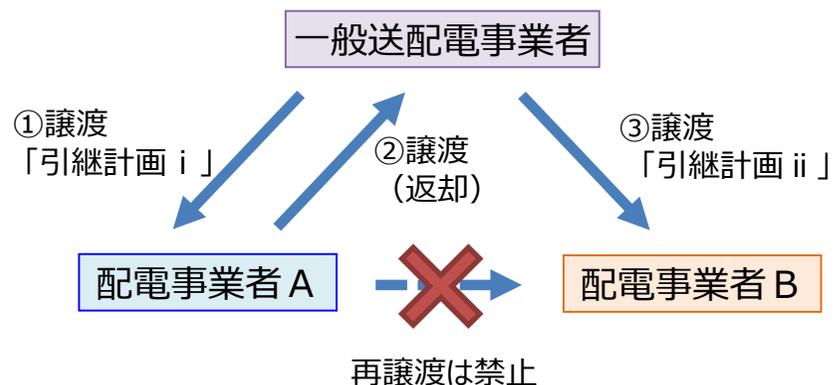
### <配電事業者A社から配電事業者B社に又貸した後に、配電事業者B社が一送と「引継計画」を作成>



## (参考) 譲渡の場合の取扱い

- 配電事業者が一般送配電事業者から設備の「譲渡」を受けて事業を開始する場合は、両者が共同して作成する「引継計画」(下図、引継計画 i) において、当該設備の再譲渡(転売)の禁止について取り決めておくこととし、国はその内容を確認する。

### <一般送配電事業者を介して譲渡する場合>



# 【論点⑪】参入申請、託送約款、引継計画等の 各時点における事業者の申請内容、報 告事項

## 配電事業者の事業運営のモニタリング

- 配電事業者が、特に財務面と設備管理面が悪化することにより十分な準備期間のない撤退が行われる場合には、需要家への影響や当該地域の安定供給の維持に支障を生じることが懸念される。そのため、下記の制度上の仕組みによって、配電事業者の財務及び設備管理の状況をモニタリングしていくこととしてはどうか。

### (財務面)

- 配電事業者には毎事業年度終了後に、財務諸表を経済産業大臣に提出する義務が課せられており、これにより毎期の財務状況の確認が可能である。より具体的には、電気事業会計規則にて一般送配電事業者と同様の財務諸表の作成を求め、各事業年度終了後3ヶ月以内の提出を求めることとしてはどうか。
- また、電力・ガス取引監視等委員会にて、配電事業者は「配電部門収支計算書」（当期純利益まで）のほか、「社内取引明細書」、「固定資産明細表」及び「インバランス収支計算書」の4つの様式の作成及び公表を義務付けることとされた。
- さらに、同一エリアの一般送配電事業者の託送料金に変更される度（※）に、国が託送料金の算定根拠について報告徴収を行った上で、配電事業者と一般送配電事業者の料金水準を比較し、適正な水準であることを審査することとなる。

(※) レベニューキャップ制度の導入以降、少なくとも5年に一度は一般送配電事業者の託送料金に変更されると考えられるが、この際に配電事業者との間の譲渡料、貸与料の見直しが行われる。

### (設備管理面)

- 設備の維持運用については、配電事業者が撤退する場合、他の事業者への承継等を選択しない限り、一般送配電事業者が当該設備を引き継ぐこととなるため、一般送配電事業者が「引継計画」等に則って適切に設備の維持運用がなされているかを確認することが適当であり、保安規定で定める頻度を目安に確認を行うこととしてはどうか。

## (参考) 貸与価格等の算定に必要なデータの整備・提供について

- 上述のような考え方にに基づき配電事業者と一般送配電事業者の協議により貸与価格等を決定するにあたっては、過去の実績値等のデータが必要となる。
- 両者が適切に協議を行うことができるよう、また国がその適切性を確認できるよう、以下のようにデータの透明性を確保することが必要ではないか。

(1) 配電事業開始時の貸与価格等の算定に必要なデータは、一般送配電事業者が有していると考えられることから、一般送配電事業者が提供することが必要。

→ 配電事業を営もうとする者から提供の依頼があった場合、一般送配電事業者は当該データについて過去の実績値等<sup>(※)</sup>（少なくとも例えば、過去3年間）を提供することをルール化してはどうか。

※（例）設備保全台帳等の情報やスマメータ

(2) また、翌期の貸与価格等の算定に必要なデータは、配電事業者が有していると考えられることから、配電事業者が提供することが考えられる。

→ 配電事業者の会計整理において、配電事業者の配電に係る実績費用や実績収入を確認できる情報が整理されていることが必要。このため、配電部門収支計算書（当期純利益まで）のほか、社内取引明細書、固定資産明細表及びインバランス収支計算書の4つの様式の作成及び公表を義務付けることとしてはどうか。

## **【論点⑤】引継計画の承認基準 (譲渡料・貸与料関係)**

# (参考) クリームスキミングの防止、貸与価格・譲渡価格の詳細の考え方

第6回持続可能な電力システム構築小委員会 (2020.9.9)  
資料2 一部修正

- 配電事業者が一般送配電事業者に支払う貸与価格等については、**クリームスキミング**（又はその逆）を**防止**する観点が重要。
- このため、**適切な貸与価格等**は、配電事業エリアにおいて得られる「**託送料金期待収入**」から、配電事業者自身の業務である①**配電設備の維持運用費用**を除く形で算定し、②**配電設備の償却費用**、③**上位系統費用**、④**地域調整費用**等を含む価格とすることを基本としてはどうか。

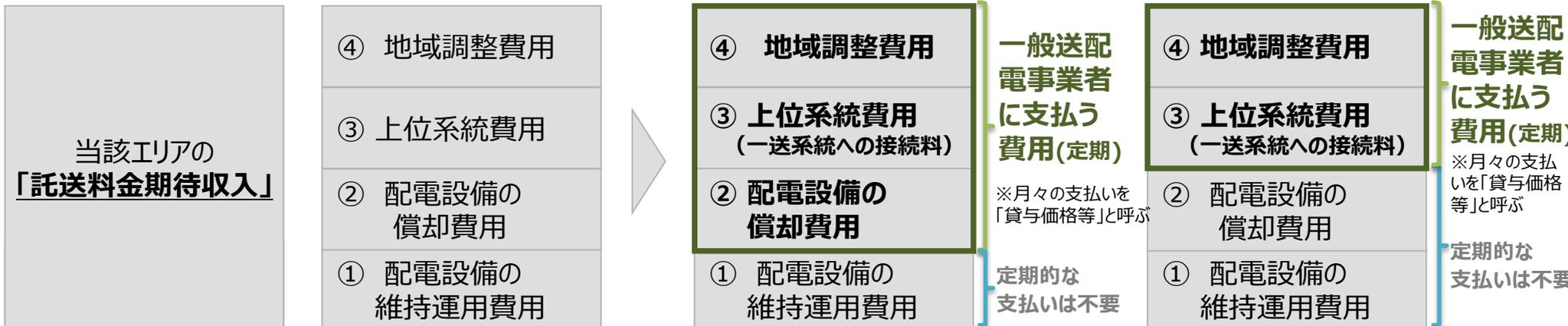
注1) 配電事業者から一般送配電事業者へ、需給調整や周波数維持の実施、メーリングシステムの運用等を委託する場合は、これらの費用の支払いも発生。  
注2) 譲渡の場合は、「①配電設備の維持運用費用」に加え、「②配電設備の償却費用」も、定期的に配電事業者から一送へ支払う費用から除かれると考えられる。  
注3) 事業者が自営線を敷設し配電事業に参入する場合については、今後、特定送配電や特定供給と比較し整理を行う。

- なお、**需要密度が非常に低い地域**（山間部や離島など）においては、「④**地域調整費用**」が大きくマイナスとなる結果、**一般送配電事業者が配電事業者へ費用を支払って設備の維持・運用を委ねる契約**となる（貸与価格等全体がマイナスとなる）場合も考えられる。

## 配電参入前の当該配電事業エリアの収支イメージ

## 貸与時イメージ

## 譲渡時イメージ



- ① 配電設備の維持運用費用 : 配電事業者が維持運用する設備の維持運用費用
- ② 配電設備の償却費用 : 配電事業者が維持運用する設備の償却費用
- ③ 上位系統費用 : 配電事業者が託送供給を行う際に必要な上位系統等設備の維持運用・償却費用
- ④ 地域調整費用 : 地域間の事業環境の違いを踏まえ、それに起因する料金差が生じないように調整するための費用

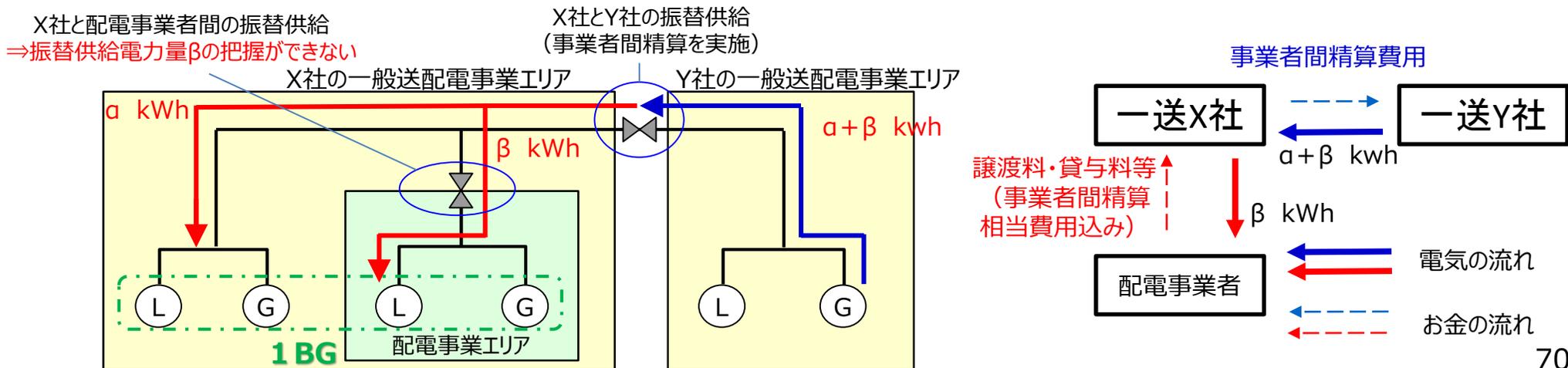
## (参考) 貸与価格・譲渡価格の詳細の考え方 (続き)

- 配電事業者の責めによらない事情により、配電事業エリアの収益性が変わることが考えられるため、配電事業者から一般送配電事業者に継続的に支払う貸与価格等については、定期的に見直しがなされる仕組みにすることが必要ではないか。
- また、この見直しに当たっては、配電事業者が、配電設備の維持運用費用の合理化、配電事業エリアの設備構成の合理化、潮流合理化による配電事業エリアや上位系統の設備増強回避等に貢献した場合は、その貢献分の一部を配電事業者に帰属させる等、配電事業ライセンスの導入により期待される効果を誘導する仕組みとしてはどうか。
- さらに、一般送配電事業者にとっての配電事業等の参入インセンティブ設計や、配電事業者の参入等に伴うレベニューキャップの変更の扱いについては、託送料金制度改革の項目として議論することとしてはどうか。

【論点⑤】引継計画の承認基準

# 振替供給に係る事業者間精算相当費用の扱いについて

- 一般送配電事業者エリアと配電事業者エリア間の供給は、**振替供給**となる。
- 他方、第6回本小委において、**配電事業者は、本制度開始時点では、電力量調整供給業務等については、「一般送配電事業者に委託することを基本（配電事業者エリア毎にBGを形成し、管理することを行わない）」**とし、今後、配電事業者が自ら、電力量調整供給等を行う際の課題の整理を行っていくこととされた。
- このため、一般送配電事業者エリアと配電事業者エリア間の**振替供給電力量を把握できない**ことから、一般送配電事業者エリアと配電事業者エリア間の事業者間精算相当費用は「**上位系統費用**」に含まれるものと観念することとしてはどうか。  
※配電事業者が一般送配電事業者に電力量調整供給業務を委託する場合、BGの計画管理や調整電力計画の提出等を含めて一般送配電事業者が実施することになる。
- 仮に配電事業者エリア毎にBGを分ける場合は、振替供給電力量に応じた精算を実施できるが、このような精算を行うかどうかは、配電事業者が自ら電力量調整供給や周波数維持を行う際の課題の整理と合わせて検討を行っていくこととしてはどうか。



(参考) I. 安定供給維持に係る業務  
計画値同時同量ルールと需給運用・周波数維持における配電事業の役割

- 配電事業者が参入した場合、その配電事業エリアにおける一義的な電力量調整供給義務及び周波数維持義務は配電事業者にある。
- 他方、現時点の系統構成を前提とすれば、その配電事業エリアと、その周辺の一般送配電事業エリアとの間をつなぐ連系点には容量制約がないと考えられ、また、一般送配電事業者は配電事業エリアも含めた調整力を確保していると考えられる。このような場合には、一般送配電事業者が、配電事業エリアも含めて一体として電力量調整供給を行うこととしても、安定供給の観点から問題は生じないと考えられる。
- このため、配電事業者は、電力量調整供給及び周波数維持について、制度開始当初においては、①一般送配電事業者に委託することができ、また、②一般送配電事業者は、配電事業エリアを含めて一体とした需給調整を行うことができることとしてはどうか。さらに、③一般送配電事業者は、正当な理由がない限り、この協議に応じなければならないこととしてはどうか。

## （参考） I. 安定供給維持に係る業務 計画値同時同量ルールと需給運用・周波数維持における配電事業の役割（続き）

- 他方、配電事業は許可制であり、配電事業者は、早期にこれらの技術的能力を備え、自らこれらの業務を担っていくことも重要。
- このような観点からは、連系点の容量制約を前提に、配電事業者が自ら、電力量調整供給や周波数維持を行う場合には、例えば、以下のような課題の整理が必要となる。
  - ・各BGが、配電事業エリア毎に別BGを形成し、管理することが必要となる。
  - ・JEPXが、配電事業エリア毎に「ビディングゾーン」を設定し、各市場参加者もこれに応じた応札を行うことが必要となる。
  - ・電力広域機関が配電事業者からの、調整力確保計画その他の受付・管理のためのシステム改修が必要となる。
- このため、本制度開始時点では、これらの業務は一般送配電事業者に委託することを基本としつつ、配電事業者が自ら、電力量調整供給や周波数維持を行う際の課題の整理（各種計画の提出や配電事業者の存在を前提としたシステム・市場設計等）を行っていくこととしてはどうか。

# 白地参入時のクリームスキミングの防止について

- 配電事業者が白地参入する場合であっても、配電事業者の系統が、一般送配電事業者の系統に接続している場合にあつては、「③上位系統費用」に相当する費用を、一般送配電事業者を支払うことが必要となる。白地参入の場合は、「引継計画」を作成する必要が無いいため、その支払金額については、一般送配電事業者と配電事業者の協議により締結した私契約において、「③上位系統費用」に相当する費用に加え、「④地域調整費用」に相当する費用も加味した上で、取決めておくことが必要ではないか。
- なお、需要密度が非常に低い地域（山間部や離島など）などにおいて白地参入する場合（※）は、収支が大きくマイナスとなる結果、一般送配電事業者が配電事業者に対し「④地域調整費用」に相当する費用を支払う契約となる場合も考えられる。

（※）系統が敷設されていない需要密度が低い地域に参入する際に、一般送配電事業者に配電線の敷設等を依頼し、その設備を譲渡又は貸与を受けて参入することで、「引継計画」を作成して、事業を開始することも考えられる。（この場合は、白地参入の扱いとはならない。）

## 配電参入前の当該配電事業エリアの収支イメージ

当該エリアの <b>「託送料金期待収入」</b>	④ 地域調整費用
	③ 上位系統費用
	② 配電設備の償却費用
	① 配電設備の維持運用費用

## 支払額イメージ（白地参入）

④ 地域調整費用	一般送配電事業者 に支払う 費用(定期)
③ 上位系統費用 (一送系統への接続料)	
② 配電設備の償却費用 (配電事業者が敷設)	定期的な 支払いは不要
① 配電設備の維持運用費用	

- ① 配電設備の維持運用費用：配電事業者が維持運用する設備の維持運用費用
- ② 配電設備の償却費用：配電事業者が維持運用する設備の償却費用
- ③ 上位系統費用：配電事業者が託送供給を行う際に必要な上位系統等設備の維持運用・償却費用
- ④ 地域調整費用：地域間の事業環境の違いを踏まえ、それに起因する料金差が生じないように調整するための費用

## 【論点⑥】兼業規制に係る適用除外基準

## (参考) 改正電気事業法 一般送配電事業者の禁止行為等・兼業の制限等

(兼業の制限等)

第二十二條の二 一般送配電事業者は、小売電気事業、発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。第一百七條の二第四号において同じ。）又は特定卸供給事業（小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。同号において同じ。）を営んではならない。ただし、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けたときは、小売電気事業（その供給区域における一般の需要に応ずるものに限る。次項において同じ。）、発電事業（その供給区域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。同項において同じ。）又は特定卸供給事業（その供給区域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。同項において同じ。）を営むことができる。

2 経済産業大臣は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る一般送配電事業者が維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物の総体としての規模、その供給区域の自然的社会的条件等を勘案して当該一般送配電事業者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営むことがその供給区域内の電気の利用者の利益を確保するため特に必要であると認める場合でなければ、これを認可してはならない。

3 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める規定は、適用しない。ただし、第一項ただし書の認可を受けた一般送配電事業者（以下この項において「認可一般送配電事業者」という。）の特定関係事業者（次条第一項に規定する特定関係事業者をいう。第三号において同じ。）である小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が、小売電気事業（当該認可一般送配電事業者の供給区域以外の地域における一般の需要に応ずるものに限る。）、発電事業（当該認可一般送配電事業者の供給区域以外の地域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）又は特定卸供給事業（当該認可一般送配電事業者の供給区域以外の地域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。）を営むときは、この限りでない。

- 一 認可一般送配電事業者 次条第二項及び第二十三条第二項から第五項までの規定
- 二 認可一般送配電事業者の取締役、執行役又は使用人その他の従業者（以下単に「従業者」という。） 次条第一項の規定
- 三 認可一般送配電事業者の特定関係事業者 第二十三条の二第一項及び第二十三条の三第一項の規定

※ 改正電気事業法第27条の12の13において、第22条の2の規定は配電事業者に準用される。

## (参考) 兼業規制の適用除外基準

### ① 電気工作物の総体としての規模

規模が小さい事業者では、小売電気事業や発電事業等との兼業を認めないことで、かえって事業効率性を失わせる可能性がある。このため、兼業を認めることが、「その供給区域内の電気の使用者の利益」となると考えられる。

この規模の判断については、新規参入者への予見性確保の観点から、規模の基準の明確化が望ましい一方、実態に応じて状況が異なる場合も想定される。

このため、一定の規模の基準を設け、基準を下回る場合には、「電気工作物の総体としての規模」要件を満たすこととし、基準を超える場合には、事業目的や実態に応じて判断するといった運用が考えられるがどうか。

(参考) 規模の基準の例として、以下のようなものがある。

- 我が国のガス事業者の「法的分離」の対象は、「導管の総延長が二万六千キロメートル」以上であることなどが要件とされている。
- EU電力自由化指令では、接続需要家数10万軒以上の事業者に対して、配電と小売・発電の分離が義務づけられている。

### ② 供給区域の自然的社会的条件等

配電事業者が、小売電気事業や発電事業等を兼業し、災害時に配電網を独立運用すること等は、小売電気事業や発電事業の継続等に繋がり、レジリエンス強化や安定供給性の向上に資することが考えられる。

また、再エネの導入量の多い地域やそのポテンシャルの高い地域、自治体や住民等が再エネの地産地消推進の方針を掲げる地域等においては、配電事業者の参入により、その地域の再エネの地産地消等が進むことも考えられる。更に、AI・IoTによる高度な配電NW運用による電力システムの効率化も期待できる。このため、これらは「その供給区域内の電気の使用者の利益」となると考えられるがどうか。

## ● 兼業規制の適用除外基準については、以下の考え方としてはどうか。

- 配電事業者は、その事業の中立性の確保が求められることから、原則、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業（以下「小売電気事業等」という。）との兼業が規制されている。一方で、規模が小さい配電事業者においては、小売電気事業等との兼業を認めないことにより、かえって業務の運営が非効率となり、ひいては電気の利用者の利益を阻害する可能性がある。

※ 相当程度の電気工作物の規模を有する配電事業者においては、その事業規模が大きく、上記のような非効率が生ずる可能性が低く、兼業の禁止に伴うコストの増加が認められたとしても、兼業規制により中立性を確保することにより、これを凌駕するだけの電気の利用者の利益が図られるものと考えられる。

- したがって、一定規模未満の配電事業者の兼業については、「電気の利用者の利益を確保するため特に必要である」ものとして、例外的に認めることが適切ではないか。

- 例えば、EU指令においては、10万軒以上の送配電事業について、兼業禁止とすることがEU各国に対して求められているが、こうした規模要件は、欧州で既に存在するDSOの事業モデル等に配慮されたもの（例：ドイツのシュタットベルケのようなDSOモデル）。
- 他方、欧州で営業する2,400のDSOのうち、兼業していないDSOが189に留まる現状について、中立性確保の観点から懸念視する声もあり、今後、当該要件を引き下げること検討すべきではないかという議論がある。
- 例えば、フィンランドやオーストリアでは5万軒の基準を設定している。
- これを基礎として、日本についても、例えば、5万軒を基準とすることとしてはどうか。

※ 全国の需要家が契約口数ベースで8,800万口、配電用変電所は全国で5,700カ所あることから、①1変電所当たりの平均は1.5万軒であり、②変電所の9割が5万軒以下となっている。本基準であれば、万が一に競争関係阻害行為が発生した場合であっても影響（中立性確保の必要性）が低いと考えられるのではないかと。

- 加えて、配電事業者の親会社が、複数の子会社を創設し、それぞれの子会社ごとに配電事業を営み、小売電気事業等と兼業することになれば、グループ全体としての兼業を行う規模が大きくなり、情報の目的外利用等の競争関係阻害行為が生じた場合の影響が大きくなると考えられる。このような点も踏まえて、兼業規制により中立性を確保することが、電気の利用者の利益に資すると考えられる。

## 兼業規制の適用除外基準について（続き）

- 送配電部門の中立性・公平性の確保の観点から、一般送配電事業者は、情報の目的外利用・提供や差別的取扱い等が禁止されている。これに加えて、送配電部門の中立性・公平性の一層の確保のため、小売電気事業等との兼業が禁止されている（法的分離）。
- 配電事業者が、一般送配電事業者同様、託送供給等業務を行う主体であることや、送配電部門の中立性・公平性の一層の確保のために一般送配電事業者に対して小売電気事業等との兼業が禁止されていることの趣旨に鑑みれば、そのグループ会社（子会社、親会社、当該親会社の子会社等をいう。以下同じ。）が、**当該一般送配電事業者の供給区域内**において、配電事業を営み、小売電気事業等と兼業することを認めることとすると、一般送配電事業者に兼業を禁止した趣旨が損なわれる可能性があるのではないか。
- 他方、一般送配電事業者のグループ会社が、**当該一般送配電事業者の供給区域外**において、配電事業を営む場合には、そのグループ会社の供給区域と当該一般送配電事業者の供給区域が重ならないため、兼業することを認めた場合であっても、一般送配電事業者に兼業を禁止した趣旨が損なわれることはないと考えられる。
- 以上を踏まえ、配電事業に係る兼業認可の適用除外基準については、
  - **配電事業者及び配電事業者のグループ会社たる配電事業者の配電事業に係る供給区域における需要家数の合計が、5万軒を超えないこと**

**を原則としつつ、5万軒を超える場合であっても、その供給区域の自然的社会的条件等を勘案して兼業を認可することが電気の使用者の利益を確保するため特に必要と認められる場合には、兼業を認めてはどうか。**

**また、一般送配電事業者のグループ会社にあつては、営もうとする配電事業の供給区域が当該一般送配電事業者の供給区域内である場合には、兼業を認めないこととしてはどうか。**

※ 例えば、5万軒を超える場合であっても、例えば、本土と系統が接続されていない離島等供給などについては、需給調整で生じるリスクを電気の広域融通を通じて低減させることが不可能であり、発電設備の脱落が電力系統に与える影響が非常に大きいなど、当該地域において発電事業者と連携して電気の安定供給を確保する必要性が認められるなど、このような場合には、「電気の使用者の利益を確保するため特に必要である」として、兼業を認めることが適切と考えられる。

- なお、以上の議論は、制度開始前時点において得られる情報から検討を行ったものである。このため、配電事業制度の開始後に、実際の事業への参入状況も踏まえ、必要に応じて見直しの検討を行うこととしてはどうか。

## (参考) DSO分離措置に関する欧州における議論①

- 欧州エネルギー規制委員会（CEER）の報告によれば、10万軒の基準について見直しをすべきではないかという議論がある。

In Belgium, there are no special provisions with regard to the unbundling of DSOs serving less than 100 000 connected customers, with the exception of specific provisions for closed distribution systems<sup>15</sup> in the Flemish region (exempting such Closed Distribution Systems (CDSs) from unbundling). In some countries the allowed threshold is set below the number provided by the directives of 100 000 connected customers:

Austria	<u>50 000</u>
Finland <sup>16</sup>	<u>50 000</u> (for electricity)
Czech Republic <sup>17</sup>	<u>90 000</u>
Slovenia <sup>18</sup>	<u>1 000</u> (for electricity)

In the view of the situation in the European Union as a whole, the threshold of 100 000 connected customers was chosen since it was considered an appropriate figure. However, it should be noted that when deciding on a possible derogation, Member States may consider national circumstances as well and, as a consequence, lower the threshold where this is appropriate.

出典：The Future role of the DSO – A CEER Public Consultation Paper (Ref: C15-LTF-43-03)  
<https://www.ceer.eu/documents/104400/-/-/882514d5-c57f-86f8-50a3-90185e270f15>

We note that a number of consultation responses (mainly from DSOs) stated that the current unbundling requirements of the 3<sup>rd</sup> Package, in particular “debranding” (brand separation between DSO and commercial activities within the same VIU), were appropriate to ensure DSOs were sufficiently independent from a VIU. These responses made it clear that no further unbundling was required to ensure transparent and independent decision making and equal treatment of all DSO stakeholders.

However, from the regulators’ point of view, these requirements need to be seen as a minimum standard for unbundling rules across Europe. We note that only 189 of the 2400 DSOs operating in Europe have been unbundled.

In order to achieve this, the minimum level of standard must be implemented in every Member State equally for those DSOs with activities in the grey area. Member States should be able to decide themselves on how to implement ownership unbundling for DSOs (as in the Netherlands). This should allow unbundling requirements to correspond with the breadth of the future role of the DSO.

出典：The Future role of the DSO – A CEER Public Consultation Paper (Ref: C15-DSO-16-03)  
<https://www.ceer.eu/documents/104400/-/-/60e13689-9416-047e-873a-2644a74c9640>

一部の国では、許可される閾値が、10万軒よりも低く設定されている。

オーストリア	<u>50000</u>
フィンランド	<u>50000</u> (電気用)
チェコ共和国	<u>90000</u>
スロベニア	<u>1000</u> (電気用)

欧州全体の状況を踏まえ、適切な値と判断されたことから、10万軒の閾値が選択された。しかしながら、非難の可能性のある決定を下す際に、加盟国は国の状況も考慮し、その結果、これが適切である場合はより低い閾値とすることも考慮する可能性があることに注意が必要。

規制の観点からは、これらの要件は、欧州全体のアンバンドル規則のための最低限の基準として見られる必要がある。欧州で営業する2400のDSOのうち、189のみがアンバンドルされていることに注意。

## (参考) DSO分離措置に関する欧州における議論 (続き)

### *De-minimis threshold*

The current unbundling rules are applied with a *de-minimis* threshold of 100,000 consumers<sup>15</sup> for DSOs. The number of DSOs with fewer than 100,000 connected consumers varies across Europe. In 2013, CEER published an initial review of the status and real implementation of unbundling requirements placed on DSOs under the 3<sup>rd</sup> Energy Package.<sup>16</sup> Consequently, there may be value in further work to understand how many final consumers are connected to these networks. All European customers, whether they are connected to a bundled or unbundled DSO, should be able to benefit from the 3<sup>rd</sup> Package without discrimination. If a DSO is carrying out activities identified as 'grey areas', it should be subject to strict unbundling requirements regardless of whether or not it is subject to the *de-minimis* rule. Furthermore, as the role of some DSOs develops into an active grid manager, it may be worthwhile to reconsider the application of the (current) *de-minimis* rule and if it is still appropriate. Such review could entail either the adaptation or the decrease of said threshold.

Given the variety in DSO structure, size and activities in different Member States, a more flexible approach could be considered for the *de-minimis* rule. It may no longer be appropriate that a single number (100,000) is the threshold for the *de-minimis* rule across all Member States. Indeed the CEER Unbundling Status review found that in many countries only a small share of a country's DSOs serve more than 100,000 connected customers and are hence legally required to be unbundled.

It is more important to develop a new, more flexible concept for the *de-minimis* rule, which is based on the number of customers in a country that are connected to a DSO that is covered by the *de-minimis* rule. For example, in some countries there may be many small DSOs with less than 100,000 customers, however, because of the number of such DSOs, the percentage of consumers served by such DSOs is quite high. In other Member States, the number of customers served by DSOs below the *de-minimis* rule may be not-existent or very low. Adapting the *de-minimis* rule to the specific structural conditions existing in each Member State could help in ensuring that only truly marginal situations are covered by this rule.

出典 : The Future role of the DSO – A CEER Public Consultation Paper (Ref: C14-DSO-09-03)  
<https://www.ceer.eu/documents/104400/-/-/61ddf36f-0e30-8ac6-c7bb-ba1b8d30be78>

現在のアンバンドル規制は、DSOにおける10万軒の顧客の*de-minimis*閾値が適用される。(略)

もしDSOが“グレーエリア”と認識される活動を行うのであれば、*de-minimis*ルールの対象か否かに拘わらず、より厳しいアンバンドル要件を対象にすべきである。

更に、一部のDSOはアクティブグリッドマネージャを開発する役割があるため、まだ適切であるならば、(現在の)*de-minimis*ルールの適用について再検討を行う価値があるかもしれない。そうした検討は、閾値の適応あるいは減少を伴うものになる可能性がある。

異なる加盟国における、DSOの構造や大きさ、活動などの様々な違いを踏まえれば、*de-minimis*閾値に対してより柔軟なアプローチが考慮され得る。単一の数字(100,000)が、すべての加盟国にわたって適切な閾値であるとは、もはや言えないかもしれない。

実際、CEER Unbundling Statusのレビューでは、多くの国で、各国のDSOのごく一部のみが10万軒を超える顧客にサービスを提供しており、このため法的にアンバンドルが求められていることが判明した。

# (参考) 全国の小売電気事業者の契約口数

- 全国の小売電気事業者の契約口数の合計は約8,860万口（令和2年12月時点）。

【表10】小売電気事業者（新電力とみなし小売電気事業者の総計）の契約口数（エリア別）（令和2年12月）

契約口数 合計(単位:件)						
供給区域	特別高圧	高圧	低圧計	低圧計		合計
				電灯	電力	
北海道	266	39,383	3,989,132	3,663,320	325,812	4,028,781
東北	976	85,265	7,868,376	7,138,647	729,729	7,954,617
東京	4,297	263,284	30,643,944	28,885,535	1,758,409	30,911,525
中部	1,483	122,117	10,896,067	10,009,099	886,968	11,019,667
北陸	225	25,214	2,156,782	1,960,614	196,168	2,182,221
関西	2,184	130,499	14,032,643	13,126,145	906,498	14,165,326
中国	737	56,765	5,365,964	4,990,994	374,970	5,423,466
四国	200	31,352	2,856,627	2,578,142	278,485	2,888,179
九州	852	83,321	9,069,985	8,308,000	761,985	9,154,158
沖縄	103	5,822	868,429	822,300	46,129	874,354
全国計	11,323	843,022	87,747,949	81,482,796	6,265,153	88,602,294

内訳：

特別高圧：1.1万口、

高圧：84.3万口、

低圧：8,774.8万口 [低圧電灯：8,148.3万口、低圧電力：626.5万口]

# (参考) 全国の変電所の数

- 全国の変電所の数は、約6,700あり、そのうち、配電用変電所の数は、約5,700。

(3) 2016年度電力会社別・電圧別

会社別		北海道	東北	東京PG	中部	北陸
箇所数	22未満	(1)	(4)	(5)	(1)	4
	22以上55以下	(2) 63	(4) 38	(7) 87	(14) 64	(1) 25
	66以上77以下	(13) 271	(46) 494	(43) 1,267	(23) 757	(12) 142
	110以上154以下	(1) 12	(12) 78	(4) 182	(3) 62	- 23
	187	(2) 22	-	-	-	-
	220	-	-	-	-	-
	275	-	(5) 21	(10) 54	(1) 40	(3) 4
	500以上	-	-	*1 24	*1 10	- 4
	合計	(19) 373	(71) 628	(69) 1,614	(42) 938	(16) 202
	変電所出力 (kVA)	22未満	300	1,500	22,600	47,500
22以上55以下		403,700	513,000	846,600	2,606,800	171,000
66以上77以下		7,480,000	21,527,800	68,215,060	34,634,600	7,892,500
110以上154以下		360,000	23,346,000	49,207,000	22,654,000	9,380,000
187		7,985,000	-	-	-	-
220		-	-	-	-	-
275		6,600,000	19,620,000	68,000,000	*300,000 40,600,000	7,000,000
500以上		-	10,700,000	*600,000 88,300,000	*300,000 24,600,000	6,600,000
合計		22,829,000	75,708,300	274,591,260	*600,000 125,142,900	31,117,650

注1：同一の変電所において、高圧側電圧を異なる2組以上の変圧器がある場合、各電圧ごとの出力及び設備容量をそれぞれ当該電圧欄へ記載し、低電圧の方の箇所数は( )内に示した。  
2：東京電力PG\*は周波数変換設備の別掲である。(出力の単位はkW)

2017年3月末時点

関東	関西	中国	四国	九州	沖縄	10社計
-	-	(1) 2	(1) 3	(2) 29	(15) 43	
(6) 717	(2) 96	(5) 6	(33) 110	(8) 27	(36) 1,232	
(35) 782	(26) 120	(5) 176	(33) 394	(8) 78	(244) 4,468	
(1) 44	(6) 238	(3) 4	(2) 28	(2) 10	(29) 681	
(2) 39	-	-	-	-	(2) 39	
(4) 13	(1) 49	-	-	-	(5) 62	
(7) 34	-	-	-	-	(26) 158	
*1 13	10	*1 4	-	-	*4 83	
(49) *1 1,591	(38) *1 476	(6) *1 208	(37) *1 595	(10) *1 141	(357) *4 6,766	
-	-	21,700	20,000	48,000	235,750	
2,999,500	794,850	33,000	791,000	323,000	9,482,450	
47,373,526	3,812,000	7,465,500	21,925,500	3,319,000	223,645,486	
26,712,000	17,054,300	205,000	3,252,000	3,430,000	155,600,300	
620,000	-	8,130,000	-	-	16,735,000	
-	12,150,000	-	26,810,000	-	38,960,000	
31,555,000	-	-	-	-	*300,000 173,375,000	
*1,400,000 46,600,000	20,500,000	*1,400,000 5,250,000	21,500,000	-	*2,300,000 224,050,000	
*1,400,000 155,860,026	*1,400,000 54,311,150	*1,400,000 21,105,200	74,298,200	7,120,000	*2,600,000 842,083,986	

3：中部電力\*は連系所設備、周波数変換設備の別掲である。(出力の単位はkW)  
4：関西電力\*、四国電力\*は、交直変換設備の別掲である。(出力の単位はkW)  
5：10社計\*は、周波数変換設備、連系所設備及び交直変換設備の別掲である。  
(出力の単位はkW) なお、変電所出力については同一線路の重複分を控除した。

出所：電気事業連合会

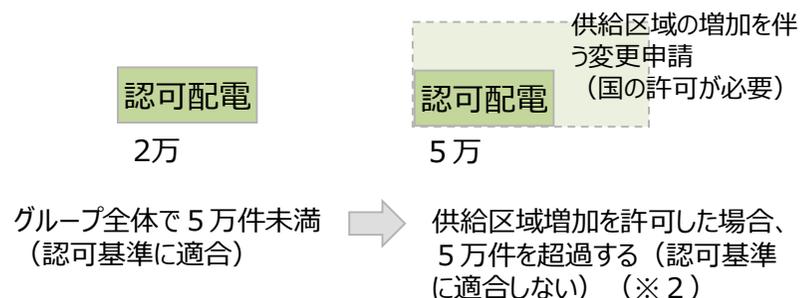
配電用変電所の大半は77kV以下であるため、77kV以下の変電所数を合計。

(参考) 配電事業者の兼業の規模要件が認可後に基準に適合しなくなる例

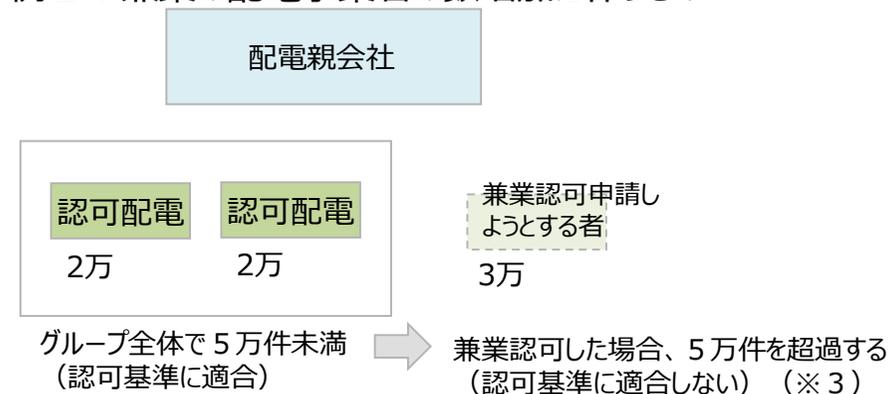
- 認可配電事業者が認可後に基準に適合しなくなる例は以下の場合が考えられる。
- このうち、**配電事業者及び配電事業者のグループ会社たる配電事業者の配電事業に係る供給区域における需要家数の合計が、基準値を超えないこと**の確認が必要な場合として、下記の「例2：兼業の配電事業者の数増加に伴うもの」の場合が想定される。

認可配電事業者が認可後に基準に適合しなくなるパターンの例（※1）

例1：供給区域増加に伴うもの



例2：兼業の配電事業者の数増加に伴うもの



(※1) 需要家数の合計が、5万軒を超えないことを兼業認可の基準とした場合。

(※2) 供給区域を増加させる場合は、その許可申請に先立ち、発電・小売等の分離措置等の措置を講じなければ、兼業認可基準に適合しなくなるため、その供給区域の増加は国に許可されない。

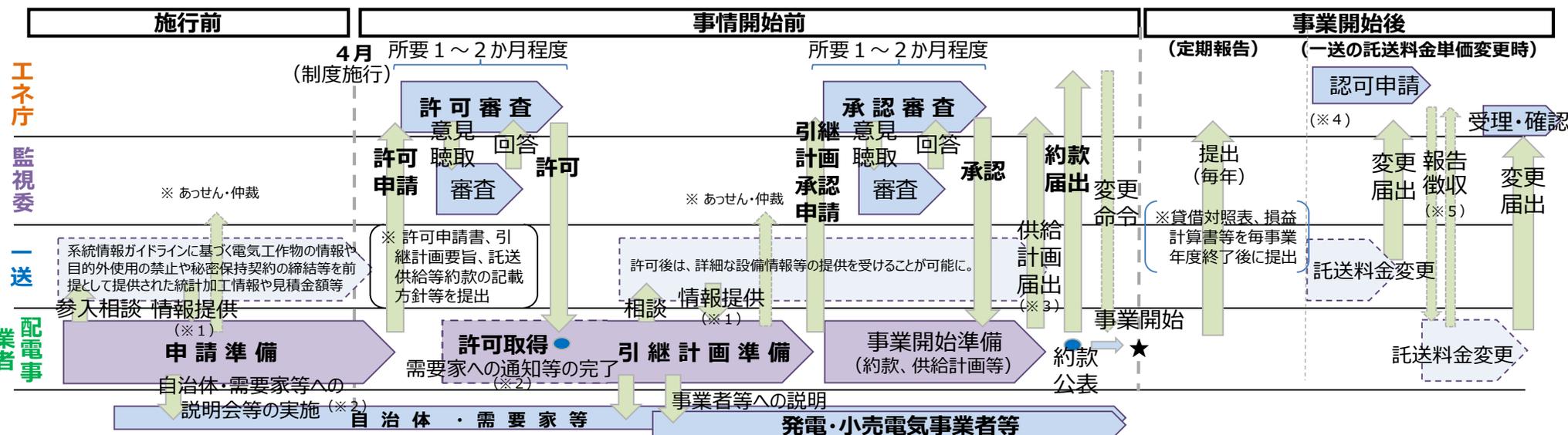
(※3) この場合も、その認可申請に先立ち、発電・小売等の分離措置等、グループ全体での兼業認可基準に適合させる措置を講じなければ、新たな配電事業者の参入の許可及び兼業の認可がされない。

# **【論点①】事前準備時、事業実施中、撤退時における、申請、許可等の業務フローの基本的考え方**

## 許可の申請時における基本的なフロー

- 配電事業を営もうとする者は、**許可申請前に、電力広域機関の会員に加入する手続**が必要。
- 配電事業を営もうとする者は、配電事業の許可を受ける前から、**情報の目的外使用の禁止等を前提に、一般送配電事業者から許可申請に必要な情報提供を受けることができる。**配電事業の許可後は、**より詳細な情報提供を受け、譲渡・貸与料等の検討を進めることができる。**
- 許可後には、許可申請時に提出した「引継計画要旨」、「託送供給等約款の記載方針」の内容を踏まえ、「引継計画」や「託送供給等約款」を作成し、承認申請や届出を実施。
- 配電事業者は、事業開始の一定期間前（※）までに、「託送供給等約款」を公表しなければならない。なお、**関係事業者が対応するのに十分な期間を確保し、公表することが必要**ではないか。  
（※）現行の一般送配電事業者の規定では、届出の10日前までに公表しなければならないこととされている。

許可申請時の基本的なフローのイメージ

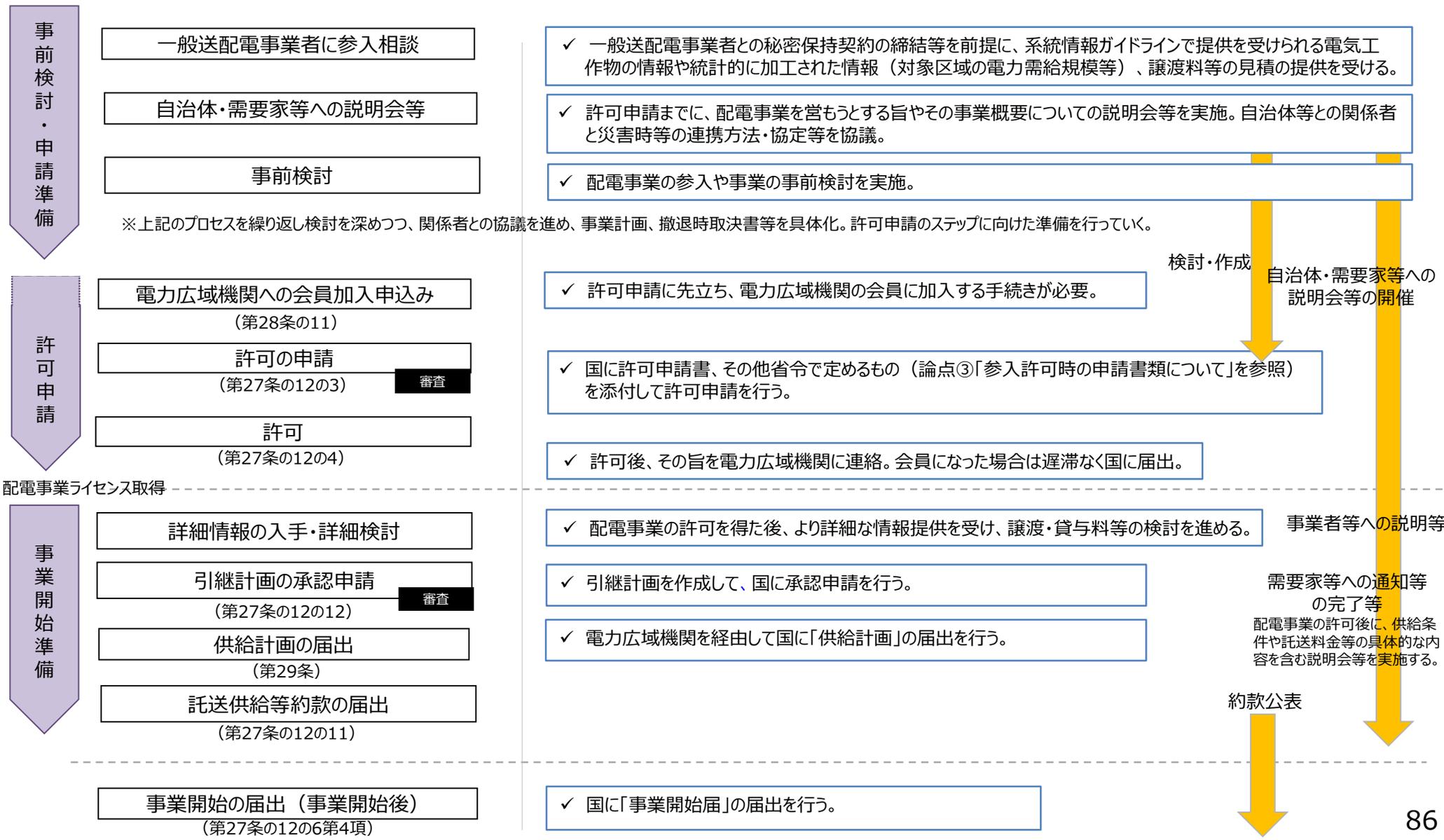


(※ 1) 配電事業の許可前に、一般送配電事業者から提供を受けられる情報は、系統情報ガイドラインで提供を受けられる配電事業に関する電気工作物の情報や、情報の目的外使用の禁止や秘密保持契約の締結等を前提として統計的に加工された情報、譲渡料貸与料や委託料の見積金額等が挙げられる。国による許可後は、より詳細な情報について提供を受けられる。  
(※ 2) 参入許可申請までに、配電事業を営もうとする旨やその事業概要についての説明会等を実施する。配電事業の許可後に、供給条件や託送料金等の具体的な内容を含む説明会等を実施する。

(※ 3) 供給計画は電力広域機関を経由し国に届出が必要。  
(※ 4) 令和5年にレベニューキャップ制度が開始されることを踏まえ、レベニューキャップ制度を前提に記載。上記では、レベニューキャップ制度における一般送配電事業者の託送料金単価変更時の例を記載。  
(※ 5) 一般送配電事業者の託送料金と比較して適正な水準かどうか確認。場合によっては変更命令を行う。

【論点①】事前準備時、事業実施中、撤退時における、申請、許可等の業務フローの基本的考え方  
**(参考) 配電事業者における許可申請時の手続き (イメージ)**

● 参入許可申請時の他、撤退時の手続きのフロー等を作成し、「分散システム導入プラン（仮称）」に盛り込むこととする。



**第11回**  
**持続可能な電力システム構築小委員会**  
**(令和3年5月19日開催)**

# 配電事業ライセンスの議論

# 配電事業制度の詳細制度設計に係る主な論点

- 本日は、前回の本小委員会でご指摘いただいた、**論点⑪配電事業者の設備保全が適切に行われていない場合の対応**、**論点⑩発電側課金の精算方法**に加え、**論点①託送供給等約款の届出のタイミング**、**論点②分散型エネルギープラットフォームの意見への対応**、「**分散システム導入プラン（仮称）**」の内容、**論点③サイバーセキュリティ対策**、**論点④小売経過措置料金**について御議論いただきたい。

## 【全体】

**論点①：事前準備時、事業実施中、撤退時における、申請、許可等の業務フローの基本的考え方**  
(電力・ガス取引監視等委員会、消費者庁の関与を含む。)

**論点②：配電事業等の分散型グリッドの導入により期待される効果と、その導入促進のための事業環境整備の在り方**

第5回持続可能な電力システム構築小委員会  
(2020.7.20) 資料1より抜粋

## 【各論】

	事前準備時	事業実施中	撤退時
国	<p><b>論点③：参入許可基準の詳細設計</b> ・地域や住民への事前説明を含む。</p> <p><b>論点④：託送約款の料金算定規則・変更命令基準</b> ・一般送配電事業者の託送料金に照らした適正性を含む。</p> <p><b>論点⑤：引継計画の承認基準</b> ・適正な設備の譲渡又は貸与料に関する考え方を含む(一般送配電事業者の託送料金に変更される場合の取扱いにも留意。)</p> <p><b>論点⑥：兼業規制に係る適用除外基準</b></p>	<p><b>論点⑦：区分会計、情報遮断等の行為規制の適用の在り方</b></p>	<p><b>論点⑧：撤退時に備えた各種基準</b> ・撤退しようとする場合の事業計画に関する事項(許可基準) ・撤退時の原状回復義務(引継計画)等</p>
広域機関	<p><b>論点⑨：広域機関において定めるべきルール及びシステム</b> ・スイッチングシステム、計画値同時同量等</p>		
配電事業者	<p><b>論点⑩：一般送配電事業者において定めるべきルール及びシステム</b> ・周波数調整に係る責任分担、災害時・オフグリッド時の責任分担、メータリングシステムの連携等</p> <p><b>論点⑪：参入申請、託送約款、引継計画等の各時点における事業者の申請内容、報告事項</b> ・必要に応じ、電力・ガス取引監視等委員会のあっせん・仲裁の仕組みも活用。</p>		

## **（前回の本小委員会でご指摘いただいた内容①）**

### **・論点⑪関連：配電事業者の設備保全が適切に行われていない場合の対応**

（【論点⑪】参入申請、託送約款、引継計画等の各時点における事業者の申請内容、報告事項）

## (参考) 第10回本小委員会での議論

### 委員

- 配電事業者の撤退を防止するモニタリングの仕組みについて。配電事業の撤退に備え、設備の修繕費用等を積立していくことは重要。
- 参入要件の厳格化で事業参入の妨げにならないように留意が必要。社会コストが低減できるよう、他省庁とも連携して、必要な規制緩和が実施されることが重要であると考えます。
- 撤退時に備えた取決めは重要。事業のリスク要因は様々であり、**当初予定していた引継計画や私契約が履行できないことも起こりうる**。そもそも配電事業は利益率が高くなく、**他事業の影響で会社全体の財務状況が悪くなる**と撤退につながることも想定される。このような場合、国や自治体が補修費用を負担するというわけにもいかないだろうから、**誰が補修するのか、託送料金で回収できるようにするのかなど、引継計画等に基づき、原状回復義務等を履行できなくなった時の対応方法等についての検討**が必要。
- 配電事業者の独自の運用等により、エリアの一般送配電事業者とは異なる特殊な仕様の設備やシステム等を運用する場合が考えられる。配電事業の撤退の際に、一般送配電事業者と異なる仕様の設備等を導入している場合や、例えば、必要な図面の紛失等があれば、円滑な撤退が阻害されるため、予めこうした取扱いについても、引継計画等において、しっかりと取り決めておく必要がある。
- 配電事業開始後の事業者の財務面や設備面をモニタリングする仕組みの中で、配電事業者の設備管理については、一般送配電事業者が確認を行うこととされているが、例えば、配電事業者から高額の設備を買い戻すことを避けたいという思いが、配電事業者の設備補修にお金をかけさせないというような状況を誘因するのではないかと懸念。こうした状況を防止するために、一般送配電事業者以外の目が入るようにすることが重要。

### 事務局

- 撤退に対する御意見については、引継計画において、撤退時に備えた取決めについて承認審査基準として設けている。こうした審査基準を活用しながら、各委員からの御指摘にしっかりと対応したい。**一方で、厳しすぎる運用となれば、先ほど委員からの御指摘にもあったように、いたずらに参入障壁を上げてしまう**ことなども懸念される。本制度の趣旨も踏まえ、バランスを考えながら運用したい。

## (参考) 配電事業者の事業運営のモニタリング

- 配電事業者が、特に財務面と設備管理面が悪化することにより十分な準備期間のない撤退が行われる場合には、需要家への影響や当該地域の安定供給の維持に支障を生じることが懸念される。そのため、下記の制度上の仕組みによって、配電事業者の財務及び設備管理の状況をモニタリングしていくこととしてはどうか。

### (財務面)

- 配電事業者には毎事業年度終了後に、財務諸表を経済産業大臣に提出する義務が課せられており、これにより毎期の財務状況の確認が可能である。より具体的には、電気事業会計規則にて一般送配電事業者と同様の財務諸表の作成を求め、各事業年度終了後3ヶ月以内の提出を求めることとしてはどうか。
- また、電力・ガス取引監視等委員会にて、配電事業者は「配電部門収支計算書」（当期純利益まで）のほか、「社内取引明細書」、「固定資産明細表」及び「インバランス収支計算書」の4つの様式の作成及び公表を義務付けることとされた。
- さらに、同一エリアの一般送配電事業者の託送料金に変更される度（※）に、国が託送料金の算定根拠について報告徴収を行った上で、配電事業者と一般送配電事業者の料金水準を比較し、適正な水準であることを審査することとなる。

(※) レベニューキャップ制度の導入以降、少なくとも5年に一度は一般送配電事業者の託送料金に変更されると考えられるが、この際に配電事業者との間の譲渡料、貸与料の見直しが行われる。

### (設備管理面)

- 設備の維持運用については、配電事業者が撤退する場合、他の事業者への承継等を選択しない限り、一般送配電事業者が当該設備を引き継ぐこととなるため、一般送配電事業者が「引継計画」等に則って適切に設備の維持運用がなされているかを確認することが適当であり、保安規定で定める頻度を目安に確認を行うこととしてはどうか。

# 配電事業者の設備保全が適切に行われていない場合の対応について

- 前回の本小委員会における整理に基づけば、**一般送配電事業者による定期的なモニタリング**（注1）が行われることとなるが、このモニタリングの結果として設備保全が不適切であり、一般送配電事業者からの指摘後も改善がみられない場合には、需要家への安定供給に影響が及ぶ恐れがある。  
（注1）第10回構築小委では、「一般送配電事業者が「引継計画」等に則って適切に設備の維持運用がなされているかを確認することが適当であり、保安規定で定める頻度を目安に確認を行う」とことされている。これに加えて、配電事業者から一般送配電事業者に対しては、設備台帳の共有もなされることから、設備台帳から入手できる情報に基づくモニタリングも併せて実施されることが重要。
- そのため、「**引継計画**」において「**保証金**」を設定（注2）し、積立てをしておくことが有効な対策と考えられるところ、一般送配電事業者は、モニタリングなどにより、配電事業者の撤退時に、「**保証金**」を**上回る費用負担が生じないように運用**することが必要である。一方で、「保証金」の額が大きすぎると、配電事業への参入のディスインセンティブになることも踏まえ、設備のモニタリングが行われることを前提に「保証金」の額を設定することが重要である。  
（注2）第10回構築小委で示した通り、「配電事業者の撤退に備えた取決め」において、予め設備の規模等に応じた「保証金」を定めることとしたうえで、その考え方については「分散システム導入プラン（仮称）」に明記することとしてはどうか。
- 「**保証金**」を**充当**して保全を行った場合には、**充当により減少した分の積み増しを行う**こととする。万が一、財務状況の悪化等によりこの**積み増しを行えないときには撤退の申請を行う旨を「引継計画」に記載**することとしてはどうか。
- そのうえで、「引継計画」に従った撤退の申請が行われない場合には、**電気事業法第27条の12の12第5項による勧告**の対象になり、当該勧告に従わない場合には**同法第27条の12の13が準用する第27条第1項による業務改善命令**の対象となり、さらに命令に従わない場合には、**同法第27条の12の8第2項による事業の許可取消**の対象となる。
- なお、これらによって配電事業者が撤退した後については、一般送配電事業者が設備を引き継いで維持・運用を行うこととなる。

## **（前回の本小委員会でご指摘いただいた内容②）**

### **・論点⑩関連：発電側課金の精算方法**

（【論点⑩】一般送配電事業者において定めるべきルール及びシステム）

# (参考) 第10回本小委員会での議論

## オブザーバー

- 発電側課金について、配電事業エリア内の整理についても議論する必要がある。発電BGの代表者の支払い先に配電事業者が新たに追加されることとなると、発電BGの代表者のシステム改修等が必要となる。従って、現行どおり、一送のみへの支払いに限定することが実務的には負担が少ない方法となるので、検討をお願いしたい。

## 事務局

- 発電側課金についての意見については、例えば、FIT賦課金の納付業務等は、一般送配電事業者に業務委託できることを整理してきた。発電側課金などの新しい制度も踏まえた配電事業の設計についてもしっかりと進めていきたい。

## 発電側課金導入後の配電事業エリアの料金精算の流れについて

- 現行は、託送に係る費用の全てを小売電気事業者が負担しているが、その一部を発電事業者にも負担を求める**発電側課金**の導入が2023年度に予定されており、現在、監視委の審議会において議論が行われている。(注)

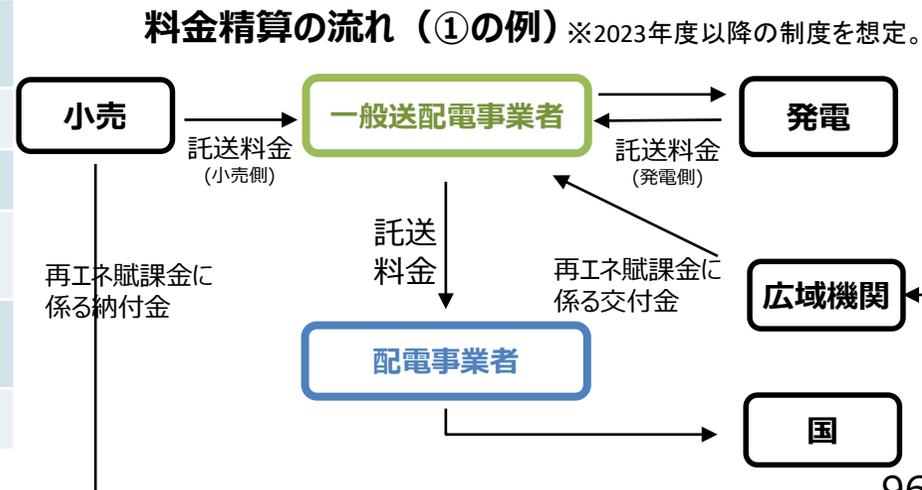
(注) 小売側の託送料金と同様に、配電事業のエリアと一般送配電事業のエリアとで、異なる発電側課金の単価等を設定することも考えられる。  
なお、配電事業者は、一般送配電事業者の維持・運用する上位系統への接続料として、発電側課金収入を前提とした「上位系統費用」を支払わなければならない。

- 第6回の本小委員会において、「**税務を除く清算実務については、一般送配電事業者を経由した代理業務とすることが合理的となる場合が考えられるため、これらの業務については、①一般送配電事業者に委託することができ**（配電事業者自らが実施することも妨げられない）、**②一般送配電事業者は、正当な理由がない限り、この協議に応じなければならない**」こととされた。このため、発電側課金が導入された場合についても、同様に取り扱うことが適当ではないか。

### <料金精算の流れのイメージ(発電側課金導入後)>

第6回持続可能な電力システム構築小委員会（2020.7.20）資料2 一部修正

		① 一般送配電事業者に精算委託する場合	② 配電事業者が精算を行う場合
(1) 託送料金※1	a. 小売側	小売→一送→配電	小売→配電
	b. 発電側	発電→一送→配電	発電→配電
(2) 再エネ賦課金（交付金の受け取り・買取費用の支払い）		広域機関→一送→発電	広域機関→配電→（一送）→発電
(3) 賠償過去分・廃炉円滑化負担金		一送→発電	配電→一送→発電
(4) 電源開発促進税※2		一送→配電→国	配電→国



※1 (1) 託送料金の実際の精算はBG代表者を經由して行われることが基本となる。

※2 (4) 電源開発促進税の納付は配電事業者自らが行う。

# **【論点①】事前準備時、事業実施中、撤退時における、申請、許可等の業務フローの基本的考え方**

## 託送供給等約款の届出と公表について

- 一般送配電事業者が託送料金を変更した場合、配電事業者は一般送配電事業者の託送料金と比較して「適正な水準」であるかどうかを確認（注）し、場合によっては料金の変更等の対応が必要。  
（注）改正電気事業法では、配電事業者の託送料金は「一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であること」を求めている。
- 一般送配電事業者が託送料金を変更したことに伴い、配電事業者の託送料金が「適正な水準」の範囲外になっている場合は、一般送配電事業者の約款の公表から**三ヶ月以内**に料金変更等の対応（届出及び公表）を求めることとし、三ヶ月以内に対応されない場合は、**「託送供給等約款」の変更命令の対象にすること**としてはどうか。
- また、配電事業者の「託送供給等約款」の内容が一般送配電事業者と異なる場合があることを踏まえると、**小売電気事業者のシステム対応や業務対応等に十分な期間が必要である**ため、配電事業者の「託送供給等約款」の公表は、**実施の三ヶ月前**とすることとしてはどうか。 ※変更届出の場合も同様。
- 小売電気事業者が**配電事業者の「託送供給等約款」の公表に気付かないことを防止する観点**から、配電事業者は、配電事業エリア内の需要家が契約している**全小売電気事業者**に対し、**「託送供給等約款」の公表後速やかに通知**することが必要ではないか。

（参考：電気事業法施行規則）※一般送配電事業者の場合  
（託送供給等約款の変更の届出）

第二十二條 法第十八條第五項の規定による託送供給等約款の変更の届出をしようとする者は、**その実施の日の十日前**までに、様式第十九の託送供給等約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（託送供給等約款の公表）

第二十五條 法第十八條第十二項の規定による託送供給等約款の公表は、**その実施の日の十日前**から、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

## **【論点②】配電事業等の分散型グリッドの導入により期待される効果と、その導入促進のための事業環境整備の在り方**

# (参考) 分散型エネルギープラットフォームの概要

資源エネルギー庁 令和3年5月19日  
第11回持続可能な電力システム構築小委員会 資料3

第8回エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会 (2021.4.16) 資料4

- 経済産業省資源エネルギー庁及び環境省の共催にて、2019年度から実施。
- 官民が連携して需給一体型の再エネ活用モデルに取り組む上での課題分析を的確に行うと共に、分散型エネルギーに関係するプレイヤーが共創していく環境を醸成することを目的とする。
- 登録者：電力会社、地域新電力、ガス会社、電機メーカー、住宅メーカー、自動車メーカー、建設、通信、金融・リース、商社、地方公共団体、学識者等 **約400企業・団体、580名**
- 2021年2月3日（水）インターネット配信にてキックオフシンポジウムを開催

## 概要

- ✓ 今後の進め方について紹介  
→令和2年度は**特定テーマの意見交換会**を実施
- ✓ 意見交換テーマ案を提示
  - ① **地域マイクログリッド**の構築や**配電事業**の実施に向けた課題の整理
  - ② **地域資源を活用**するための地域エネルギー事業者と自治体の役割と可能性
  - ③ 家庭、企業／公的機関の**自家消費促進**
- ✓ 意見交換テーマ関連講演
  - ① 株式会社関電工
  - ② 熊本市
  - ③ RE Action事務局

分散型エネルギープラットフォーム 令和2年度  
分散型エネルギープラットフォーム

分散型エネルギープラットフォーム | キックオフシンポジウム プログラム 2

### 令和2年度 分散型エネルギープラットフォームの進め方

- ① **特定テーマに絞った意見交換会の開催**
  - ・ 意見交換会の実施テーマ・参加者を特定テーマに絞り、課題・ニーズをより具体的に意見交換し、政策・仕組み作りの検討や、事業可能性の検証などに生かす。
- ② **需要家側の課題・ニーズも積極的に収集**
  - ・ 提供側事業者に限らず、家庭、企業／公的機関等の需要側が、普段どんな悩みや課題を抱えているか、生の声を積極的に情報収集。
- ③ **取組は令和3年度に継続**
  - ・ 令和3年度は今年度の3テーマの継続に加え、テーマの追加も予定。
  - ・ 意見交換会以外の催しの開催等、登録者の意見も募りながら企画を検討。
- ④ **民間団体との連携も模索**
  - ・ 今後は、需要側・供給側の各種団体の取組紹介等、再エネ、分散型エネルギー等に関する民間団体の最新動向の共有等の実施も予定。

## 分散型エネルギープラットフォームの意見交換会における主なご意見

- 本年の「分散型エネルギープラットフォーム」において提起された意見のうち、本小委員会では、配電事業に関連する制度、ビジネス、技術面等について、対応方針等を整理することとしたい。

第8回エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会（2021.4.16）資料4

主に 関係する事業	制度に関する意見	ビジネスに関する意見	技術に関する意見
地域マイクログリッド（地域MG）事業に 関係	① 一般送配電事業者との情報共有	⑩ 地域MGの構築に必要な事項の整理 ⑪ エリアの適正規模の選定 ⑫ 必要な設備コストが高い ⑬ エリア内の新規需要対応	⑳ 試験、訓練の実施が困難 ㉑ MGの切替に関する課題 ㉒ 地域MG運用発動中の異常値検知が困難 ㉓ ブラックスタートの負荷接続が課題
配電事業に 関係	② 事業性検証のために配電網の維持管理コスト情報が必要 ③ 参入要件・兼業規制が具体化しないと事業性の判断が困難 ④ 託送料金の設定方法の柔軟化等 ⑤ オフグリッド時に電力の要求品質を満たすことが困難	⑭ 運用コストの抑制が課題 ⑮ 一送、需要家等が保有する設備の活用	
地域マイクログリッド事業、配電事業の 双方に 関係	⑥ 二次災害発生時の責任所掌の整理が必要 ⑦ 参入事業者がエリアを選定するための情報提供が必要 ⑧ 保安に係る考え方の整理 ⑨ 一送との調整事項等を整理した手引きが必要	⑯ マネタイズする手段が少ない ⑰ 需要家との関係構築 ⑱ 事業パートナーの選定に苦慮 ⑲ 一送との運用の調整に不安がある	㉔ シミュレーション環境の整備

## 「分散型エネルギープラットフォーム」の意見への対応方針等について①

### (1) 地域マイクログリッド（地域MG）事業に係る－制度に関する意見

制度に関する意見	国で議論した内容
① 一般送配電事業者との情報共有	オフグリッド時の運用方法（機器等についての情報共有を含む）等について、「分散システム導入プラン（仮称）」に記載。

### (2) 配電事業に係る－制度に関する意見

制度に関する意見	国で議論した内容
② 事業性検証のために配電網の維持管理コスト情報が必要	参入許可の申請準備段階において、事業採算性を判断するために必要な、①参入予定エリアの総需要や時間帯別の需要などの統計情報、②設備の譲渡料・貸与料や一般送配電事業者への委託料の見積もり金額、③その他競争関係を阻害しない情報であって配電事業の検討に必要な情報を、一般送配電事業者から提供を受けられることを「分散システム導入プラン（仮称）」に明記。
③ 参入要件・兼業規制が具体化しないと事業性の判断が困難	配電事業に係る参入要件や兼業規制については、本小委員会において議論を行っているところ。例えば、兼業認可の適用除外基準については、「配電事業者及び配電事業者のグループ会社たる配電事業者の配電事業に係る供給区域における需要家数の合計が、5万軒を超えないことを原則としつつ、5万軒を超える場合であっても、その供給区域の自然的社会的条件等を勘案して兼業を認可することが電気の利用者の利益を確保するため特に必要と認められる場合」には、兼業を認めることを整理した。
④ 託送料金の設定方法の柔軟化等	配電事業エリアの託送料金は、「新規参入者の創意工夫が妨げられることのないよう、固定／従量料金比率、電圧別の料金設定、災害時のバックアップやEV等のモビリティなど、他の付加価値とのセット提供など、柔軟性のある料金メニューの提供を可能とする」ことなどが考えられ、具体的には監視委で「一般送配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価と比べて、配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価の水準が年平均±5%以内」などの条件とすることとされた。
⑤ オフグリッド時に電力の要求品質を満たすことが困難	配電事業者の「託送供給等約款」は届出制であり、たとえ一般送配電事業者の「託送供給等約款」と内容が異なっても、配電事業者の「託送供給等約款」の変更命令基準に抵触しなければ、届け出た「託送供給等約款」に基づき事業を実施することが可能。配電事業者は、災害時等にエリア内の需要家に対してオフグリッドで電力供給を行う際は、その供給条件について約款で定め、需要家や関係小売電気事業者に対して明確に示すことが必要。国は、配電事業者が定める約款について、安定供給の確保等の観点から確認することとなる。

「分散型エネルギープラットフォーム」の意見への対応方針等について②

(3) 地域マイクログリッド事業、配電事業の双方に関係－制度に関する意見

制度に関する意見	国で議論した内容
⑥ 二次災害発生（オフグリッド運用）時の責任所掌の整理が必要	配電事業では、一般送配電事業者等から設備の貸与を受ける場合や、配電事業者が設備を所有する場合が想定されるが、その所有形態に依らず、保安上の責任は、配電事業者に課される。また、復旧に係る責任分担等については「引継計画」に記載することとする。ライセンスを取得しない地域マイクログリッド事業については、設備の設置者に保安上の責任が課される。なお、復旧に係る責任分担等については別途定めておくことが必要。
⑦ 参入事業者がエリアを選定するための情報提供が必要	地域マイクログリッド事業者や配電事業者は、改正電気事業法に基づき、認定協会から提供される電力データを活用する方法や、「系統情報ガイドライン」に基づき情報の提供を受ける方法が考えられる。なお、電気の利用者に関する情報については、電気事業法に加え、個人情報保護法に基づく取り扱いが必要。
⑧ 保安に係る考え方の整理	⑥と同じ。
⑨ 一送との調整事項等を整理した手引きが必要	配電事業者が参入に当って、一般送配電事業者と調整が必要となる各種事項等については、「分散システム導入プラン（仮称）」で整理することとする。地域マイクログリッド事業者が、各ライセンスを導入する上での課題やビジネスモデル・ビジネス上の課題についても同プランで整理することとする。

(4) 地域マイクログリッド事業、配電事業の双方に関係－技術に関する意見

制度に関する意見	国で議論した内容
⑳ シミュレーション環境の整備	⑦と同じ。

※ビジネスに関する意見については、次項以降の「分散システム導入プラン（仮称）」で整理。

## 分散システム導入プラン（仮称）の内容

- 本小委及び監視委での議論を踏まえ、「分散システム導入プラン（仮称）」の内容については、以下の内容を盛り込むこととしてはどうか。

### 1. 分散システム導入の意義

#### (1) 分散システム導入への期待

- ・2050年のカーボンニュートラルの実現やレジリエンスの向上に向けて、分散システムが果たすべき役割について
- ・分散システムの導入により期待される効果、分散システムの目指すべき方向性について

#### (2) 分散システム導入実績

- ・分散システム導入支援の経緯と導入状況、導入事例について

#### (3) 分散システム導入の課題と配電事業の創設

- ・分散システムを導入する上での課題について
- ・配電事業者の導入の背景について

### 2. 分散システムの導入の手引き

#### (1) 分散システムのライセンス

- ・各ライセンスの違いについて
- ・各ライセンスを導入する上での課題等について

#### (2) 運営上の課題

- ・オフグリ運用をする際等の留意点について
- ・各ライセンスのビジネスモデル・ビジネス上の課題について

### 3. 配電事業参入の手引き（次頁）

## 分散システム導入プラン（仮称）の内容（続き）

資源エネルギー庁 令和3年5月19日  
第11回持続可能な電力システム  
構築小委員会 資料3

### 3. 配電事業参入の手引き

#### (1) 配電事業の事前準備

- ・配電事業に必要な情報の取得について
- ・配電事業の検討・開始に当たっての自治体や需要家等への説明・通知等の実施について

#### (2) 配電事業の申請（参入許可、引継計画承認、託送供給等約款届出等）

- ・配電事業の申請に係る事項について
- ・配電事業の撤退に係る事項について

#### (3) 配電事業の運用

- ・配電事業の運営に係る事項について

#### (4) 設備の譲渡料・貸与料、委託料等の算定方法

#### (5) 託送料金等の設定方法 等

(参考1) 配電事業者が遵守すべきガイドライン一覧

(参考2) 配電事業に資する制度について

- ・特定計量制度、電力データ活用、アグリゲーターライセンス等

## 【論点③】参入許可基準の詳細設計

## サイバーセキュリティ対策について

- 配電事業者には、一般送配電事業者と同様に、電気工作物の運転を管理する電子計算機のサイバー対策を含めた技術基準への適合義務（電気事業法第39条）が課されている。このため、配電事業開始後にはサイバー対策を行った上での事業運営が必要となる。
- 配電事業者が事業開始時にサイバー対策の準備が不足していることがないよう、「分散システム導入プラン（仮称）」にて従うべきガイドラインを明示し、事前に適切な準備を行うことを促すこととする。
- また、参入許可審査基準の第2号要件「保安確保の面からの技術的能力」においても、サイバー対策の視点を持って許可審査を行うべきと考えられるところ、申請時に以下の内容の記載を求めることとしてはどうか。
  - 「配電事業遂行体制説明書」において、セキュリティ担当責任者及び管理組織についての記載を求める。
  - 電力の安定供給や電気工作物の保安の確保に支障を及ぼす可能性のあるシステム及び関連設備を特定した上で、「引継計画要旨」（又は白地参入の場合には「撤退時取決書」）に記載を求める。なお、これらの設備の新設・除却時等には一般送配電事業者情報共有を行うこととする。

## **【論点④】託送約款の料金算定規則・変更命令基準**

## 経過措置料金の精算におけるシステム対応費用等について

- 平成28年4月の小売全面自由化に際しては、「規制なき独占」に陥ることを防ぐため、みなし小売電気事業者に対して、その指定旧供給区域の低圧（沖縄エリアにおいては高圧も対象）需要家に対して経過措置料金を設けているところ。
- 一方で、配電事業エリアの託送料金は、配電事業者によるレジリエンス向上や効率的運用などの創意工夫に基づき、需要家への説明等を前提に、独自の託送料金メニューを設定することができることとされている。
- この際、みなし小売電気事業者の指定旧供給区域において、配電事業者が参入し、独自の託送料金メニューを設定する場合、当該指定旧供給区域において、複数の託送料金メニューが運用されることとなり、みなし小売電気事業者にシステム改修や需要家への説明等のコストが発生する。
- 当該コストは、制度対応に必要な費用であり、指定旧供給区域内のどの地域の需要家も配電事業ライセンス導入による受益者となり得ることを踏まえると、当該システム改修費用等については、みなし小売電気事業者が供給義務を負うエリア全体で負担する（経過措置料金の原価に算入する）ことを認めることとしてはどうか（注）。

（注）「システム対応」に係る「値上げ」は、「認可申請」の対象となる。

## 経過措置料金の算定に当たる課題

- また、昨年の電気事業法改正により、みなし小売電気事業者は、経過措置料金の原価である一般送配電事業者や配電事業者の託送料金に変更となった場合は、**認可ではなく届出によりその変更を経過措置料金に反映することができる**こととされた。
- この際、下記の点を踏まえれば、配電事業者の託送料金の変更（値上げ、値下げ）については、原則として、**当該配電事業エリアの経過措置料金に反映することが適当**ではないか。
  - **経過措置料金は総括原価方式を採用しており、一般送配電事業者エリア又は配電事業者エリアの原価が適切に反映されているべき**（配電事業者が託送料金を一般送配電事業者と比べて高く設定した際に、当該配電事業エリアに限らず、指定旧供給区域全体で一律に反映することは受益者負担の考え方に合わず適当ではない）
  - 経過措置料金に**託送料金の値上げ**が反映されなかった場合は、**当該エリアの他の小売事業者が競争上不利**に、**託送料金の値下げ**が反映されなかった場合は、**当該エリアの需要家の不利益**になる。
- 他方、特に制度開始当初においては、配電事業への参入事業者数や規模等の見通しが立ちにくく、多額のシステム改修を行い（注）、**便益を上回る費用が需要家に転嫁されることにより、かえって需要家の不利益になる**ことが考えられる。
- このような観点から、**合理性が認められる場合には、配電事業エリアの託送料金によらず周辺的一般送配電事業エリアの託送料金を基にした経過措置料金を設定することを認める**こととしてはどうか。

（注）みなし小売電気事業者が、料金徴収を合理的に実施するために、料金の代理徴収等の業務を配電事業者に委託することは可能。

ただし、配電事業者はみなし小売電気事業者からの委託を引き受ける場合は、他の小売電気事業者からの委託も拒むことはできない。

## 託送供給等約款の内容について

- 配電事業者の「託送供給等約款」は届出制であり、たとえ一般送配電事業者の「託送供給等約款」と内容が異なっても、**配電事業者の「託送供給等約款」の変更命令基準に抵触しなければ、届け出た「託送供給等約款」に基づき事業を実施することが可能**。例えば、定額・従量の区分や割引措置、検針できなかった場合の使用量の推定方法等を柔軟に設定することが考えられる。
- 一方で、電流制限器（ブレーカー）等の取り付けや検針方法等、**保安や安定供給の確保、「特定小売供給約款」との整合**等の観点から、配電事業者が独自の設定をすることで**問題を生じないことを確認**することは重要。こうした観点も踏まえ、配電事業者が一般送配電事業者の「託送供給等約款」と異なる内容とする場合、**「託送供給等約款」の変更命令基準に抵触しないことを確認**することとしてはどうか。

※合理的な変更理由でない場合、国は「託送供給等約款」の変更命令を実施することも考えられる。

論点④：託送約款の料金算定規則・変更命令基準

(参考) 託送料金に係る規制のあり方

	メリット	デメリット
<p>&lt;規制方式③&gt; 値上げ: 認可 値下げ: 認可 事後評価: なし(ただし、原価算定期間毎(例えば3年毎)に洗い替え)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行方式に比べ料金の透明性が向上</li> <li>○値上げ・値下げとも行政等による厳格な審査、査定が可能</li> <li>○事業者の意思にかかわらず、3年毎に適正な料金設定がなされる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○内部留保等への原資の配分の自由度が事業者認められないため、事業者の効率化インセンティブが働かないおそれあり</li> <li>○値下げを行う場合でも機動的な対応は困難</li> <li>○値上げ・値下げとも現行方式に比べ行政コスト・事業者負担が増大(3年毎に見直し)</li> </ul>
<p>&lt;規制方式④&gt; 値上げ: 認可 値下げ: 変更命令付き届出 事後評価: なし(ただし、原価算定期間毎(例えば3年毎)に洗い替え)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行方式に比べ料金の透明性が向上</li> <li>○値上げは行政等による厳格な審査、査定が可能</li> <li>○値下げは内部留保等への原資の配分への自由度が認められるため、事業者の効率化インセンティブが働く(他方、いずれにしても3年に1回の洗い替えが求められるため、自ら効率化するインセンティブは限定的)</li> <li>○値下げは機動的な対応が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○値下げは行政等による厳格な審査等が及ばないため、値下げ幅が縮小される可能性あり(ただし、事後評価を行うことにより一定の軽減あり)</li> <li>○値上げ・値下げとも現行方式に比べ行政コスト・事業者負担が増大(3年毎に見直し)</li> <li>○送配電事業者は純粋な独占事業者であり、競争部門を有しないため、値下げにおいて内部留保等への原資の配分の自由度を事業者に与える必要性が乏しいとの指摘あり</li> </ul>

→ 託送料金設定の適正性・透明性を確保する観点から、料金値上げについて厳格な査定を行うとともに、事業者の効率化インセンティブを付与するため、**「値上げについては認可制、値下げについては変更命令付き届出制」を採用することが適切ではないか。**また、事後評価としては、現行のストック管理方式(参考1)にこだわらず、**より厳格な事後評価を実施することが適切ではないか。**(具体的な内容については引き続き検討)

→ **低圧託送料金の設定に当たっては、**現行の小売料金(供給約款料金)の継続性の観点から、託送料金の基本料金による固定費回収は、電灯、低圧電力、定額制などの区分毎に、**現行の小売料金(供給約款料金)と整合的なものとする必要がある**ではないか。なお、料金規制の経過措置期間終了後には、現行の小売料金(供給約款料金)にかかわらず、基本料金設定の在り方を見直すことも検討すべきではないか。

# (参考) 小売電気事業者による供給停止

## 小売電気事業者による供給停止(事務局案)

38

○小売自由化によって、新たに参入した多様な小売電気事業者が需要家への小売供給を行うことが想定されるが、他方で、ライフラインである電気の供給に係る需要家保護のレベルが自由化前に比べて劣ることがあってはならない。この点、従来、供給停止を担っていた旧一般電気事業者が引き続き供給停止を行うこととすれば、現行の需要家保護措置の確実な確保により需要家保護レベルを維持することが可能であることから、原則として、不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門並びに最終保障供給約款及び離島供給約款による供給義務を負う一般送配電事業者にのみ(※)、従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認めることとしてはどうか。

※なお、旧一般電気事業者の小売部門の自由料金メニューについては供給義務を負わないため、他の小売電気事業者とのイコールフットイングにも鑑み、供給停止を認めないこととするが、自由化前に契約済みの選択約款については、供給義務を前提として設定された供給条件であることから、旧一般電気事業者の小売部門に供給停止を認めることとする。

※高圧以上においても需要家保護の必要性に相違はなく、同様に考えられる(現在、高圧以上の自由化部門では、料金未収の場合等、需要家の同意がない特定規模電気事業者による供給停止は、託送供給約款に規定されていない)。

○この場合、小売電気事業者は、需要家との供給契約を解除することにより、未収料金の増大を防ぐこととなる。

○こうした制度をとる場合、以下のような懸念が生ずることが考えられるが、それぞれ以下のように整理できるのではないか。

### 懸念①

小売電気事業者の債権回収手段が制限され、需要家による踏み倒しの増加や、小売電気事業者を渡り歩くような悪質な需要家が生ずるおそれがあるのではないか。

→契約解除によって未収料金の拡大を防ぐことが可能であり、電気の安定供給を犠牲にした債権回収手段まで認める必要はないのではないか。また、現在、携帯電話業界等で行われているように、小売電気事業者間で悪質な需要家の情報を共有すること等によって対応できるのではないか。

### 懸念②

小売電気事業者による契約解除が増加し、特定小売供給約款や最終保障供給約款による供給を受ける需要家が著しく増加してしまうのではないか。

→小売電気事業者に対し、解除を行う場合には解除の一定期間前の通知・督促を求めるなど、小売契約の解除に一定の制約を課す(ガイドライン等を想定)こととしてはどうか。

### 懸念③

小売契約が解除され無契約状態となった場合には、電気の供給を受ける根拠を失うため、電気の供給が停止され、結局、ライフラインの確保が図られない事態が生じるのではないか。

→小売電気事業者により契約が解除された場合であっても、特定小売供給約款又は最終保障供給約款への速やかな移行や一般送配電事業者による電気の供給停止の制限などの制度的措置により、電気の物理的な供給が直ちに停止することがないように措置することとしてはどうか。(詳細は今後検討)

## (参考) 特定小売供給約款 (経過措置約款) の料金算定方法等について

論点2:経過措置約款を見直した場合に低圧託送約款の見直しも求めるべきか。また、低圧託送約款を見直した場合に経過措置約款の見直しも求めるべきか。【再掲】

(1)小売電気事業と一般送配電事業を兼業している場合(一貫体制の場合)

- 経過措置約款と低圧託送約款は同一の事業者の同一の原価を用いて算定されていることから、いずれかの約款を改定するために原価を見直した場合、当然にもう一方の約款にも影響が生ずることとなる。
- このため、一貫体制の事業者が一方の約款の改定(値上げ又は値下げ)を行う場合には、これまでと同様、もう一方の約款も同時に改定することを基本とすることが適当ではないか。

(2)小売電気事業と一般送配電事業を兼業していない場合(別会社の場合)

- 小売電気事業者が、新方式による経過措置約款の見直し(認可申請又は値下げ届出)を行う場合には、新方式による料金算定を行うため、別会社である一般送配電事業者の低圧託送約款の原価に影響しないことから、当該約款の見直しは求めないことが適当ではないか。(参考3)
- 一般送配電事業者が、低圧託送約款の見直し(値上げ又は値下げ)を行う場合には、新方式による料金算定を行うため、別会社である小売電気事業者の経過措置約款の原価に影響することから、以下の整理を基本とすることとしてはどうか。(参考4)  
※2023年4月以降、①については、「変更届出」が認められることとなっている。
  - ①低圧託送約款の値上げが行われた場合には、小売電気事業者の判断により、新方式による経過措置約款の認可申請を行うことを可能とすることとしてはどうか。
  - ②低圧託送約款の値下げが行われた場合には、小売電気事業者に対し、新方式による経過措置約款の見直し(値下げ届出)の検討を求めることとしてはどうか。(具体的には、現行の経過措置約款の料金水準維持の妥当性に関して小売電気事業者に対し説明を求め、行政において説明の合理性を確認する。当該説明に合理性が認められないと判断した場合には、小売電気事業者に対し経過措置約款の値下げを要請し、自主的な値下げ届出がなされない場合には、変更認可申請命令を発動する。)

## 2. 電力システムの分散化と電源投資 (1) 配電事業制度 配電事業制度の詳細制度設計に係る主な論点

- 今後、主に以下のような論点について詳細設計を行っていく必要があると考えられる。
- 今後の検討に当たり、下記の論点に加えて更に検討を行うべき論点や、検討に当たって留意すべき事項があるか。

### 【全体】

論点①：事前準備時、事業実施中、撤退時における、申請、許可等の業務フローの基本的考え方  
(電力・ガス取引監視等委員会、消費者庁の関与を含む。)

論点②：配電事業等の分散型グリッドの導入により期待される効果と、その導入促進のための事業環境整備の在り方

### 【各論】

#### 事前準備時

#### 事業実施中

#### 撤退時

国

論点③：参入許可基準の詳細設計

- ・地域や住民への事前説明を含む。

論点④：託送約款の料金算定規則・変更命令基準

- ・一般送配電事業者の託送料金に照らした適正性を含む。

論点⑤：引継計画の承認基準

- ・適正な設備の譲渡又は貸与料に関する考え方を含む(一般送配電事業者の託送料金に変更される場合の取扱いにも留意。)

論点⑥：兼業規制に係る適用除外基準

論点⑦：区分会計、情報遮断等の  
行為規制の適用の在り方

論点⑧：撤退時に備えた各種基準

- ・撤退しようとする場合の事業計画に関する事項(許可基準)
- ・撤退時の原状回復義務(引継計画)等

一 広域  
送 域  
機 関

論点⑨：広域機関において定めるべきルール及びシステム

- ・スイッチングシステム、計画値同時同量等

論点⑩：一般送配電事業者において定めるべきルール及びシステム

- ・周波数調整に係る責任分担、災害時・オフグリッド時の責任分担、メータリングシステムの連携等

事 配  
業 電  
者 者

論点⑪：参入申請、託送約款、引継計画等の各時点における事業者の申請内容、報告事項

- ・必要に応じ、電力・ガス取引監視等委員会のあっせん・仲裁の仕組みも活用。

## 2. 電力システムの分散化と電源投資 (1) 配電事業制度 各論点の詳細及び留意事項 (1 / 3)

資源エネルギー庁 令和3年5月19日  
第11回持続可能な電力システム構築小委員会 資料3

第5回 持続可能な電力システム構築小委員会  
(令和2年7月20日) 資料1

論点	詳細及び留意事項
<p><b>論点①：事前準備時、事業実施中、撤退時における、申請、許可等の業務フローの基本的考え方</b></p>	<p>配電事業制度を、令和4年4月1日に円滑に開始するため、制度開始に向けた電力・ガス取引監視等委員会における審議を含む詳細制度の検討スケジュールや、事業者の認可等に向けた審査への<u>消費者庁の関与等</u>について整理する必要がある。</p>
<p><b>論点②：配電事業等の分散型グリッドの導入により期待される効果と、その導入促進のための事業環境整備の在り方</b></p>	<p>配電事業ライセンスの制度設計に当たり、<u>分散型グリッドの導入により期待される効果</u>（災害時におけるレジリエンスの強化、新規事業者の参入により新技術の導入、配電網への投資促進、潮流合理化等）について改めて整理を行うとともに、その導入促進に向けた事業環境整備の在り方について検討が必要。</p>
<p><b>論点③：参入許可基準の詳細設計</b></p>	<p>事業者の参入等の審査のための、<u>許可基準</u>（省令）を定める必要がある。 本小委員会中間取りまとめでは、以下の整理が行われたことも踏まえ、改正電気事業法において定められた基準に照らし、その詳細について検討を行うことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「一般送配電事業者と同様の規律を課すことを基本としつつ」、「国が事業者の適格性を確認する」</li> <li>・「社会コスト（略）の増大を防ぐ観点から、収益性が高い配電エリアが切り出されることで他のエリアの収支が悪化すること（いわゆる「クリームスキミング」）が生じないことを確認する」</li> <li>・「配電事業者から個々の需要家に対し、配電網の担い手が変わることについての通知が行われることが必要である。」</li> <li>・「災害時における連絡・協力体制等（略）に変更が生じることを踏まえ、事業を開始する地域の自治体等の関係者への事前説明が丁寧になされるべきである。」</li> </ul>
<p><b>論点④：託送約款の料金算定規則・変更命令基準</b></p>	<p>配電事業の託送料金は、改正電気事業法において「一般送配電事業者の託送供給に係る料金に比較して適切な水準」でないと認められる場合は変更を命ずることができる」とされている。事業者が「適正な水準」を設定し、国がそれを確認するための<u>算定規則</u>や、<u>変更命令基準</u>を定める必要がある。</p> <p>また、配電事業者が災害時等にオフグリッドで供給を行う場合等、需要家への供給条件に変更が生じるのであれば、その内容に応じた約款とすることが必要ではないか。</p>

## 2. 電力システムの分散化と電源投資 (1) 配電事業制度 各論点の詳細及び留意事項 (2 / 3)

資源エネルギー庁 令和3年5月19日  
第11回持続可能な電力システム構築小委員会 資料3

第5回 持続可能な電力システム構築小委員会  
(令和2年7月20日) 資料1

論点	詳細及び留意事項
<p><b>論点⑤：引継計画の承認基準</b></p>	<p>引継計画の審査のための、承認基準（省令）を定める必要がある。国は、配電事業者と一般送配電事業者等により、設備の譲渡又は貸与や、維持・管理等に係る事項について「託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎを確保するために十分な」計画が、策定されているかを確認することが必要。</p> <p>また、適正な設備の譲渡又は貸与料に関する考え方（クリームスキミングの防止を含む）や、一般送配電事業者の託送料金に変更される場合の取扱い等についても、併せて整理が必要。</p> <p>さらに、一般送配電事業者等が配電事業者に設備を貸与している場合、設備の復旧に係る責任分担について、一般送配電事業者と配電事業者で事前に取り決めを行うことが必要。また、譲渡又は貸与に関わらず、復旧を進めるうえでの手順や連携等についても、事前に取り決めを行うことが必要。</p>
<p><b>論点⑥：兼業規制に係る適用除外基準</b></p>	<p>改正電気事業法では、配電事業者と小売事業・発電事業等との兼業は原則禁止とされ、例外となる場合を省令で規定することとされている。</p> <p>海外における配電事業者の兼業に係る規定や、多様な事業者の参入によるイノベーションの促進、災害時のレジリエンス強化を含めた需要家の利益の確保などの観点などを踏まえて、兼業が認められる場合の基準を検討する必要がある。</p>
<p><b>論点⑦：区分会計、情報遮断等の行為規制の適用の在り方</b></p>	<p>配電事業者が、発電事業や小売事業、電気事業以外の事業を営む場合は、配電事業の公平性の観点や、クリームスキミング等の発生を確認できるようにしておく観点から、区分会計、情報遮断等の行為規制を適用することが適当であり、その在り方について検討する必要がある。</p>
<p><b>論点⑧：撤退時に備えた各種基準</b></p>	<p>改正電気事業法において、配電事業の「全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない」とされている。また、廃業の許可基準としては、廃止等により「公共の利益が阻害されるおそれがない」ことを要件としていることから、国が、事業者が廃業に向けて需要家等との関係において果たすべき責務を果たし、一般送配電事業者等へ業務を円滑に引き継ぐことができ、安定供給に支障が生じないこと等を確認する仕組みとする必要がある。</p> <p>加えて、配電事業者から一般送配電事業者等に事業が円滑に引き継がれるよう、両者が共同して策定する引継計画において、撤退時の取り決めについて記載を求め、国が事前に承認する仕組みとしてはどうか。</p>

## 2. 電力システムの分散化と電源投資 (1) 配電事業制度 各論点の詳細及び留意事項 (3 / 3)

論点	詳細及び留意事項
<p><b>論点⑨：広域機関において定めるべきルール及びシステム</b></p>	<p>配電事業者の供給区域では、一般送配電事業者と電力広域機関が取り交わしていた多くの事項が、一般送配電事業者から配電事業者に移ることから、これに伴う広域機関におけるルール等について検討・調整を行うことが必要である。(スイッチングシステム、計画値同時同量を含む。)</p>
<p><b>論点⑩：一般送配電事業者において定めるべきルール及びシステム</b></p>	<p>配電事業者と一般送配電事業者等の間において、設備の譲渡又は貸与に限らず、電気の融通等を行うことが想定される。そのため、電力量や調整力等のやり取りについて、基本的な考え方を整理するべきではないか。</p> <p>また、設備の維持管理について、一般送配電事業者等に一部の業務を委託することが可能かについて整理が必要ではないか。(電力融通の精算単価、周波数調整に係る責任分担、メータリングシステム(検針)を含む)</p>
<p><b>論点⑪：参入申請、託送約款、引継計画等の各時点における事業者の申請内容、報告事項</b></p>	<p>参入許可基準において、国は「配電事業の計画が確実であること」等を確認する必要がある。そのため、事業計画の確実性を確認する観点から、託送供給等約款や引継計画の案などの提出を、参入申請時に求めることが必要である。</p> <p>また、現行の一般送配電事業者の託送料金制度では、超過利潤累積管理の考えのもと、毎年、公開の場において、超過利潤や、その累積額(託送原価と実績原価の乖離の状況)、効率化の実施状況等を確認している。配電事業においては、その事業特性を踏まえた上で、託送料金や貸与料等が適切に設定されているかを確認する観点から、期中の監視及びモニタリングの在り方を検討すべきではないか。</p> <p>なお、参入に当たり、一般送配電事業者との間で契約や取り決め等を行うに当たり、協議が整わないことも想定されることから、電力・ガス取引監視等委員会におけるあっせん・仲裁の仕組みについて、確認しておくことが望ましいのではないかと。</p>

論点	構築小委で御議論いただいた内容
論点①：事前準備時、事業実施中、撤退時における、申請、許可等の業務フローの基本的考え方	<p>＜検討スケジュール（案）＞</p> <p>本日、監視委から、託送料金の運用等に係る事項について検討結果を報告（行為規制については引き続き議論を実施予定）</p> <p>令和3年夏頃 省令案、審査・処分基準案のパブリックコメント実施 秋以降「分散システム導入プラン（仮称）」骨子提示・パブリックコメントの実施 令和4年4月1日から施行</p> <ul style="list-style-type: none"><li>※ 制度設計に当たり、消費者団体の代表を委員とするとともに、消費者庁をオブザーバーとして議論を実施。</li><li>※ 電力広域機関や一般送配電事業者において、システム改修等の準備を実施。必要に応じて電力広域機関の規定等の見直しが必要。</li></ul> <p>＜配電事業者の業務フロー＞</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1.事前準備時<ul style="list-style-type: none"><li>• 事業を営もうとする者は、自治体・需要家等への説明会等を実施</li><li>• 事業を営もうとする者は、許可申請に先立ち、電力広域機関の会員に加入する手続きを実施</li></ul></li><li>2.参入許可時<ul style="list-style-type: none"><li>• 事業を営もうとする者は、配電事業の「参入許可申請」を行い、国は、適格性等を審査し許可</li><li>※「引継計画要旨」、「託送供給等約款の記載方針」についても確認</li><li>• 事業者は、「引継計画」の承認申請を行い、国は、審査し承認</li><li>※ 一般送配電事業者から設備の譲渡又は貸与を受けて配電事業に参入する場合は、「引継計画」の作成が必要。</li><li>• 事業者は、「託送供給等約款」の届出を行い、国は、適切であることを確認</li></ul></li><li>3.事業実施期間中<ul style="list-style-type: none"><li>• 事業者は、電気事業法、「引継計画」、「託送供給等約款」等に従い事業を実施</li></ul></li><li>4.撤退時<ul style="list-style-type: none"><li>• 事業者は「引継計画」、「撤退時取決書」等に従って、「撤退のための事業計画」等を策定し、撤退を申請し、国は、審査し許可</li></ul></li></ol>

論点	構築小委で御議論いただいた内容
論点②：配電事業等の分散型グリッドの導入により期待される効果と、その導入促進のための事業環境整備の在り方	<p>&lt;配電事業等の分散型グリッドの導入により期待される効果&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1.供給安定性・レジリエンスの向上</li><li>2.電力システムの効率化</li><li>3.再エネ等の分散電源の導入促進</li><li>4.地域サービスの向上</li></ol> <p>&lt;「配電用の電気工作物」の定義&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 「配電用の電気工作物」の定義は、「7000V以下の配電設備及びこれらの配電設備と一体で運用することが適当と考えられる送電・変電設備等」と整理。</li></ul> <p>&lt;その導入促進のための事業環境整備の在り方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 「分散システム導入プラン（仮称）」の策定内容イメージ<ol style="list-style-type: none"><li>1.分散システム導入の意義<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 分散システム導入への期待</li><li>(2) 分散システム導入実績</li><li>(3) 分散システム導入の課題と配電事業の創設</li></ol></li><li>2.分散システムの導入の手引き<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 分散システムのライセンス</li><li>(2) 運営上の課題</li></ol></li><li>3.配電事業参入の手引き<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 配電事業の申請事前準備</li><li>(2) 配電事業の申請（参入許可、引継計画承認、約款届出等）</li><li>(3) 配電事業の運用</li><li>(4) 設備の譲渡料・貸与料、委託料等の算定方法</li><li>(5) 託送料金等の設定方法 等</li></ol></li></ol></li></ul>

論点	構築小委で御議論いただいた内容
論点③：参入許可基準の詳細設計	<p>＜参入許可審査基準＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>配電事業者の参入許可審査基準は、基本的に一般送配電事業者の参入許可審査基準に倣う。</li><li>事業者の適格性等の審査に当たり、配電事業者の参入許可審査基準のうち、配電事業者独自の審査基準として、「配電事業の計画が確実であること」について、以下を審査する。<ol style="list-style-type: none"><li>自治体や需要家等への事前説明会や通知等が十分になされており、参入許可後事業開始までに改めて十分な説明等がなされると認められること</li><li>一般送配電事業者との間で、「撤退時に備えた取決め」がなされること</li></ol></li><li>また、以下の観点からも審査を行う。<ol style="list-style-type: none"><li>一般送配電事業者への業務委託を前提として事業を開始する場合には、将来的に委託によらず自ら技術的能力を獲得していくこと</li><li>F I T 賦課金等の法令等で定める公益的費用を適正に支払うと認められること</li><li>サイバーセキュリティ対策がなされていること</li><li>災害時等の連携体制が適切であること 等</li></ol></li><li>配電事業の計画が確実であることや、需要家等への通知や自治体等への説明会等が十分になされていること、「撤退時に備えた取決め」がなされているなど事業計画の確実性等を判断する観点から、「託送供給等約款の記載方針」に加え、引継参入の場合は「引継計画要旨」、一般送配電事業者から設備の譲渡又は貸与を受けて事業を開始する場合以外は一般送配電事業者と協議の上、「撤退時取決書」等の提出を求めることとする。</li></ul> <p>※ 「クリームスキミング」の防止は、「論点⑤：引継計画の承認基準」において、「引継計画」の承認基準として盛り込むこととしている。</p>

論点	構築小委で御議論いただいた内容	監視委で御議論いただいている内容
<p>論点④：託送約款の料金算定規則・変更命令基準</p>	<p>＜約款の変更命令基準＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>配電事業の託送料金は、配電事業への新規参入者の創意工夫が妨げられることのないよう、固定／従量料金比率、電圧別の料金設定、災害時のバックアップやEV等のモビリティなど他の付加価値とのセット提供など、柔軟性のある料金メニューの設定が可能とされている。</li><li>「託送供給等約款」の変更命令基準のうち、配電事業者の託送料金については、監視委においてご議論いただくこととした。</li><li>「託送供給等約款」の変更命令基準のうち、託送料金以外の供給条件については、一般送配電事業の規定に倣うこととする。</li></ul> <p>＜オフグリッド時の供給条件＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>オフグリッド運用への移行時や、終了時の条件や、オフグリッド時の供給条件については、「託送供給等約款」で明示することとする。</li><li>発電や需要の規模や特性、地域のニーズ等により、オフグリッド時における供給形態や料金体系等については、様々なパターンが考えられ、その事例について、「分散システム導入プラン（仮称）」で示す。</li></ul>	<p>以下の内容等について、御議論いただいているところ。</p> <p>＜配電事業者の託送料金が適正な水準でない判断する基準等＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>以下の基準に該当していない場合 一般送配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価と比べて、配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価の水準が年平均±5%以内であること。 ※ 一般送配電事業者の託送料金の電圧別（特高・高圧・低圧）需要ごとの平均単価と比べて、配電事業者の託送料金の電圧別（特高・高圧・低圧）需要ごとの平均単価の水準が高い場合は、その説明が合理的と認められる場合に限るとともに、当該配電エリアの需要家に十分説明を求める。</li><li>配電事業者から託送料金の届出（変更届出を含む）があった際には、配電事業者に「一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であることの説明書」の提出を義務付けるとともに、基準を満たしていることの算定根拠となる書類も添付させる。（国が報告徴収で確認）</li></ul> <p>＜配電事業の託送料金算定規則＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>配電事業者は、原価を積み上げるのではなく、同一エリアの一般送配電事業者の託送料金と同程度の水準となるよう、託送料金を設定することから、原価を積み上げて算定する託送料金算定規則は定めない。</li></ul>

論点	構築小委で御議論いただいた内容	監視委で御議論いただいている内容
論点⑤：引継計画の承認基準	<p>&lt;「引継計画」の承認基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎを確保する観点から、安定供給確保やクリームスキミング防止等のために以下の項目を踏まえた承認基準とする。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 託送供給等の業務の引継ぎが適正であること</li><li>➢ 自治体・需要家等への説明会等が適正に実施されていること</li><li>➢ 設備の維持及び運用、保安の確保のために必要な業務の引継ぎが適正であること</li><li>➢ 災害時等における自治体等の関係者との連携に関する引継ぎが適正であること</li><li>➢ 撤退時の設備・業務の引継ぎが適正であること（自治体・需要家等への説明等や、又貸しや再譲渡時等の対応等を含む）</li><li>➢ 譲渡・貸与価格が適正に設定されていること ※ F I T 賦課金等の法令等で定める公益的費用を含む</li></ul></li></ul> <p>&lt;譲渡料・貸与料の算定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>適切な貸与価格等は、託送料金期待収入から、配電設備の維持運用費用を除く形で算定し、配電設備の償却費用、上位系統費用、地域調整費用等を含む価格とすることを基本とし、詳細については、監視委においてご議論いただくこととした。</li><li>事業者間精算相当費用は、基本的に上位系統費用に含まれるものと観念する。</li></ul> <p>&lt;責任分担・保安&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>「引継計画」には、保安上の責任主体や責任分担等を記載することとする。</li><li>電気保安制度ワーキンググループにおいて、保安上の責任の主体について、配電事業者が一般送配電事業者等から設備の譲渡や貸与を受ける等の、所有の形態が想定されるが、その所有形態に依らず、一義的に配電事業者に課されることとされた。</li></ul>	<p>以下の内容等について、御議論いただいているところ。</p> <p>&lt;貸与価格等の算定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>貸与価格等の金額は、「配電エリアの託送料金収入（過去実績or将来見込み）」－「配電設備の維持運用費用（過去実績or将来見込み）」から算定することを基本とする。</li><li>配電事業者のインセンティブ確保の観点から、前期における配電事業者の成果（効率化＋電化促進等）の一部を引き継ぐよう工夫する。引継割合については事前に協議にて合意しておくことが望ましい。</li><li>配電事業者が上位系統の設備増強回避等に資する潮流合理化等の取組を進めることが重要なケースにおいては、そのインセンティブについても配慮する。（「引継計画」に記載）</li><li>配電事業者から提供の依頼があった場合、一般送配電事業者はデータについて過去の実績値等を提供することをルール化。</li></ul> <p>&lt;貸与価格等の見直し&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>原則として5年毎に見直す。</li><li>期中で貸与価格等を見直すことはせず、この差額は配電事業者に帰属することとする。</li></ul>

# (参考) これまでの議論の整理 (配電事業制度⑥)

論点	構築小委で御議論いただいた内容
論点⑥：兼業規制に係る適用除外基準	<p>＜配電事業に係る兼業規制の適用除外基準＞ 配電事業に係る兼業規制の適用除外の審査基準は下記の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 配電事業者及び配電事業者のグループ会社（子会社、親会社、当該親会社の子会社等をいう。）たる配電事業者の配電事業に係る供給区域における需要家数の合計が、5万軒を超えないことを原則とする。</li><li>• 5万軒を超える場合であっても、その供給区域の自然的社会的条件等を勘案して兼業を認可することが電気の使用者の利益を確保するため特に必要と認められる場合は兼業を可能とする。</li><li>• 一般送配電事業者のグループ会社にあつては、営もうとする配電事業の供給区域が当該一般送配電事業者の供給区域内である場合には、兼業を認めない。</li></ul>

論点	構築小委で御議論いただいた内容	監視委で御議論いただいている内容
論点⑦：区分会計、情報遮断等の行為規制の適用の在り方	<ul style="list-style-type: none"><li>• 区分会計や行為規制の詳細については、監視委においてご議論いただくこととした。</li></ul>	<p>以下の内容等について、御議論いただいているところ。 （今後議論予定の内容も含む。）</p> <p>＜区分会計＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 「配電部門収支計算書（当期純利益まで）」のほか、「社内取引明細書」、「固定資産明細表」及び「インバランス収支計算書」の4つの様式の作成及び公表を義務付ける。</li></ul> <p>＜行為規制＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 今後議論予定。</li></ul>

## 論点

## 構築小委で御議論いただいた内容

### 論点⑧：撤退時に備えた各種基準

#### <撤退許可審査基準>

- 配電事業者の休廃止の許可に当たっては、事業者は、「引継計画（注1）」や「撤退時取決書（注2）」等と統合的な「撤退のための事業計画」を策定することとする  
(注1) 事業を営もうとする者は、「引継計画要旨」又は「撤退時取決書」に「撤退時に備えた取決め」を記載する  
(注2) 事業者は、具体的な設備に係る情報を得たうえで、「引継計画」に「撤退時の設備・業務の引継ぎ」について記載する
- 国は、「撤退のための事業計画」が、以下の審査基準を満たすことなどを審査し許可
  - 適正かつ円滑な撤退を行えるものであると認められること
  - 「引継計画」又は「撤退時取決書」の内容が適切に盛り込まれていること
  - 関係者等の調整等において十分な期間が考慮された計画であること
- 撤退の具体的パターンは下記の通り。
  - 配電事業の休廃止等により事業が一般送配電事業者に移る場合  
配電事業者は、「引継計画」等に基づき計画的に撤退。撤退の許可の際に「撤退のための事業計画」を策定し、国は、当該内容等を審査し、撤退を許可する。
  - 配電事業の承継等により事業が別の配電事業者等に移る場合
    - 配電事業を全部承継する場合  
承継を受ける配電事業者等を、国は、参入許可基準を準用した基準により審査し、承継を許可する。
    - ②-1.配電事業の一部を配電事業者に譲渡する場合  
国は、譲渡者、譲受者双方の供給区域変更の審査を行い、変更を許可する。
    - ②-2.配電事業の一部を配電事業を営もうとする者に譲渡する場合  
国は、譲渡者の供給区域変更の審査を行い、また、配電事業を営もうとする者に参入許可の審査を行い、参入を許可する。

#### <又貸しと再譲渡>

- 一般送配電事業者から貸与された設備の又貸しは、貸借人の地位の移転により賃借関係を整理することで認める。
- 一般送配電事業者から譲渡された設備の再譲渡は、一度、一般送配電事業者に返却（譲渡）した後、に再譲渡することとする。

論点	構築小委で御議論いただいた内容
論点⑨：広域機関において定めるべきルール及びシステム	<p>主に広域機関のルール等で定める等の対応が必要な事項。</p> <p>＜供給計画＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>配電事業者が策定する「供給計画」(注1)には、一般送配電事業者と同様の項目を求めつつ、少なくとも以下の事項を盛り込む。<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 配電事業エリア内の需要想定及び供給力見通し</li><li>➤ 配電線路等の整備計画 (使用電圧が6 kV以上の電線路、又は最上位電圧の電線路)</li><li>➤ 電源計画 (BG分の供給、調整力確保)</li></ul></li></ul> <p>(注1) 配電事業者は配電事業エリアの供給計画を作成・届出、一般送配電事業者は、配電事業エリアも含めたエリア全体の「供給計画」を作成・届出することとする。 (注2) 供給力見通しの把握に必要な情報については、電力広域機関が一般送配電事業者に対して行っているものと同様に、一般送配電事業者が配電事業者を提供することとする。</p> <p>＜系統アクセス業務＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>接続に関する申込があった場合は、配電事業者が、①自らのエリア内の接続検討を行うとともに、②上位系統を維持・管理している一般送配電事業者に接続検討の申込み等を依頼し、③その結果を、連系希望者に対して回答することを基本とする。</li><li>当面、この業務については一般送配電事業者に委託することも考えられる。</li><li>配電事業者が自エリア内の需要の増減等に応じて、配電系統の増強や更新、系統運用の高度化に伴う設備の合理化 (ダウンサイジング) を行う際は、一般送配電事業者に事前に通知が必要。</li></ul> <p>＜需給計画＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>配電事業者も、需給計画を電力広域機関に提出することを基本とし、当面は、想定需要とバックアップ電源のリストを提出するなど、簡易的な手法について、電力広域機関において検討することとする。</li><li>配電事業者から提出されるこれらの計画を受け付けるシステムが必要となるが、これらについては、需給管理・周波数調整業務と共に、中長期的に課題の整理が必要。</li></ul> <p>＜作業停止調整＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>配電事業者は、一般送配電事業者の作業停止調整のプロセスに基づきメンテナンスを行うことが基本。</li><li>このため、設備の停止手順等について、相互の意思疎通を確実に担保するため、手続や手順の詳細を具体化していくことが必要。</li></ul>

論点	構築小委で御議論いただいた内容
論点⑩：一般送配電事業者において定めるべきルール及びシステム	<p>主に一般送配電事業者と配電事業者の間の契約等により対応が必要な事項。 ※ ただし、これらは本来、配電事業者が行うべき業務となる。</p> <p>&lt;系統管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 系統管理業務については、一般送配電事業者に委託することを基本とする。一般送配電事業者の系統管理に支障を来さないよう、その業務範囲等について合意している場合等については、配電事業者が自ら行うことを妨げない。</li></ul> <p>&lt;需給管理・周波数調整&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 配電事業エリアと一般送配電事業エリアの間では、平時には一定の潮流が存在し、両者が同期していることが基本と考えられ、需給管理や周波数調整業務については、より大きなエリアで調整することが合理的な場合もあると考えられることから、当面の間、これらの業務については、一般送配電事業者に委託することが考えられる。また、需給管理業務は、非常用に確保しているバックアップ電源のリストを提出する等の簡易的な形で行うことを可能とする。また、中長期的に課題の整理を行っていくこととする。</li></ul> <p>&lt;FIT関連業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 電力広域機関や他事業者のシステム対応や配電事業エリアで独立したBG組成等が必要であることから、当面の間、一般送配電事業者に委託することが考えられる。また、中長期的に課題の整理を行っていくこととする。</li></ul> <p>&lt;スイッチング関連業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 小売電気事業者等の業務やシステムへの影響等、様々な課題が考えられるため、当面の間、一般送配電事業者に委託することが考えられる。</li><li>• 小売電気事業者が需要家の供給地点が配電事業エリアに属するか否か照会できる仕組みが必要であるが、当面の間においては、一般送配電事業者に対象地点が配電事業エリアに属するか否かを確認することとする。</li></ul>

論点	構築小委で御議論いただいた内容
論点⑩：一般送配電事業者において定めるべきルール及びシステム (続き)	<p>主に一般送配電事業者と配電事業者の間の契約等により対応が必要な事項。(続き)</p> <p>&lt;精算・検針業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>配電事業者は、税務を除く清算実務や、検針、計量値データ管理業務を一般送配電事業者に委託することが可能。一般送配電事業者は、正当な理由がない限り、この協議に応じなければならない。</li><li>料金精算等業務を一般送配電事業者に委託する場合に、一般送配電事業者側に追加的に発生する費用(人件費、システム改修費等)については、委託費等により配電事業者が負担することが適当である。</li><li>配電事業者が検針業務を行い、自ら小売電気事業者等に30分電力量等を提供する場合、小売電気事業者等への影響に配慮する必要がある。</li></ul> <p>&lt;混雑管理への配電事業者による貢献&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>配電事業者が、新規の電源に対する出力制御等による混雑管理等を行う場合、混雑管理の手段・方法、一般送配電事業者の系統増強の考え方等について、両者間で予め合意が必要。</li></ul>
(論点⑨、⑩関連)：小売電気事業者において行うべき対応	<p>&lt;小売電気事業者の業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>小売電気事業者が、配電事業者の供給区域内の需要家に、託送供給料金相当支払金額を簡便に周知する方法の例として、請求書や領収書等において、一般送配電事業者の託送供給料金相当支払金額を記載しつつ、注釈等により、託送料金単価が異なる配電事業の供給区域や当該配電事業者の託送料金単価が分かるWebサイトのURL等を記載する方法がある。</li></ul>

論点	構築小委で御議論いただいた内容	監視委で御議論いただいている内容
<p>論点⑪：参入申請、託送約款、引継計画等の各時点における事業者の申請内容、報告事項</p>	<p>&lt;参入の許可申請&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>配電事業者の許可申請書類は、基本的に一般送配電事業者の許可申請書類に倣う。</li><li>参入許可時の申請書類のイメージは下記の通り。 「事業計画書(注)」、「配電事業遂行体制説明書」、「引継計画要旨」、「託送供給等約款の記載方針」、「撤退時取決書」、「事業収支見積書」、「送配電関係一覧図」、「主たる技術者の履歴書」、「撤退時取決書」等</li></ul> <p>(注) 配電事業の「事業計画書」等は、一般送配電事業者と送電事業者の様式に倣いつつ、工事の計画の他、一般送配電事業者等から貸与・譲渡される設備の概要を記載する項目を追加するなどの変更を行うこととする。</p> <p>&lt;託送供給等約款の届出&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>「託送供給等約款」を届出ることとする。</li></ul> <p>&lt;引継計画の承認申請&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>「引継計画」への記載事項のイメージは下記の通り。 自治体・需要家等への説明会等の実績、設備の維持・運用に係る情報、保安上の責任主体や責任分担、災害時等における自治体等の関係者との連携に係る情報、対象設備を譲渡又は貸与する場合の価格等・算定期間 等</li></ul> <p>&lt;期中のモニタリング&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>配電事業者に、国への財務諸表の提出や、配電部門の「収支計算書」の公表を求めることとする。</li><li>一般送配電事業者は、配電事業者によって、「引継計画」等に則り、適切に設備の維持運用がなされているかを確認することとする。</li></ul> <p>※ 設備保全が不適切である場合に備えて、「引継計画」において「保証金」を設定し、必要額を積み立ておくことが有効。保証金の充当による保全を行った場合には、減少した分の積み増しを行うこととし、積み増しを行えないときには撤退の申請を行う旨を「引継計画」に記載することとする。</p>	<p>以下の内容等について、御議論いただいているところ。</p> <p>&lt;「託送供給等約款」の届出時の提出書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>配電事業者に「一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であることの説明書」の提出を義務付けることとする。</li></ul> <p>&lt;あっせん・仲裁&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>譲渡価格、貸与価格の設定に当たり、必要に応じて、監視委のあっせん・仲裁の仕組み等を活用することも考えられる。</li></ul>

※配電事業制度の法令の整理に伴い、一般送配電事業者等に関連する条文の技術的修正も行う。

# レベニューキャップの議論

## (参考) 事前準備時のスケジュール (続き)

資源エネルギー庁 令和3年5月19日  
第11回持続可能な電力システム構築小委員会 資料3

第6回持続可能な電力システム構築小委  
(2020.9.9) 資料1より抜粋

- レベニューキャップ制度は、事業者の収入上限を承認する仕組みであることから、一般送配電事業者は、その収入上限の範囲内で託送料金を設定することが可能。
- 他方、事業者が申請する託送料金が明らかでない中で収入上限の審査を行うことは、託送料金の予見性や透明性の確保の観点から十分とは言えない。このため、収入上限の承認申請と並行して、規制期間中の毎年分の託送料金の認可申請を進めることとしてはどうか。
- なお、1 F の廃炉の円滑かつ着実な実施を担保するため、東電PGの経営合理化努力による利益を1 F 廃炉に充てられる託送収支上の制度措置が行われてきた。レベニューキャップ制度導入後も、令和元年12月の閣議決定を踏まえた対応が必要ではないか。
- 具体的には、事故後の送配電事業の経営合理化によって1 F 廃炉に充てる額については、引き続き、レベニューキャップ制度の中でも確保できる仕組みとすることとしてはどうか。

## 福島第一原発の廃炉に充てるための過年度の経営合理化額に関する論点整理

- これまでの託送料金制度において、**東電PGの経営合理化による利益を1Fの廃炉費用に充てる仕組み**について、**レベニューキャップ制度への移行後も確保できる仕組み**が必要である点は、当委員会（第6回）で議論したとおり。
- その上で、以下のような形で算入及び運用方法を整理することとし、より詳細な運用方法は電力・ガス取引監視等委員会において検討を行うこととしてはどうか。

期初における収入上限の算定時の織り込み方

- これまでに東電PGが特別に実施してきた合理化で捻出してきた額を引き続き廃炉に活用可能とする観点から、まずは過去の廃炉等負担金の実績値を踏まえたうえで、収入上限に算入することを可能とする。

制度開始後における運用の考え方

- 東電PGは、収入上限に算入された額を毎年、捻出することを基本とする。
- ただし、コスト効率化によって計画以上の利益を発生した場合には廃炉等負担金の増額を可能とするが、系統利用者への還元を支障のない範囲で対応することとする。
- なお、外生的要因により他の費用が増加した場合は、他の事業者と同様の判断基準の下に取り扱い、廃炉等負担金を圧縮するようなことはしない。

## レベニューキャップ制度の詳細制度設計に係る主な論点

- 今後、主に以下のような論点について詳細設計を行っていく必要があると考えられる。
- 今後の検討に当たり、下記の論点に加えて更に検討を行うべき論点や、検討に当たって留意すべき事項があるか。

### 【全体】

- 論点①：事前準備時、規制期間中、次期規制期間に向けた、申請、承認、認可等の業務フローの基本的考え方**  
(電力・ガス取引監視等委員会、消費者庁の関与を含む。)
- 論点②：各論検討に向けた基本的考え方** (規制期間の設定、アウトプットの設定など)

### 【各論】

	事前準備時	第一次規制期間	第二次規制期間…
国	<p><b>論点③：レベニューキャップの審査方法 (指針)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本全体の電力システムの費用対便益を基本としたアウトプットの詳細設計</li> <li>・必要な投資確保の考え方 (広域系統整備計画、設備更新計画 (アセットマネジメント) 等との関係を含む。)</li> <li>・効率化促進の考え方</li> <li>・レベニューキャップ審査要領 等</li> </ul> <p><b>論点④：託送料金の算定・審査方法 (算定規則・審査要領)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レベニューキャップに応じた託送料金算定方法、審査要領 等</li> </ul>	<p><b>論点⑤：レベニューキャップの変更 (変分承認) の考え方</b></p> <p><b>論点⑥：託送料金の変更の考え方</b></p> <p><b>論点⑦：期中の監視及びモニタリングの在り方</b></p>	<p><b>論点⑧：前期の成果の利用者還元・次期レベニューキャップへの反映方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前期の必要投資の成果の確認や効率化努力の利用者還元及び事業者インセンティブ確保</li> </ul>
事業者	<p><b>論点⑨：各時点における事業者の申請・報告内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レベニューキャップ及び託送料金申請時に提出すべきデータ、計画内容等 (次期規制期間に向けた前期の成果に係るデータ等を含む。)</li> <li>・監視及びモニタリングに必要なデータ</li> </ul>		

## 各論点の詳細及び留意事項 (1 / 2)

論点	詳細及び留意事項
論点①：申請、承認、認可等の業務フローの基本的考え方	レベニューキャップ制度を円滑に開始するため、制度の開始時期や、制度開始に向けた電力・ガス取引監視等委員会における審議を含む詳細制度の検討スケジュール、承認・認可の透明性を高める観点から <u>消費者庁の関与等</u> について整理する必要がある。
論点②：各論検討に向けた基本的考え方	「必要な投資確保の仕組み」と「コスト効率化を促す仕組み」を両立した託送料金制度改革を 実行する上で、レベニューキャップ制度の詳細設計の骨格（ <u>アウトプットの設定</u> 、 <u>規制期間の設定</u> など）について検討することが必要。
論点③：レベニューキャップの審査方法（指針）	レベニューキャップの審査のための、 <u>指針</u> （審査要領含む）（告示）や <u>算定規則</u> （省令）を定める必要がある。これらは、託送料金制度改革の目的である、「日本全体の電力システムのより大きな便益につなげることを目的に、必要となる費用に照らして評価することを基本コンセプト」とし、これらの目的の達成等に資するものであるか留意して検討することが必要。
論点④：託送料金の算定・審査方法（算定規則・審査要領）	<u>託送料金の算定・審査方法</u> （算定規則（省令）や審査要領（訓令））について、レベニューキャップを前提とした算定・審査方法に改めることが必要。
論点⑤：レベニューキャップの変更（変分承認）の考え方	レベニューキャップの規制期間中における <u>変更対象となる費用等</u> について、本小委員会中間取りまとめでは、以下の整理が行われているところ、引き続き詳細検討が必要。 「大規模な災害復旧や再生可能エネルギー電源の新規接続急増のための系統増強、 <u>税制等の制度変更対応</u> 、 <u>調達すべき調整力の量・価格の増減</u> 、 <u>想定需要と実績需要との大幅な乖離調整等</u> が考えられる（略）。また、当該設定期間内の収入上限に反映するか、次の設定期間の収入上限に反映するか、という点についても、収入上限の設定期間の長さ、費用の増減額の規模などを考慮することとし、詳細検討を進めるべきである。」
論点⑥：託送料金の変更の考え方	レベニューキャップの変分承認に伴い託送料金を変更する場合等に、託送料金の変更が考えられるところ、その際の反映の考え方や、申請フロー等についての整理が必要。

## 各論点の詳細及び留意事項 (2 / 2)

論点	詳細及び留意事項
<b>論点⑦：期中の監視及びモニタリングの在り方</b>	<p>現行の託送料金制度下においては、<u>超過利潤累積管理の考えのもと、毎年、公開の場において、超過利潤や、その累積額（託送原価と実績原価の乖離の状況）、効率化の実施状況を確認している。</u>レベニューキャップ制度では、事業者の効率化努力により利益が生じた場合、「<u>欧州の例に倣い、収入上限の範囲内で、一般送配電事業者が一定の利益を確保することを可能とする仕組み</u>」として<u>いることから、このような点を踏まえ、期中の監視及びモニタリングの在り方を見直すべきではないか。</u></p>
<b>論点⑧：前期の成果の利用者還元・次期レベニューキャップへの反映方法</b>	<p>第一次規制期間において設定したアウトプットの評価や、設備増強計画や設備更新計画等を<u>確実に実施する観点から、第一次規制期間から次期規制期間に繰り越された計画等の取扱いや、第一次規制期間の最終年度の取扱い（次期規制期間にむけた審査に盛り込むことが困難な内容のレベニューキャップ等への反映）の考え方や、申請フロー等についての整理が必要ではないか。</u></p> <p>また、事業者の効率化分についての利用者還元及び事業者インセンティブ確保（<u>消費者へのプロフィットシェア</u>）の考え方の整理が必要ではないか。</p>
<b>論点⑨：各時点における事業者の申請・報告内容</b>	<p>レベニューキャップの審査に当たっては、<u>設備更新計画と設備増強計画の提出を求めることとしており、本小委の中間取りまとめでは、以下の整理が行われているところ、これらの実現に当たって、事業者から、各時点で申請・報告を求める内容の整理が必要。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>送配電設備について長期的視野に立った計画的な資産管理（アセットマネジメント）及びそれに基づく計画的な設備更新を求めることが必要</u>」</li> <li>・「<u>設備増強計画や設備更新計画等に必要投資を盛り込むとともに、それをコスト効率化と両立させながら確実に実施することが必要</u>」</li> <li>・「<u>一層のコスト効率化を促していく審査の仕組みについては、事業者の効率的な取組、海外の事例なども参考に、①事業費用を、供給地点数、送電線・配電線の設営距離(km)、供給面積(km<sup>2</sup>)等に着目した単位当たりコストを算定し、②需要密度などの事業実態なども考慮しつつ、各事業者の単位当たりコストを比較し、効率化が遅れている事業者の効率化を促すとともに、③将来的な効率化については、統計的に算出した生産性向上見込み率を用いた査定を行うことを基本として、一般送配電事業者自らによる効率性向上の取組を促す仕組みを検討していくべき</u>」</li> </ul>

## (参考) これまでの議論の整理 (託送料金制度改革①)

論点	構築小委で御議論いただいた内容
<p>論点①：申請、承認、認可等の業務フローの基本的考え方</p>	<p>&lt;詳細制度の検討、申請、承認、認可等のスケジュール(案)&gt;            本日、電力・ガス取引監視等委員会(以下、「監視委」という。)から、目標とインセンティブの設定、事業計画の策定、収入上限の算定方法、料金算定に係るルール、実績収入と収入上限の乖離の取り扱い、利益(損失)の扱い等についての検討状況を報告</p> <p>令和3年6月 本小委員会等の議論を踏まえて取りまとめ            監視委の「料金制度専門会合」及び「料金制度ワーキンググループ」において議論を継続(注1)。            秋頃 監視委での議論取りまとめ、本小委員会への報告            年内 省令案、審査・処分基準案のパブリックコメント実施</p> <p>令和4年春頃 事前申請及び審査(注2)            秋以降 本申請及び審査            冬頃 収入上限の承認、小売規制料金の届出、約款公表</p> <p>令和5年4月1日 新料金開始</p> <p>(注1) 構築小委及び料金制度専門会合では、消費者団体の代表を委員とし、消費者庁をオブザーバーとして、制度設計を実施。            (注2) 託送料金の予見性や透明性の確保の観点から、収入上限の承認事前審査と並行して、規制期間中の毎年分の託送料金の認可事前審査を進める。            (注3) 改正電気事業法のレベニューキャップ制度の規定は、上記スケジュールを実施する上で、適切なタイミングで施行することとされた。</p>

## (参考) これまでの議論の整理 (託送料金制度改革②)

論点	構築小委で御議論いただいた内容	監視委で御議論いただいている内容
<p>論点②：各論検討に向けた基本的考え方</p>	<p>＜規制期間の設定＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規制期間は5年とする。</li> </ul> <p>＜アウトプットの設定＞</p> <p>日本全体の電力システムのより大きな便益につなげる観点から、以下の議論を行った上で、詳細は、監視委において検討を行うこととされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>達成すべきアウトプット項目については、停電回数・停電時間の削減やサービス品質の向上、再エネ等の発電設備の系統連系円滑化等を例示した。</li> <li>達成すべきアウトプット項目については、目標を設定し、達成した場合にボーナスを付与するなど、インセンティブの働く仕組みとする。</li> <li>目標達成の確認方法については、以下を例示した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 監視委が「広域系統整備計画」等の実施について必要なコストが収入上限に算入され確実に実施されていることをレビューすること、</li> <li>- 電力広域機関が作成する「アセットマネジメントガイドライン」に照らして達成度合いをレビューすること</li> </ul> </li> <li>また、仕様統一化やデジタル化など達成すべき水準が明確でない場合は、事業者自身による、より高い目標の設定を促す仕組みも検討が必要とした。</li> <li>インセンティブの類型については、収入上限の引き上げ（引き下げ）等を例示した。</li> </ul>	<p>以下の内容等について、御議論いただいているところ。（今後議論予定の内容も含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目標分野、項目及びその内容の設定</li> <li>インセンティブの類型及び方法の設定</li> <li>各目標に対して適用されるインセンティブ類型、その具体的な算定方法等</li> </ul>

論点	構築小委で御議論いただいた内容	監視委で御議論いただいている内容
論点③：レベニューキャップの審査方法(指針)	<p>詳細は監視委で御議論いただくこととした。</p> <p>(注1) 災害復旧に要した費用のうち、相互扶助制度の交付金によりカバーされる金額を控除して収入上限を算定することとした。</p> <p>(注2) 今後決定される地域間連系線の増強方針に対しては追加事業報酬を設定しないこととした。</p> <p>(注3) 東電PGの過年度の経営合理化による利益を引き続き1F廃炉に充てる仕組みが必要であるところ、その収入上限への算入方針及び制度開始後の運用方針を整理した。</p>	<p>以下の内容等について、御議論いただいているところ。(今後議論予定の内容も含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 一般送配電事業者は、国が示した指針に沿って、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画を策定を行う。</li><li>• 一般送配電事業者は、事業計画の実施に必要な費用をもとに収入上限を5年毎に算定し、国の承認を受ける。</li><li>• 事業計画には、目標に加えて、前提計画、設備拡充計画、設備保全計画、効率化計画を盛り込み、各目標項目を達成するために必要な投資内容等を記載する。また、事業計画の内容は、供給計画、マスタープラン、アセットマネジメントガイドライン等との整合性を確保する。</li><li>• 見積費用の査定にあたっては、その費用特性を踏まえ、①CAPEX(新規投資・更新投資) ②OPEX(人件費・委託費等)等に区分し、統計査定なども用いて事業者間比較などによる効率的な単価・費用の算定を実施する。</li><li>• 統計査定を通じた一般送配電事業者間の横比較によって、効率化が遅れている一般送配電事業者の効率化を促す方法に加え、業界全体の創意工夫、技術革新に向けた取組を促すために、生産性向上見込み率等を用いた効率化係数を設定する。</li></ul>
論点④：託送料金の算定・審査方法(算定規則・審査要領)	<p>詳細は監視委で御議論いただくこととした。</p>	<p>以下の内容等について、御議論いただいているところ。(今後議論予定の内容も含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 一般送配電事業者は、国の承認を受けた収入上限(5年毎)を超えない範囲で託送料金を設定する。</li><li>• 期初における託送料金の設定については、<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 5年一律の託送料金とすることを、基本とするが、</li><li>(2) 年度毎の見積費用について合理的な説明があった場合は、年度毎に異なる託送料金を設定することを、個別に認めることもあり得る。</li></ol></li></ul>

論点	構築小委で御議論いただいた内容	監視委で御議論いただいている内容
論点⑤： レベニュー キャップの変 更（変分承 認）の考え 方	詳細は監視委 で御議論いた だくこととした。	以下の内容等について、御議論いただいているところ。（今後議論予定の内容も含む。） <ul style="list-style-type: none"><li>一般送配電事業者の裁量によらない外生的な費用や、効率化が困難な費用については予め制御不能費用と定義した上で、制御不能費用の変動によって発生した期初に見積もった費用と実績費用の乖離については、原則として翌期に収入上限への反映を行う。ただし、規制期間中の累積変動額が一定水準額を超える場合や、特定の変動要因については期中に収入上限に反映する。</li><li>収入上限の設定時の想定需要と実績需要に差異が発生した場合にも、収入額に乖離が発生するが、その乖離額は翌期の収入上限で全額調整する。ただし、その調整を早期に行うため、収入上限を超えない範囲で期中の料金変更を行うことも認める。</li></ul>
論点⑥： 託送料金の 変更の考え 方	詳細は監視委 で御議論いた だくこととした。	以下の内容等について、御議論いただいているところ。（今後議論予定の内容も含む。） <ul style="list-style-type: none"><li>論点⑤に記載の通り、制御不能費用の変動、想定需要の見積りと実績の差等は、翌期の収入上限への反映を原則としつつも、一定の場合は期中の収入上限への反映及び料金変更を認めることとするが、反映についての詳細な考え方、申請フローについて検討されている。</li></ul>
論点⑦： 期中の監視 及びモニタ リングの在り方	詳細は監視委 で御議論いた だくこととした。	以下の内容等について、御議論いただいているところ。（今後議論予定の内容も含む。） <ul style="list-style-type: none"><li>期中の監視及びモニタリング（事後評価）の仕組みについて検討されている。</li></ul>

論点	構築小委で御議論いただいた内容	監視委で御議論いただいている内容
論点⑧： 前期の成果の利用者還元・次期レベニューキャップへの反映方法	詳細は監視委で御議論いただくこととした。	以下の内容等について、御議論いただいているところ。(今後議論予定の内容も含む。) ＜利益(損失)の扱い＞ <ul style="list-style-type: none"><li>一般送配電事業者がコスト効率化に取り組む制度とするために、効率化インセンティブの観点が必要であるところ、実績費用が期初に見積もった金額を下回った場合(上回った場合)、それを一般送配電事業者の利益(損失)として認めるかわりに、期中又は翌期の収入増減に反映する。</li></ul> ＜次期規制期間の収入上限への反映＞ <ul style="list-style-type: none"><li>アウトプットの評価は、「論点②：各論検討に向けた基本的考え方」における「目標分野、項目及びその内容の設定」とセットで議論を進めている。具体的には、収入上限の上げ下げや、レピュテーションインセンティブの2つの管理方法が検討されている。</li><li>定期洗替時における前期の利益分(損失分)の取り扱いについて検討されている。</li><li>翌期に繰り越された計画等の取り扱いや、規制期間最終年度の成果の評価方法について検討されている。</li></ul>
論点⑨： 各時点における事業者の申請・報告内容	詳細は監視委で御議論いただくこととした。	以下の内容等について、御議論いただいているところ。(今後議論予定の内容も含む。) ＜提出すべき資料＞ 下記の申請書類等について検討されている。 <ul style="list-style-type: none"><li>収入上限の設定時の申請書類</li><li>規制期間中の変分承認の申請書類</li><li>定期的な報告書類</li></ul>